



第2次橋本市長期総合計画 実施計画

令和6年度～8年度

実施計画 施策一覧表

基本目標	政策	施策項目	
【Ⅰ】ともに創る 「産業の振興と雇用を創出し定住できるまち」	(1) 賑わいと活力を創出する地域産業づくり	1	商工業
		2	農林業
		3	観光
	(2) 雇用の創出と就労環境づくり	4	雇用・就労・労働環境
		5	企業誘致
	(3) 充実した情報整備と魅力的なまちづくり	6	シティプロモーション
		7	情報コミュニケーション
【Ⅱ】ともに守る 「安全・安心な暮らしを守り支えるまち」	(4) 安全・安心な暮らしと、生活の利便性を支える都市基盤づくり	8	危機管理・災害
		9	消防・救急
		10	交通安全・防犯
		11	消費生活
		12	地域公共交通
		13	土地利用・市街地・景観
		14	道路
	(5) 豊かな自然と暮らしが調和する生活環境づくり	15	上下水道
		16	自然環境
		17	循環型社会
		18	環境衛生
	(6) 住み慣れた地域で安心して暮らせる持続可能な仕組みづくり	19	住宅環境
		20	公園・緑地
		21	健康・医療
		22	社会保障
23		地域福祉	
24		高齢者福祉	
25		障がい者福祉	
【Ⅲ】ともに育てる 「子どもから高齢者までともに育み学び合うまち」	(7) 一人ひとりの個性が尊重され思いやりのあるまちづくり	26	人権・平和
		27	男女共同参画
	(8) 妊娠・出産、子育てから教育まで切れ目のない支援とそれを支える社会づくり	28	出産・子育て環境
		29	子ども・家庭
		30	地域・家庭・学校・行政の連携
		31	学校教育
	(9) 生涯にわたる生きがいくつくりと心の豊かさを高めるまちづくり	32	生涯学習
		33	生涯スポーツ
		34	歴史遺産
		35	文化芸術・国際交流
		36	青少年健全育成
		37	地域コミュニティ

令和 6 年度 実施計画書

1. <施策の概要>

基本目標	【I】産業の振興と雇用を創出し定住できるまち	政策	1賑わいと活力を創出する地域産業づくり
施策項目	1 商工業		
実現したいまちの姿	商業・サービス業が振興し、農や観光と連携した物販・飲食などの新たな商業・サービス業が展開されています。まちの賑わいが取り戻され、暮らしやすい自立したまちづくりに近づき、企業誘致の波及効果によって中小企業の生産力が向上し、一定の雇用が期待できるようになっています。また、伝統産業の後継者育成や技術の高付加価値化が行われている状況となっています。		
主管部局	経済推進部	関連部局	産業振興課

2-1. <施策評価結果：目標値の達成状況>

	目標名	単位	年度	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	評価
1	年間商品販売額	億円	目標	772	772	772	772	772	772	772	772	772	796	A
			実績	796	-	-								
2	市内総生産額	億円	目標				1529	1641	1641	1641	1641	1641	1641	C
			実績				1529							
3	「商工業」施策の市民満足度	%	目標	28	29	30	31	32	33	34	34	34	34	C
			実績	5	6	11	11	12						
4	伝統的工芸品職人の育成（へら竿）	人	目標	1	1	2	3	4	5	6	7	8	9	E
			実績	0	1	1	1	1						
5	新商品開発件数	件	目標	30	35	40	45	50	55	60	65	70	75	B
			実績	24	31	34	39	45						
6	（参考）ふるさと納税年間寄付件数	件	目標	10360	12700	13900	23000	27000	32300	38400	48000	55200	66200	A
			実績	10360	20085	18815	29869	40319						

A：進捗率100%以上 B：進捗率50%以上 C：数値が上昇しているが進捗率50%未満 D：数値が下降しており達成に遅れがある E：数値が大幅に下降(20%以上)

2-2. <施策評価結果：市民・団体・事業者などの取組み内容（協働の取組み）>

No.	役割分担	今後の方針
1	市民は、日常生活の買物は地元商店での購入に努めます。	国からの経済対策のための補助金等を活用し、地域通貨の導入など地元店舗での消費に直に繋がる経済対策とデジタル化を各商工団体と協力のうえ進めます。
2	事業者・関係団体は、市民ニーズや高齢化に対応したサービスの提供および情報発信に取り組みます。	
3	事業者は、各店舗連携しそれぞれの特徴や強みをいかした魅力的なサービスの提供に取り組みます。	
4	事業者・関係団体は、地元の新規就業者や既に就業経験のある者の雇用創出に努めます。	
5	事業者は、創意工夫により経営基盤の安定・強化、経営の革新に取り組むよう努めます。	

2-3. <施策評価結果：施策全体の方針>

総合評価	施策全体の方針
B	少子高齢化が進み事業主の高齢化も進んでいる中、新規創業や事業承継支援に継続的に取り組んでいきたい。また、民間事業者と連携したプロモーション事業などで本市及びはしもと産品、事業者のPRを効果的に行い、市産業の活性化に向けて取り組んでいきたい。さらに、デジタル化等の新たな事業経営の波にも対応していけるよう支援に取り組んでいく。

A：想定上の効果があり進捗は良好 B：想定どおりの効果があり進捗は順調 C：一定の効果があるが、一部で進捗に遅れがある D：効果は限られ進捗に遅れがある E：効果が表れていない、取り組みができていない

2-4. <施策評価結果：構成する施策>

構成する施策	施策評価
魅力あふれる店舗、商業・サービス業の充実	B
商業環境の充実	B
商業・サービス業充実のための各種制度の充実	A
商業イベントの充実	B
工業の振興	A
地場産業の経営基盤の強化	B
はしもと産品のブランド化の推進	B

A：想定上の効果があり進捗は良好 B：想定どおりの効果があり進捗は順調 C：一定の効果があるが、一部で進捗に遅れがある D：効果は限られ進捗に遅れがある E：効果が表れていない、取り組みができていない

3. <施策内容と主な事業>

① 魅力あふれる店舗、商業・サービス業の充実

施策内容	<ul style="list-style-type: none"> ●商店が集積している地域では、商業機能の充実や、満足度の高い商業・サービス業と雇用の創出を促進します。 ●林間田園都市駅、橋本駅など通勤拠点となっている駅前地区では、通勤者などにとって利便性の高い商業・サービス業が提供できるように商業機能の充実を推進します。 ●農・商・工・観光が連携した農産物や地域の特産品、名物料理などをいかした商業・サービス業の充実を促進します。 						
施策評価 今後の方針	特定創業事業計画に沿った型でのセミナーを実施することにより、安定した経営を続けることができる優良な事業者を発掘する。特に駅前地区などでの創業希望者や雇用の創出につながる創業に対して支援を強化する。						
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ・商工団体と連携して創業セミナーを開催し、安定した経営を開始できるよう支援する。また、県との情報共有により、よらず支援拠点の創業サポートや県のセミナーなどへの誘導も図る。 ・創業セミナー受講者に対しては、創業補助金の算定においてインセンティブを与える。又、国の事業継続補助金においてもインセンティブがあるため、セミナー受講者の増を促進する。 						
主な事業	担当課	事業概要（目的、内容）	方向性				
			R6	R7	R8	重点化	
創業セミナー事業	産業振興課	創業希望者に対して、開業に必要な知識を習得する場として創業セミナーを商工団体と協力して開催する。創業セミナー受講者には持続化補助金の増額が認められるなど、特定創業支援事業によるメリットは多くなってきている。	→	→	→		
創業補助金事業	産業振興課	創業希望者に対して、創業にかかる費用の一部を補助金として支援する。創業後には創業者のフォローアップを行うなど、安定した経営ができるよう継続的な支援を行う。また駅前での開業など、今後市として重点的に取り組む場所を設定するなどの検討も進める。	→	→	→		
はしもとオムレツ推進協議会補助金	産業振興課	農業、商業、観光が連携し「はしもとオムレツ」の参加店舗や生産者を支援することで、橋本市の特産である卵をPRする。令和5年度より取り組む新しい見せ方としてマスコットキャラクターやマンガの活用、フック商品の共同開発などをすすめる。	→	→	→		
デジタル地域通貨事業	産業振興課 政策企画課	令和5年から実施のデジタル地域通貨（ハシモ）事業について、引き続き普及啓発のためプレミアム分を発行することで物価高騰が続く中での経済活動活性化と地域通貨事業自体の安定化を図る。また、各分野の施策推進や課題解決につながる活動に対してハシモを付与することで、動機づけや、施策への関心、参加機運の醸成を図る。	↗	→	→	◎	

② 商業環境の充実

施策内容	<ul style="list-style-type: none"> ●大規模小売店舗の進出については、都市計画法や大規模小売店舗立地法に基づき、周辺環境と調和する施設整備および運営を事業者に要請します。 ●和歌山県の地域課題解決型の補助金を活用した空家や空き店舗を活用した創業を推進します。 ●駅前や市内商店では、観光需要など新たな機能を取り入れて、空家・空店舗の利活用の促進に努めます。 						
施策評価 今後の方針	新規創業を検討している事業者への情報提供、情報共有を、商工団体と協力し取り組んでいく。						
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ・大規模小売店の進出については、引き続き関係各課との情報共有を図る。 ・新規創業の検討事業者に対し、商工団体と連携し、創業セミナーの勧誘、補助制度の紹介などを行い創業の動きを活性化させる。 						
主な事業	担当課	事業概要（目的、内容）	方向性				
			R6	R7	R8	重点化	
創業補助金事業	産業振興課	創業希望者に対して、創業にかかる費用の一部を補助金として支援する。和歌山県地域課題解決型補助金では空き家の活用を地域課題の一つとして本市でも認定しており、本市の補助金でもその点を考慮したうえで査定を行っている。今後、市役所周辺や橋本駅前などの空き店舗の状況把握に務める。	→	→	→		

③ 商業・サービス業充実のための各種制度の充実						
施策内容	<ul style="list-style-type: none"> ●商工団体と連携し、経営の基盤を強化できるよう、販売戦略に関する経営セミナーなどの開催を支援します。 ●国・県や関係機関と連携を図りながら、事業者がデジタル化やグリーン化といった時代の波に乗り遅れないように補助制度の情報提供等の支援を推進します。 ●新規創業時の情報収集やオンライン相談等も含めた仕組みについて関連団体と連携しながら充実を図ります。 					
施策評価 今後の方針	支援金を交付した事業所についての情報を早急にまとめ、商工団体等意見交換をはかる。					
事業内容	特定創業支援計画に基づき、創業支援を行う					
主な事業	担当課	事業概要（目的、内容）	方向性			
			R6	R7	R8	重点化
特定創業支援事業	産業振興課	特定創業支援事業計画に基づき、商工団体やよるず支援拠点、和歌山県と連動した創業者を支援する事業を実施する。	→	→	→	
橋本ふるさと便（商工）事業	産業振興課	令和5年度より開始した「橋本ふるさと便事業」について、補助内容を一部見直し事業を継続する。	→	→	→	

④ 商業イベントの充実						
施策内容	●地域の夏祭りや商工業団体実施のイベントなどの支援により、新たな商業観光の需要開発を促進します。					
施策評価 今後の方針	昨年の商工会の高野口ラバーに続き、今年度商工団体が実施するイベントに対して市として協力できる範囲で協力を行う。また、DMOとの連携をより強化する。また、まっせはしもとにおいて新商品開発の補助採択事業者などがPR販売できる機会を創出とともに、市内事業者との連携で（仮称）橋本マルシェを開催する。					
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ・地場製品のインナープロモーション（市民向け）として、まっせはしもとで新商品開発補助の商品や地場製品のPR販売ブースを設ける。 ・商工団体等が開催するイベントが円滑に実施できるようサポートする。 					
主な事業	担当課	事業概要（目的、内容）	方向性			
			R6	R7	R8	重点化
地場製品PR事業	産業振興課	定期的に市内各地でマルシェを行うことで地場産品をPRする機会を増やし、市外からの誘客が見込まれるイベントでは市外からの新規顧客の獲得を目指す。また新商品開発によって開発された商品を広報誌に掲載、同時にイベントで紹介することで直接購入に繋げていく。	↗	→	→	

⑤ 工業の振興						
施策内容	<ul style="list-style-type: none"> ●経営能力の向上と後継者の育成を図るため、各種セミナーや支援制度の活用等により、継続的な人材育成を推進します。 ●市内企業の工場新設などによる事業規模の拡大に対して、各種優遇制度を活用し支援します。 					
施策評価 今後の方針	企業誘致に合わせて各種優遇制度を案内し、企業の誘致だけでなくデジタルトランスフォーメーションやカーボンニュートラルを含めた設備投資についても推進できるよう取り組みを進めます。					
事業内容	前計画に引き続き策定した「先端設備の導入促進基本計画（R5.6.20～R7.3.31）」により、企業の先端設備導入を促進し、生産性の向上や新商品の開発、労働者不足の解消を図り、活発な設備投資などの経済活動の促進を図る。					
主な事業	担当課	事業概要（目的、内容）	方向性			
			R6	R7	R8	重点化
先端設備等導入促進事業	産業振興課	市内事業者に対して先端設備の導入促進計画に基づく設備投資の導入を促す。企業誘致室と協力し、商工団体を通じて各企業が活用可能な補助金の周知を図る。	→			

⑥ 地場産業の経営基盤の強化						
施策内容	<ul style="list-style-type: none"> ●中小企業の経営安定と設備の近代化に必要な資金需要が見込まれるため、各種融資・助成制度の周知や、低利融資事業の拡大等を国、県などに要請します。 ●商工団体等と連携しながら、経営指導診断体制の確立を図り、経営指導の強化、情報提供等により経営の合理化、効率化を促進します。また、研修事業を通じて事業者と後継者の指導・育成支援を図ります。 ●各種展示会・見本市等への参加を支援し、地場産業等のPR活動の充実に努めます。 ●地場産業の後継者育成学校の開校や、体験・学習メニューの開発・実施に取り組みます。 					
施策評価 今後の方針	紀州へら竿は一定の経験期間を要するが、その間の収入が見込めないため、後継者候補を確保するために地域おこし協力隊制度を活用する。					
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ・中小企業の経営安定化のため、国、県等に対し、引き続き融資や助成事業の拡充を要望する。 ・高野口パイル、紀州へら竿を中心とした産品プロモーション事業を実施するとともに、組合が実施する地場産品のPRや発展に係る事業への支援も行う。 					
主な事業	担当課	事業概要（目的、内容）	方向性			
			R6	R7	R8	重点化
地域おこし 協力隊事業	産業振興課	地域おこし協力隊を令和5年度に確保し令和8年度途中まで地域おこし協力隊として地場産業の発展に貢献してもらう。大阪関西万博の開催など外国人が訪れる機会の増加が見込まれることから、外国語を使える人材を確保することで、釣りや製作体験を通じて紀州へら竿を広く世界の人々に周知することが可能である。	→	→	→	
地場産業支 援事業	産業振興課	地場産業である「紀州へら竿」「高野口パイル」などの展示会に対して、補助金を活用した支援だけでなく、展示会等への人の派遣などにより協力を行う。	→	→	→	

⑦ はしもと産品のブランド化の推進						
施策内容	<ul style="list-style-type: none"> ●地場産業等のPR活動を進めるため、国内および海外の各種展示会・見本市等への参加を支援します。 ●ふるさと納税制度を活用し、地域産品の生産量や販路の拡大を推進します。 ●新商品開発支援等により、事業者・生産者を支援します。 ●デジタルの活用等、多様なチャンネルでの魅力発信をめざします。 					
施策評価 今後の方針	民間企業と連携した都市圏でのプロモーション事業やオンライン事業、SNSなどの情報発信により、はしもと産品の認知度向上、リピーターや新規ファン獲得を目指します。また、事業者が地域産品(商品)開発を行うことや、魅力発信から販売につながる販売出口作り(多様な販売チャンネル支援)を行うことで、地域産品での「稼ぐ力」を高めます。					
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ・首都圏の民間企業と連携し、産品販売、飲食メニュー、体験イベント、ワークショップなど、産品及び市全体のアウトタープロモーション事業を実施する。 ・新商品開発の補助、販路開拓補助により、新ブランド創出や販路開拓に取り組む事業者を支援する。 ・ふるさと納税の寄附受入実績を上げて、地場産品の販売促進を強化する。 					
主な事業	担当課	事業概要（目的、内容）	方向性			
			R6	R7	R8	重点化
産業振興基 金事業補助 金	産業振興課	新商品の開発、展示会への出展など民間企業の支援を行うことで橋本市内企業の商品のブランド化と販路開拓を目指す。	→	→	→	
産業振興基 金事業補助 金(地方創 生)	産業振興課	販路開拓に伴う事業に産業振興基金補助金を支出している。 ①展示会出店補助②バイヤー招へい補助③賞獲得補助(グッドデザイン賞等)の3種類の項目を設けている。特に①展示会出展補助は毎年予算が足りないほどで好評で市外のに橋本市の事業所の商品を売り出すこと、認知度の拡大に寄与している。	→	→	→	
ふるさと納 税	産業振興課	ふるさと納税による寄附金の増大に向けての事業 令和5年度に法改正があり、寄附額に対し、ふるさと納税に係る経費の全て(担当の人件費含む)が5割以下にする必要があるため業務体制の見直しが必要である。経費を5割内に収めるため、中間事業者を統一し返礼品率の見直しを行う。	→	→	→	◎
市の認知度 拡大事業	産業振興課	本市のプロモーションも兼ねた、産品のPRのために都内でポップアップイベントを開催する。5日間の開催で東京都港区白金台にある八芳園MuSuBuにて行う。複数年同時期の開催をすることで、本市の認知度の向上を図る。	→	→	→	

【方向性】 新規：● 拡充：↗ 維持：→ 縮小：↘ 重点化事業：◎

令和 6 年度 実施計画書

1. <施策の概要>

基本目標	【I】産業の振興と雇用を創出し定住できるまち	政策	1賑わいと活力を創出する地域産業づくり		
施策項目	2 農林業				
実現したいまちの姿	本市の農林水産物が「はしもとブランド」として広く支持・認知され、農家の平均所得が向上しています。女性や高齢者を含め意欲ある農業者が活躍できる状態となっており、休耕地や耕作放棄地の増加が抑制され、地産地消に対する市民の認知が広がりをみせています。 森林の持つ多様な役割を保つために、適正な保全と、多様な担い手による地域資源を活かした持続性のある林業が展開されています。				
主管部局	経済推進部	関連部局	農林振興課	農林整備課	

2-1. <施策評価結果：目標値の達成状況>

	目標名	単位	年度	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	評価
1	農家の平均所得	千円	目標	2300	2350	2400	2450	2500	2540	2580	2620	2660	2700	A
			実績	2323	2278	2490	3091	3221						
2	新規就農者	人	目標	10	10	10	10	10	10	17	25	30	35	A
			実績	6	8	8	28	30	0					
3	森林整備面積	ha	目標	-	-	-	-	-	50	50	50	50	50	B
			実績	47.02	28.9	38.28	35.57	48.29						
4			目標											
			実績											
5			目標											
			実績											
6			目標											
			実績											

A：進捗率100%以上 B：進捗率50%以上 C：数値が上昇しているが進捗率50%未満 D：数値が下降しており達成に遅れがある E：数値が大幅に下降(20%以上)

2-2. <施策評価結果：市民・団体・事業者などの取組み内容（協働の取組み）>

No.	役割分担	今後の方針
1	事業者・関係団体は、地元の新規就農者や中途就業者の雇用創出に努めるとともに、地場産材の利用に努めます。	本市の農林水産物が「はしもとブランド」として広く支持・認知され、農家の平均所得が向上しています。女性や高齢者を含め意欲ある農業者が活躍できる状態となっており、休耕地や耕作放棄地の増加が抑制され、地産地消に対する市民の認知が広がりをみせています。 森林の持つ多様な役割を保つために、適正な保全と、多様な担い手による地域資源を活かした持続性のある林業が展開されています。
2	市民・事業者・関係団体は、情報の共有と連携のもと、農業振興として有効な農地の利用集積への取組みを進めます。	
3	市民・事業者・関係団体は、受入れ環境の整備を行いやすいように、市民・団体・事業者などの交流の場や研修などを活発に行います。	
4	市民・事業者・関係団体が一体となったPR 活動を展開し、魅力ある農業の振興に努めます。	
5		

2-3. <施策評価結果：施策全体の方針>

総合評価	施策全体の方針
C	農業振興条例を意欲的な農業者が活用しやすく、かつ農業者の課題解決に繋がる制度に改めると共に、橋本ふるさと便事業や農産物等インターネット販売促進事業など販路拡大に繋がる施策を継続的に推進することで、農業所得を向上させる。 また、林業については森林環境譲与税（環境税）に基づき、森林経営管理法による事業等を確立するとともに、森林組合等と連携をとり、林業人材の確保や市産材の活用を推進するなどの支援策を展開したい。

A：想定上の効果があり進捗は良好 B：想定どおりの効果があり進捗は順調 C：一定の効果があるが、一部で進捗に遅れがある D：効果は限られ進捗に遅れがある E：効果が表れていない、取組みができていない

2-4. <施策評価結果：構成する施策>

構成する施策	施策評価
魅力ある農業の振興	C
生産基盤の整備の推進	B
農村環境の整備	B
担い手の確保と育成	B
林業基盤の整備	C
森林資源の利活用の推進と適切な維持管理	C

A：想定上の効果があり進捗は良好 B：想定どおりの効果があり進捗は順調 C：一定の効果があるが、一部で進捗に遅れがある D：効果は限られ進捗に遅れがある E：効果が表れていない、取組みができていない

3. <施策内容と主な事業>

① 魅力ある農業の振興						
施策内容	<ul style="list-style-type: none"> ●優良な農畜産物を国内外へ効果的にPRし、はしもとブランドの振興を図ります。有効な新規農産物の産地化や農家の6次産業化に取り組み、また農家民泊や農業体験等による農家のプラスワン収入を獲得するなど農家所得の向上に努めます。 ●ふるさと橋本応援寄附金を活用した地域産品のPRを行います。 ●障がい者雇用などの農福連携、連携市との農業連携による都市農村交流、子どもの農体験など、農業をいかした取り組みの展開を促進します。 ●有機農法をはじめとする持続可能な農業の推進、普及に努めます。 					
施策評価 今後の方針	産地化事業（高野山麓精進野菜）は飲食店での活用に向けた営業はもとより、市民がより身近に感じて購入してもらえるよう定期的な販売を実施する。農業所得の向上に向けては、2025年農林業センサスにおいて販売額300万円以上の経営体数が近隣市町並みとなるよう、兼業農家を含めて支援を推進する。					
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ●産地化事業においては、認知度を向上させることで野菜の需要を高め、参画農業者を増加させる。 【周知・担い手増加・生産量確保に向けた段階的な目標設定】 令和5年・6年度目標：市民向けの露出を増やし、認知度を向上させる。 令和7年・8年度目標：高野山麓精進野菜及び白ごま出荷農家の目標値を80（のべ人数）とする。					
主な事業	担当課	事業概要（目的、内容）	方向性			
			R6	R7	R8	重点化
農産物産地化事業	農林振興課	<ul style="list-style-type: none"> ●高野山麓精進野菜、白ごまなどの産地化事業 令和5年8月、高野山麓農産物産地化協議会補助金を施行した。令和5年度から6年度にかけて、消費者や飲食店に分かりやすいチラシに刷新し、のぼり・台巻などイベント用販売促進資材を作成する。南海沿線マルシェや市内イベントへの出品を増やして、消費者・飲食店向けの認知度を高める。 また、市民が高野山麓精進野菜や生産農家とふれ合える「ベジフェス」を開催する。	↑	→	→	◎
農産物産地化事業	農林振興課	<ul style="list-style-type: none"> ●農業振興条例関連補助金 令和5年度時点で全10補助事業のうち、①紀州てまり等産地化事業、②スマート農業等導入事業、③農産物加工設備導入事業、④農産物産地化事業の4補助事業が農産物産地化事業となっている。 令和6年度に①②③を見合わせ④は産地化推進に繋げるため、支援策として見直されていたが活用の見込がないので廃止予定。新たに「農業用ハウス災害復旧事業」「クビアカツヤカミキリ対策事業」を新設し農産物を支援する。	↑	→	→	◎
農産物販売促進事業	農林振興課	<ul style="list-style-type: none"> ●橋本ふるさと便 橋本ふるさと便とインターネット販売促進事業を活用することで農産物の販路拡大を支援する。 なお、橋本ふるさと便事業及び農産物等インターネット販売促進事業は令和6年度から農業振興条例関連補助金に組み込んで恒常的に農家支援を実施する体制をつくる。	↑	→	→	◎

② 生産基盤の整備の推進						
施策内容	<ul style="list-style-type: none"> ●農地中間管理機構を積極的に活用し農地の集積に努めます。 ●県や関係組織、農産者と連携し、耕作放棄地の解消にむけた取り組みを進めます。 ●農業振興条例に基づく補助制度による農家支援を行い、生産基盤の強化に努めます。 					
施策評価 今後の方針	関係機関と連携しながら、制度周知を行い、取り組み農家を増加させる。					
事業内容	関係機関と連携しながら、制度周知を行い、取組農家を増加させる。					
主な事業	担当課	事業概要（目的、内容）	方向性			
			R6	R7	R8	重点化
農地利用集積特別対策事業	農林振興課	農地中間管理事業の周知を図ることで活用者を増やし、担い手への農地利用集積を推進している。	→	→	→	
農地利用集積特別対策事業	農林振興課	農業振興条例関連補助金の⑤農地集積推進事業によって農地中間管理事業の活用を推進している。	→	→	→	
中山間地域等直接支払い推進事業	農林振興課	中山間地域の農地を耕作する農家などに交付金を交付し、農業生産活動の維持や中山間の多面的機能の確保を図るものです。	→	→	→	

③ 農村環境の整備						
施策内容	<ul style="list-style-type: none"> ●快適で安全な農村環境づくりに努めるため、農道・用排水路・ため池などの適切な維持・管理を促進します。 ●イノシシ、シカの防護柵等の設置への補助金の充実など、継続した有害獣対策・駆除活動に取り組みます。 					
施策評価 今後の方針	引き続き農道、用水路等の修繕補修をおこない、ため池の劣化状況調査、豪雨耐性評価をおこなうと共に、新たにため池耐震評価をおこない、その結果をもとに令和5年度より、概算工事費の算出、優先順位を整理するため、実施計画を策定し、あわせて補修修繕、または廃止縮小を推進する。					
事業内容	●有害鳥獣対策事業					
主な事業	担当課	事業概要（目的、内容）	方向性			
			R6	R7	R8	重点化
有害鳥獣対策事業	農林振興課	農業振興条例関連補助金の⑥有害鳥獣被害対策事業の防護柵は補助率：1/3、補助限度額：15万円、防鳥機、防除柵は補助率：1/2、補助限度額：5万円を実施することで農業者を支援する。	→	→	→	
農業用施設修繕補修事業	農林整備課	地元要望等に基づき、受益者2名以上の金額、規模等の採択要件の合う比較的大規模なものは国費、県費、それ以外の小規模なものは市費等により、受益者（農地所有者、水利組合等）より分担金（事業費による概ね30%）を負担してもらい農道、用水路等の修繕補修工事をおこない、健全な農村環境を維持する。	→	→	→	
ため池廃止事業	農林整備課	不要な農業用ため池の廃止を推進し、農村環境の安全性の向上に寄与する。令和4年度より農業用に使用せず、合わせて水利権の放棄等の同意を得られてものから順次廃止をおこなっているが、水利権の放棄等の手続きの関係から要望を受けての事業となるため、受動的な事業となり全体の計画が立案しづらい。令和5年度までに2池の廃止を実施し、令和6年度以降4池の廃止予定となる。	→	→	→	
劣化状況調査・豪雨耐性評価事業	農林整備課	ため池特別措置法に基づき実施すべき項目となっており、防災重点農業用ため池（178池）を対象に法の期限である令和12年度末までに完了する必要がある。令和3年度より複数年契約で実施しており、令和5年度までに132池が完了する予定で、令和6年7年で残りの調査及び資料とりまとめをおこない、令和7年度に完了予定。農業用ため池の構造上の危険性の状況を把握し、農村環境の安全性の向上に寄与する。	→	→		
ため池実施計画策定事業	農林整備課	ため池特別措置法により防災重点農業用ため池について、法の期限内（令和12年）で決壊の恐れ等のある危険ため池について改修等を含めた対策を実施する必要があることから、劣化状況調査・豪雨耐性評価の結果および浸水想定区域内の避難所の有無等の社会的重要度を考慮して優先度を把握し、経済的かつ効果的な対策事業を行うために必要であり、対外的に説明する資料としても必要となる。令和5年度より実施し令和5年に85池。令和7年に86池を実施予定	→	→	→	
土地改良施設維持管理適正化事業	農林整備課	国費、県費、市費等により修繕補修工事をおこない、健全な農村環境を維持する。	●	→	→	

④ 担い手の確保と育成						
施策内容	<ul style="list-style-type: none"> ●就農支援サイトの構築により元気な担い手情報や補助金などの支援情報を発信することや、きめ細かい就農相談の実施により新たな担い手が就農しやすい環境を整え ●県、市など関係機関が連携した営農指導による新規就農者を育成するほか、農業高等学校、農林大学校との連携強化を図ります。 ●農作物の栽培講習会などによる農業に対する興味の醸成を図ります。 					
施策評価 今後の方針	<ul style="list-style-type: none"> ●新規就農者であっても農業所得を高められる施策を実施することで、新規就農の場所として選択してもらえる地域にする。 ●「働く人のための野菜作り講習会」は継続実施するか検討する。 					
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ●農産物等インターネット販売促進事業 ●就農支援事業 ●都市農村交流対策事業 ●市民農園 ●信太地区活性化事業 ●地域おこし協力隊の活用事業 ●担い手対策事業 					
主な事業	担当課	事業概要（目的、内容）	方向性			
			R6	R7	R8	重点化
就農支援事業	農林振興課	<p>○農産物等インターネット販売促進事業 農業所得を向上させるためには新たな販路の開拓が必要となる。橋本市では令和2年に当該事業を施行して以降、インターネット販売が新たな販路開拓として非常に有効かつ即効的な取組みであると考えており、窓口等において登録や運用方法を伴走支援している。その効果もあって意欲的な取組農家も増えていることから、今後も当該事業を重点的に取り組んでいく。</p> <p>なお、農産物等インターネット販売促進事業及び橋本ふるさと便事業は令和6年度から農業振興条例関連補助金に組込んで恒常的に農家支援を実施する体制をつくる。</p>	→	→	→	
就農支援事業	農林振興課	<p>就農直後の農業経営を支援するため、全額補助額を国が負担する国事業。実施主体が市町村であるため、事務が非常に煩雑化している。</p> <p>○農業次世代人材投資資金（年間150万円×5年） ○経営開始資金（年間150万円×3年） ○経営発展支援事業（国費1/2、県費1/4、自己負担1/4）</p>	→	→	→	
就農支援事業	農林振興課	<p>○働く人のための野菜作り講習会 農業に興味を持ってもらう人を増やすため、全5回の野菜づくり講習会を実施している。座学3回、実地講習が2回あり、実際に秋冬野菜を栽培管理してもらっている。</p>	→	→	→	
都市農村交流対策事業	農林振興課	<p>○はしぼうファーム 自然とのふれあいと通じて都市部住民との交流の場をつくる。1カ所、16区画のうち14区画を貸出している。</p> <p>○柱本棚田地域の振興 「芋谷の棚田」を活用して都市住民との交流の場をつくる。</p> <p>令和4年の連携協定による泉大津市学校給食向け玄米は、事業継続できるか地元の農家グループと調整中。</p>	→	→	→	
市民農園事業	農林振興課	<p>気軽に農業ができる場を提供することで、市民に農業に興味を持ってもらうことを目的としている。</p> <p>市内11カ所、全288区画のうち250区画（86%）を貸出している。</p> <p>就農支援事業が煩雑化する中で、市民農園の維持管理に対応する労力に限りがあるため、草刈り作業等をシルバー人材センターに委託する等限られた人員で対応できる体制に整える。</p>	→	→	→	
信太地区活性化事業	農林振興課	<p>高野口信太地域は九重、上中、下中、田原、嵯峨谷、竹尾、西川の七地区で構成されており、主な産業は農業で柿と稲作が2大農産物となっている。</p> <p>労働力人口の流出、高齢化の進行により、高齢化率は橋本市内で一番高い。受け継がれてきた田園風景、文化、風習などの農山村地域の豊かさと京奈和自動車道高野口インターチェンジから近い利便性を活かし、信太地域を活性化し存続させ、未来につながることが本事業の目的である。</p> <p>定住・関係人口の受け入れ、文化継承の発展、生業化を実現するために、地域おこし協力隊制度を活用した農作物等の生産、担い手の確保と育成について検討する。</p>	↗	→	→	◎
担い手対策事業	農林振興課	<p>●農業振興条例関連補助金 令和5年度時点で全10補助事業のうち、⑦認定農業者等基盤強化事業、⑧農業法人化事業、⑨令和5年6月豪雨による被災農地及び施設復旧事業の3補助事業がある。</p> <p>令和6年度事業として⑦は継続、⑧は廃止予定、⑨は令和6年度で事業完了予定。</p> <p>農業振興条例関連補助金を活用して担い手を支援することで、担い手の農業経営の改善を図る。</p>	→	→	→	

⑤ 林業基盤の整備						
施策内容	<ul style="list-style-type: none"> ●林業の生産性の向上を図るため、森林管理や林業経営の基幹となる林道の適切な維持・管理に努めます。 ●森林経営管理法施行および森林環境譲与税創設を受け、森林組合と連携をとり、市において今後の方針を策定し、林業人材の確保や市産材の活用など積極的に行っていきます。 					
施策評価 今後の方針	森林環境譲与税及び森林環境税を活用しながら、本市に合致した林業行政の方向性を確立し、次世代の担い手確保に向けた取り組みを構築する必要がある。					
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ●森林経営管理意向調査事業・・・森林所有者に対して森林経営管理意向調査を実施 ●森林経営管理事業・・・森林経営管理意向調査結果を基に経営管理権集積計画を策定 ●私有林整備事業・・・間伐（切り捨て）・作業道整備・小規模森林整備事業を実施 ●木材利用促進事業・・・市間伐材を活用し、木製玩具贈呈事業、木製品作製事業を実施 ●普及啓発事業 ●人材育成・担い手の確保事業 					
主な事業	担当課	事業概要（目的、内容）	方向性			
			R6	R7	R8	重点化
森林環境譲 与税の活用 事業	農林振興課	森林資源を生産・供給する経済的な機能、水土の保全、生活環境保全及び保健文化等、森林の有する多面的機能を総合的かつ高度に発揮させるため、適切な森林整備の推進や木材利用等の促進を進めることを目的とする。 意向調査事業、森林経営管理事業、私有林整備事業、木材利用促進事業、普及啓発事業、人材育成・担い手の確保事業等の事業計画を策定するとともに森林環境譲与税の配分を適切に管理する。	→	→	→	

⑥ 森林資源の利活用の推進と適切な維持管理						
施策内容	<ul style="list-style-type: none"> ●橋本市森林整備計画に基づき、森林の適切な管理と林業の振興に努めます。 ●森林組合との連携により、間伐材の利用を促します。 ●森林・林業に対する関心を高めるためのイベント等の機会を通じた啓発と、小中学校等での環境教育を関係団体と協力して推進します。 					
施策評価 今後の方針	森林環境譲与税及び森林環境税を活用しながら、本市に合致した林業行政の方向性を確立し、次世代の担い手確保等施策を構築する必要がある。					
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ●意向調査事業・・・森林所有者に対して意向調査を実施 ●森林経営管理事業・・・意向調査結果を基に経営管理権集積計画を策定 ●私有林整備事業・・・間伐（切り捨て）・作業道整備・小規模森林整備事業を実施 ●木材利用促進事業・・・市間伐材を活用し、木製玩具贈呈事業、木製品作製事業を実施 ●普及啓発事業 ●人材育成・担い手の確保事業 ●信太地区活性化事業 ●地域おこし協力隊活用事業 					
主な事業	担当課	事業概要（目的、内容）	方向性			
			R6	R7	R8	重点化
森林環境譲 与税の活用 事業	農林振興課	森林資源を生産・供給する経済的な機能、水土の保全、生活環境保全及び保健文化等、森林の有する多面的機能を総合的かつ高度に発揮させるため、適切な森林整備の推進や木材利用等の促進を進めることを目的とする。 意向調査事業、森林経営管理事業、私有林整備事業、木材利用促進事業、普及啓発事業、人材育成・担い手の確保事業等の事業計画を策定するとともに森林環境譲与税の配分を適切に管理する。	→	→	→	
信太地区活 性化事業	農林振興課	高野口信太地区は九重、上中、下中、田原、嵯峨谷、竹尾、西川の七地区で構成されており、主な産業は農業で柿と稲作が2大農産物となっている。 労働力人口の流出、高齢化の進行により、高齢化率は橋本市内で一番高い。受け継がれてきた田園風景、文化、風習などの農山村地域の豊かさと京奈和自動車道高野口インターチェンジから近い利便性を活かし、信太地域を活性化し存続させ、未来につなぐことが本事業の目的である。 定住・関係人口の受け入れ、文化継承の発展、生業化を実現するために、地域おこし協力隊制度を活用した森林資源の利活用について検討する。	↗	→	→	◎

令和 6 年度 実施計画書

1. <施策の概要>

基本目標	【I】産業の振興と雇用を創出し定住できるまち	政策	1賑わいと活力を創出する地域産業づくり
施策項目	3 観光		
実現したいまちの姿	国内外から観光客を呼び込み、自然、歴史、高野山麓で生まれた特色ある農商工文化（農業体験・美食、多彩な物産、伝統的工芸品）を満喫できるまちとなっています。また、地域に合った観光地づくりとして、地域住民、事業者、団体等と連携することで、訪れる人々が満足し、地域の活性化につながる観光のまちづくりが進んでいます。		
主管部局	経済推進部	関連部局	シティプロモーション課

2-1. <施策評価結果：目標値の達成状況>

	目標名	単位	年度	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	評価
1	観光客入込数	千人	目標	1,410	1,468	1,528	1,587	1,644	1,671	1,698	1,370	1,370	1,370	D
			実績	1,383	1,330	982	949	1,057						
2	イベント来客数	人	目標					69,000	69,000	69,000	69,000	69,000	69,000	D
			実績	72,027	81,849	5,853	4,247	30,309						
3	延べ宿泊者数	人	目標	75,800	78,600	81,400	84,200	87,000	89,000	90,800	90,200	90,200	90,200	B
			実績	70,435	67,281	52,879	56,251	71,598						
4			目標											
			実績											
5			目標											
			実績											
6			目標											
			実績											

A：進捗率100%以上 B：進捗率50%以上 C：数値が上昇しているが進捗率50%未満 D：数値が下降しており達成に遅れがある E：数値が大幅に下降(20%以上)

2-2. <施策評価結果：市民・団体・事業者などの取組み内容（協働の取組み）>

No.	役割分担	今後の方針
1	市民・事業者は、おもてなしの心（ホスピタリティ）で観光客を迎えます。	継続してSNSを活用した情報発信に取り組むとともに、観光地域づくりに向けた取組みに注力する。
2	市民・事業者・関係団体は、身近な地域資源（世界遺産、歴史、自然等）に関心を持ち、SNS等を活用して市内外に対して情報発信を	
3	受入れ環境の整備を行いやすいように、市民・団体・事業者などの交流の場や研修などを活発に行います。	
4	市民・事業者・関係団体は、交流人口の拡大を図る仕組みを構築するために、連携して積極的に参画します。	
5		

2-3. <施策評価結果：施策全体の方針>

総合評価	施策全体の方針
C	新型コロナウイルス感染症の拡大により観光関連事業は大きな影響を受けています。インバウンド需要が消失するなか、お客様のニーズが多様になっていくなか、身の丈に応じた観光地域づくりに地道に取り組んでいく。

A：想定上の効果があり進捗は良好 B：想定どおりの効果があり進捗は順調 C：一定の効果があるが、一部で進捗に遅れがある D：効果は限られ進捗に遅れがある E：効果が表れていない、取組みができていない

2-4. <施策評価結果：構成する施策>

構成する施策	施策評価
観光資源の活用	C
観光客の受け入れ体制の整備	C
観光プロモーションの推進	C
観光交流型の商業サービスの構築	C

A：想定上の効果があり進捗は良好 B：想定どおりの効果があり進捗は順調 C：一定の効果があるが、一部で進捗に遅れがある D：効果は限られ進捗に遅れがある E：効果が表れていない、取組みができていない

3. <施策内容と主な事業>

① 観光資源の活用						
施策内容	<ul style="list-style-type: none"> ● 交流人口の拡大を図るため、世界遺産高野参詣道「黒河道」や日本遺産「葛城修験」等と、市固有の文化遺産・産業・観光の各資源をいかしたテーマ性・ストーリー性をもった魅力ある観光周遊ルートを構築します。 ● DMO と連携して、体験メニューの充実を図るとともに、既存の観光資源をブラッシュアップし、民間事業所や観光団体、商工団体などと協力した観光商品の充実を図ります。 ● 橋本市だけでなく、周辺地域を包括的に捉え「1日周遊できる観光コンテンツ」の開発に取り組みます。 					
施策評価 今後の方針	新型コロナウイルス感染症の状況が不透明ななかであるが、既存の観光資源とともに日本遺産「葛城修験」の活用やサイクリングへの取り組みを強化する。					
事業内容	DMOと連携し、黒河道、葛城修験のトレッキングをはじめとした体験コンテンツを含め、広域的に周遊できるよう促進する。					
主な事業	担当課	事業概要（目的、内容）	方向性			
			R6	R7	R8	重点化
市観光イベント事業	シティプロモーション課	世界遺産高野参詣道「黒河道」、日本遺産「葛城修験」を他の観光資源と含めたトレッキングイベントを開催する等、広く認知してもらうことにより、地域振興、誘客促進を図る。	→	→	→	

② 観光客の受入れ体制の整備						
施策内容	<ul style="list-style-type: none"> ● インバウンド振興として、訪日外国人観光客に対する多言語案内表示やHP、フリーWi-Fi など環境の整備を推進します。また、宿泊施設（民泊）など受入れ促進にむけた取り組みを支援します。 ● 各地域に点在する観光資源の魅力強化を図るための整備として、橋本駅前のはしもと広域観光案内所や地元住民・観光ボランティアガイド等と連携して情報収集を行う。 					
施策評価 今後の方針	新型コロナウイルス感染症の収束状況を見極め、本市に点在する観光資源の魅力強化を図るためSNS等を活用したデジタルプロモーションによる情報発信に取り組む。また、観光関連事業者等に対しても観光客受入れ体制の情報発信や情報収集を行う。					
事業内容	国内外の観光客に対し観光情報のほか、事業者情報、イベント情報を効果的に案内を行う。					
主な事業	担当課	事業概要（目的、内容）	方向性			
			R6	R7	R8	重点化
観光案内所管理運営事業	シティプロモーション課	来訪者アンケートを実施し、観光客のニーズに合った情報収集を行い、効果的な観光案内により地域周遊するための拠点として本市の認知度向上、域内消費を高める。	→	→	→	

③ 観光プロモーションの推進						
施策内容	<ul style="list-style-type: none"> ●観光客の利便性向上のため、ターゲットを明確にし、SNS を含む様々なメディアなどを活用したデジタルプロモーションや魅力発信を行います。 ●サイクルツーリズムの推進にむけて観光振興アドバイザーなどと協働して取り組みます。 					
施策評価 今後の方針	ファムツアーを実施し色々な観点からのコンテンツの指摘、改善などを把握したうえで観光関連事業者に対しセミナーなどの取り組みを行う。また、ツアー実施にむけて大手旅行会社にプロモーションを実施する。					
事業内容	大阪・関西万博を見据え、DMOと連携し高野山麓地域の一体的なプロモーションを行うとともに、アウトドア志向の中人気のあるサイクルツーリズムを推進する。					
主な事業	担当課	事業概要（目的、内容）	方向性			
			R6	R7	R8	重点化
広域観光連携事業	シティプロモーション課	DMOと連携し、高野山を訪れる観光客に市内への流入を促すため、本市周辺エリアを含めたプロモーションに取り組む。観光振興アドバイザーと連携し、観光地、飲食店等の周遊ルートを促進するとともに、レンタサイクルを活用し、サイクルツーリズムを推進する。	→	→	→	◎

④ 観光交流型の商業サービスの構築						
施策内容	<ul style="list-style-type: none"> ●伝統産業や農業などの体験型旅行商品を企画するとともに、観光商品を自ら造成、販売できるような事業者の育成支援の取組みを中長期的に検討します。 ● DMO や観光関連事業者との連携を図り、旅行商品の販売などにより地域内での旅行消費額の増加に努めます。 					
施策評価 今後の方針	体験メニューの造成に引き続き取り組むとともに、観光商品を自ら造成、販売できるような事業者の育成支援の取組みを中長期的に検討する必要がある。					
事業内容	魅力的な体験観光コンテンツの開発、磨き上げ、事業者の育成。					
主な事業	担当課	事業概要（目的、内容）	方向性			
			R6	R7	R8	重点化
広域観光ビジネス共同体事業	シティプロモーション課	DMOと連携し、伝統的工芸品紀州へら竿、パイル織物等の製造工程を体験コンテンツとして販売し、地域の稼ぐ力を引き出していく。また、回復している訪日外国人観光客、特に富裕層旅行者の獲得など、新たな需要層の取り込みも検討していく。	→	→	→	◎

【方向性】 新規：● 拡充：△ 維持：→ 縮小：∨ 重点化事業：◎

令和 6 年度 実施計画書

1. <施策の概要>

基本目標	【I】産業の振興と雇用を創出し定住できるまち	政策	2雇用の創出と就労環境づくり		
施策項目	4 雇用、就労、労働環境				
実現したいまちの姿	商工業の振興による地域経済への波及効果が生まれ、若年者等の地元雇用が増加しています。				
主管部局	経済推進部	関連部局	産業振興課		

2-1. <施策評価結果：目標値の達成状況>

	目標名	単位	年度	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	評価
1	市内就業率（市内就業者数／就業者総数）	%	目標	54	54	54	54	55						A
			実績					58.3						
2	創業比率	%	目標	4.4	4.6	4.6	4.8	5	5.2	5.4				C
			実績	4.3			5							
3			目標											
			実績											
4			目標											
			実績											
5			目標											
			実績											
6			目標											
			実績											

A：進捗率100%以上 B：進捗率50%以上 C：数値が上昇しているが進捗率50%未満 D：数値が下降しており達成に遅れがある E：数値が大幅に下降(20%以上)

2-2. <施策評価結果：市民・団体・事業者などの取組み内容（協働の取組み）>

No.	役割分担	今後の方針
1	市民は、ハローワークなどでの積極的な求職活動に努めます。	登録事業者を拡大するため、各種相談会などに参加する事業者に加入をすすめる。 一昨年から実施している成人の集いでのチラシ配布について、効果的な実施方法など検討をすすめる。
2	事業者は、ハローワークを通じて市民および市への求人情報の提供に努めます。	
3		
4		
5		

2-3. <施策評価結果：施策全体の方針>

総合評価	施策全体の方針
B	引き続き企業誘致による雇用の場の創出に注力するとともに、ハローワークや県と連携して市内企業への就職支援にも継続的に取り組んでいく。

A：想定上の効果があり進捗は良好 B：想定どおりの効果があり進捗は順調 C：一定の効果があるが、一部で進捗に遅れがある D：効果は限られ進捗に遅れがある E：効果が表れていない、取り組みができていない

2-4. <施策評価結果：構成する施策>

構成する施策	施策評価
就労の場づくりの推進	B
就労環境の改善	B
創業・起業環境の整備促進	A
就労に関連する各種機関との連携の強化	B

A：想定上の効果があり進捗は良好 B：想定どおりの効果があり進捗は順調 C：一定の効果があるが、一部で進捗に遅れがある D：効果は限られ進捗に遅れがある E：効果が表れていない、取り組みができていない

3. <施策内容と主な事業>

① 就労の場づくりの推進

施策内容	<ul style="list-style-type: none"> ●企業誘致の推進を図り、新しい雇用の場の創出を促進します。 ●既存産業の活性化による雇用の場の確保により、技術継承の問題などが生じないような対応を図ります。 					
施策評価 今後の方針	以前と異なり高校生の地元就職希望が増加していることから、今後和歌山県などとも協力した高校生をはじめとした若い人材の既存企業を中心とした地元就職の支援をすすめる。					
事業内容	きのくに人材育成協議会、県が実施する高校生向け応募前企業ガイダンスへの参加などにより情報を収集・共有する。新たな雇用の場を創出するため、企業訪問等積極的な企業誘致活動に取り組む。					
主な事業	担当課	事業概要（目的、内容）	方向性			
			R6	R7	R8	重点化
企業誘致活動事業	企業誘致室	新たな雇用の場を創出するため、あやの台北部用地（第1次事業）への製造業及び物流関連業等の企業誘致活動はもとより、大卒者や転入者の雇用が多く見込まれるIT企業等の誘致にも力を入れ事業に取り組む。	→	→	→	
合同企業説明会事業	産業振興課	和歌山労働局、和歌山県経営者協会等と連携し、橋本・伊都地方を中心とした地元企業の合同説明会を開催する。	→	→	→	

② 就労環境の改善

施策内容	<ul style="list-style-type: none"> ●労働環境向上のため、多様な働き方を支援する法律や制度内容等の周知・啓発に努めます。 ●求人情報などの情報提供を行います。（ホームページなどでの地元事業者の求人情報） ●各種助成制度などの情報を収集、地元事業者へ提供するとともに活用を促進し、就業環境の改善に努めます。 					
施策評価 今後の方針	「橋本で働こう」の掲載企業を増やすことで、市ホームページを閲覧する幅広い人の目にとまり、少しでも就職実績が増加するよう努めます。その他各種補助制度、制度変更の周知など引き続き実施していきます。					
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ・就職フェアなど企業が集まる機会を活用して、労働環境向上に係る法律や制度の改正を周知する。 ・「橋本で働こう」の掲載企業をより充実させ、就労機会向上の一助となるよう取り組む 					
主な事業	担当課	事業概要（目的、内容）	方向性			
			R6	R7	R8	重点化
企業情報PR事業	産業振興課	市内の雇用の確保に繋げるため、就職にむけた企業情報ページの充実と企業数の増加を図る。	→	→	→	
ハローワーク連携事業	産業振興課	「はしもとで働こう」を充実することで、ハローワークのように就労を希望して企業を探す人とは違う切り口（例えば移住など）で本市の企業を知ってもらう機会を創出する。一方でハローワークと連携した就職相談会の実施やこまめな情報交換により最新の情報を得て市民に発信する。	→	→	→	

③ 創業・起業環境の整備促進						
施策内容	<ul style="list-style-type: none"> ●商工団体と連携し創業セミナーを開催するとともに、セミナー受講を要件として創業支援を進めます。また、若者の起業を応援する仕組みづくりについて関係団体とともに検討を進めます。 ●地元で起業をめざす創業希望者や移住して起業をめざす者に対し、創業・起業経費の一部補助を行います。 ●県の融資制度の活用や創業資金利子補給等の支援を行います。 					
施策評価 今後の方針	新型コロナにより解雇や早期退職で起業を考える人が増えている。今後創業した事業を継続するためには、一定以上の知識が必要であることから、セミナーの受講を要件として創業支援を進めていく。					
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ・商工団体と連携して創業セミナーを開催し、安定した経営を開始できるよう支援する。また、県との情報共有により、よらず支援拠点の創業サポートや県のセミナーなどへの誘導も図る。 ・創業セミナー受講者に対しては、創業補助金の算定においてインセンティブを与える。又、国の事業継続補助金においてもインセンティブがあるため、セミナー受講者の増を促進する。 					
主な事業	担当課	事業概要（目的、内容）	方向性			
			R6	R7	R8	重点化
創業セミナー事業	産業振興課	創業希望者に対して、開業に必要な知識を習得する場として創業セミナーを商工団体と協力して開催する。創業セミナー受講者には持続化補助金の増額が認められるなど、特定創業支援事業によるメリットは多くなってきている。	→	→	→	
創業支援資金利子補給補助金	産業振興課	創業にあたり政策金融公庫等から借入れを行った事業者に対して上限1.0%の利率分の利息を36か月間補助する。一定割合の補助が行われることで開業間もない企業にとっては大きな支援となっており、併せて融資を受ける際に政策金融公庫と入念な相談が行われることで自身の事業を客観的に見る良い機会となっている。	→	→	→	

④ 就労に関連する各種機関との連携の強化						
施策内容	<ul style="list-style-type: none"> ●ハローワークなどと連携し、就労ニーズや雇用状況を把握し、年齢や適性・能力に応じた就業機会が提供されるように努めます。 ●企業に対し障がい者の雇用促進を要請します。 ●ハローワークおよび高等学校と連携を図り、新規就業者や中途就業者の雇用を促進します。 					
施策評価 今後の方針	障がい者の雇用をはじめ年齢や適性に応じた就業機会を提供できるようハローワークと連携した情報発信と、セミナー開催への協力を行う。					
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ハローワークの再就職を支援する「求職者支援制度」、子育て中の就労を応援する「マザーズコーナー」など、利用促進を図るため市としても情報発信する。 ・就職フェアなど企業が集まる機会を活用して、障がい者雇用、男女共同参画など、雇用企業として認知が必要なことについて周知を図る。 					
主な事業	担当課	事業概要（目的、内容）	方向性			
			R6	R7	R8	重点化
ハローワーク連携事業	産業振興課	ハローワークが行う就職支援事業と連携することで、子育て世代の就職の促進を目指す。また合わせて就職相談会などの場で多様な働き方による雇用を検討していただくよう事業者にも協力を依頼する。交通の発展により遠方からの就職も可能となっていることから、他地域のハローワークとも連携し就業者の確保も目指す。	→	→	→	

【方向性】 新規：● 拡充：∧ 維持：→ 縮小：∨ 重点化事業：◎

令和 6 年度 実施計画書

1. <施策の概要>

基本目標	【I】産業の振興と雇用を創出し定住できるまち	政策	2雇用の創出と就労環境づくり
施策項目	5 企業誘致		
実現したいまちの姿	新規工業団地への企業立地及びIT関連企業等のソフト産業等の誘致が進み、誘致に伴う地域経済への波及効果と、雇用が創出できています。		
主管部局	経済推進部	関連部局	企業誘致室

2-1. <施策評価結果：目標値の達成状況>

	目標名	単位	年度	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	評価
1	誘致企業従業員数	人	目標	850	885	920	960	1000	1040	1080	1560	2600	2800	A
			実績	920	1068	1196	1276	1380						
2	誘致企業件数	件	目標	34	36	38	40	42	44	46	52	65	68	A
			実績	42	44	47	49	51						
3			目標											
			実績											
4			目標											
			実績											
5			目標											
			実績											
6			目標											
			実績											

A：進捗率100%以上 B：進捗率50%以上 C：数値が上昇しているが進捗率50%未満 D：数値が下降しており達成に遅れがある E：数値が大幅に下降(20%以上)

2-2. <施策評価結果：市民・団体・事業者などの取組み内容（協働の取組み）>

No.	役割分担	今後の方針
1	事業者は、地元の新規就業者や中途就業者の雇用に努めます。	今後も引き続き、和歌山県や本市周辺の高等学校、ハローワーク等の関係機関と連携し、雇用の創出に努めていきます。 高卒採用については、和歌山県等と連携を図り、各種取り組みを実施しているが、今後は、企業の即戦力となるような中途就業者の採用に関する取り組みについて、ハローワーク等と取り組む必要があります。
2	誘致企業と市内事業者は、マッチングにより取り引きする機会を増やし、地域経済の活性化に努めます。	
3		
4		
5		

2-3. <施策評価結果：施策全体の方針>

総合評価	施策全体の方針
B	<p>【総合評価の理由】 既存工業団地等へ進出した企業が順次操業を開始したため、目標である「地元雇用者数」、「誘致企業件数」は目標を達成しています。また、現在造成工事中であるが既に「あやの台北部用地」9区画が申込済となり想定どおりの効果が出ています。しかし、現状、既存工業団地は完売となり企業誘致用地が枯渇しているため、今後、目標を達成するには新たな企業の受け皿となるあやの台北部用地を早期に完成させる必要があります。</p> <p>【今後の施策の方針等】 あやの台北部用地の早期完成、早期分譲完了。また、誘致企業の操業後のアフターフォロー（従業員確保の支援や設備投資のサポート等）に取り組めます。</p>

A：想定上の効果があり進捗は良好 B：想定どおりの効果があり進捗は順調 C：一定の効果があるが、一部で進捗に遅れがある D：効果は限られ進捗に遅れがある E：効果が表れていない、取り組みができていない

2-4. <施策評価結果：構成する施策>

構成する施策	施策評価
企業用地等基盤整備の推進	B
企業誘致活動の促進	B
関係機関との連携による企業立地環境の支援の充実	B

A：想定上の効果があり進捗は良好 B：想定どおりの効果があり進捗は順調 C：一定の効果があるが、一部で進捗に遅れがある D：効果は限られ進捗に遅れがある E：効果が表れていない、取り組みができていない

3. <施策内容と主な事業>

① 企業用地等基盤整備の推進						
施策内容	<ul style="list-style-type: none"> ●あやの台北部用地（第1次事業）の整備促進と企業誘致の推進を図ります。 ●あやの台北部用地（第2次事業）も含む大規模未利用地についても、用地所有者や開発事業者および関係機関等と連携を図りながら、企業用地への転換を図ります。 ●新規工業団地では、環境に配慮した産業拠点の形成をめざします。 					
施策評価 今後の方針	工業団地早期完成に向け、施工業者のスケジュール管理の徹底や関係機関との連携を図ります。					
事業内容	新しい雇用の場を創出するため、工業団地造成事業を行う。令和6年度から3年間はインフラ工事及び環境影響評価事後調査業務等を行う。					
主な事業	担当課	事業概要（目的、内容）	方向性			
			R6	R7	R8	重点化
工業団地造成事業	企業誘致室	新たな雇用の場となるあやの台北部用地（第1次事業）について、令和6年12月から分譲手続きが開始できるよう工業団地の造成事業に取り組む。また、第1次事業の分譲状況により第2次事業の着手時期等について検討を行う。	→	→	→	◎

② 企業誘致活動の促進						
施策内容	<ul style="list-style-type: none"> ●新しい雇用の場の創出のため、積極的に企業訪問を行い企業の集積を促進します。 ●京奈和自動車道など道路のネットワークの利便性をいかした工場等と物流業の相乗効果をめざした産業拠点の形成を図ります。 ●IT関連企業および宿泊業等といったソフト産業・サービス産業の誘致を促進します。 					
施策評価 今後の方針	あやの台北部用地の早期完成、早期分譲完了。あやの台北部用地への誘致に注力していますが、今後は、転入者や大卒者の雇用が期待できるIT企業等の誘致活動にも努めます。					
事業内容	あやの台北部用地（第1次事業）をはじめ新たな雇用の場を創出するため、積極的に企業訪問等を行い企業誘致活動を推進する。					
主な事業	担当課	事業概要（目的、内容）	方向性			
			R6	R7	R8	重点化
企業誘致活動事業	企業誘致室	新たな雇用の場を創出するため、あやの台北部用地（第1次事業）への製造業及び物流関連業等の企業誘致活動はもとより、大卒者や転入者の雇用が多く見込まれるIT企業等の誘致にも力を入れ事業に取り組む。	→	→	→	◎

③ 関係機関との連携による企業立地環境の支援の充実						
施策内容	<ul style="list-style-type: none"> ●和歌山県と連携を図り、税優遇や奨励金等により支援を行います。 ●和歌山県と連携を図り、工場等建設に係る各種手続きのサポートを行います。 ●ハローワークおよび高等学校と連携を図り、若年者等の新規就業者や中途就業者の雇用を促進します。 ●誘致企業と連携を深め、事業の発展や企業間の連携等を目的とする工業団地協議会の設置について検討を行います。また、誘致企業の操業後のアフターフォロー（従業員確保の支援や設備投資のサポート等）に取り組みます。 					
施策評価 今後の方針	引き続き、和歌山県等と連携を図り企業ガイダンス等を開催し企業の従業員確保の支援を行います。また、国、和歌山県と共に紀北橋本エコヒルズで取り組んでいる官民連携BCP策定業務を契機に連絡協議会の設立に取り組みます。					
事業内容	和歌山県やハローワーク等と連携を図り求人活動の支援を行う等誘致企業の操業のサポートを行う。また、誘致企業と市内企業の取引（マッチング）の場を提供する等市内企業にもメリットのある誘致活動を行う。					
主な事業	担当課	事業概要（目的、内容）	方向性			
			R6	R7	R8	重点化
人材支援等事業	企業誘致室	誘致企業の操業を支援するため、和歌山県やハローワーク等と連携を図り求人活動の支援を行ったり、設備投資に係る補助金等の情報提供を行う等企業の操業をサポートする。また、誘致企業への人材確保のため、多くの市民に誘致企業を認知してもらうよう地域に関わりを持ってもらう場の提供を検討する。そのほか、誘致企業間の連携を深めるため、企業主導による工業団地協議会の設置等について検討を行う。	→	→	→	
誘致企業等マッチング事業	企業誘致室	地域経済の発展のため、誘致企業同士の横の繋がりや市内企業との取引（マッチング）の場を提供を検討する。	→	→	→	

令和 6 年度 実施計画書

1. <施策の概要>

基本目標	【I】産業の振興と雇用を創出し定住できるまち	政策	3充実した情報整備と魅力的なまちづくり
施策項目	6 シティプロモーション		
実現したいまちの姿	市民が地域に愛着や誇りを持ち、自らが橋本市に定住、またはUターンするとともに、市外に市の魅力を発信する意識が向上しています。また、全国的に橋本市が認知され、暮らしや、地場産品、観光、企業、人などの資源に対する価値が付加されています。これらにより、定住人口や交流人口が拡大する魅力と活力がある橋本をめざしています。		
主管部局	経済推進部	関連部局	シティプロモーション課

2-1. <施策評価結果：目標値の達成状況>

	目標名	単位	年度	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	評価
1	住み続けたいと思う市民の割合	%	目標	77				78	78	78	79	79	80	D
			実績	78.7	75.7	73.1	71.7	71.3						
2	移住相談件数	件	目標	90	100	110	120	130	187	244	301	385	415	A
			実績	324	313	383	344	282						
3	(参考)移住応援サイト閲覧数	件	目標	3,900	4,000	6,000	8,000	10,100	10,100	10,100	10,100	10,100	10,100	D
			実績	9,214	11,225	10,177	9,847	6,813						
4			目標											
			実績											
5			目標											
			実績											
6			目標											
			実績											

A：進捗率100%以上 B：進捗率50%以上 C：数値が上昇しているが進捗率50%未満 D：数値が下降しており達成に遅れがある E：数値が大幅に下降(20%以上)

2-2. <施策評価結果：市民・団体・事業者などの取組み内容（協働の取組み）>

No.	役割分担	今後の方針
1	市民・事業者・関係団体は、橋本市に対して愛着や誇りを持ち、市外に対してまちの魅力や住みよさなどの情報をSNS等を活用して発信する。	定住人口を確保するためターゲットを絞りシティプロモーションを行います。
2	市民・関係団体は、移住者などに対し、地域への受入れ体制を整えるとともに、地域情報や交流できる場の提供に努めます。	
3		
4		
5		

2-3. <施策評価結果：施策全体の方針>

総合評価	施策全体の方針
B	シティプロモーション計画に基づき本市の知名度向上を図るとともに定住人口の確保につながるプロモーションに取り組む。

A：想定上の効果があり進捗は良好 B：想定どおりの効果があり進捗は順調 C：一定の効果があるが、一部で進捗に遅れがある D：効果は限られ進捗に遅れがある E：効果が表れていない、取り組みができていない

2-4. <施策評価結果：構成する施策>

構成する施策	施策評価
シティセールスの推進	B
移住定住の促進	B

A：想定上の効果があり進捗は良好 B：想定どおりの効果があり進捗は順調 C：一定の効果があるが、一部で進捗に遅れがある D：効果は限られ進捗に遅れがある E：効果が表れていない、取り組みができていない

3. <施策内容と主な事業>

① シティプロモーションの推進

施策内容	<ul style="list-style-type: none"> ●シティプロモーションを進めるため、伝えたいメッセージを明確にした上で、「橋本」らしさを表現する統一した方向性のもと情報発信を行うとともに、データ分析に基づき対象とする年齢層やエリアなどの属性により発信の手法を変えるなど、戦略的な情報発信を行います。 ●シティプロモーションの目的や方向性を市民や企業、民間事業者、団体、大学、行政が共有し、継続性・統一性のある取組みを進め、市の魅力を再認識しみがき上げるとともに、市民むけ「インナープロモーション」、市外むけ「アウトプロモーション」の二つの側面からプロモーションをしていきます。 ●「橋本市といえば〇〇」のような、シティプロモーションにおけるコンテンツの一貫した軸を設定していきます。 					
施策評価 今後の方針	シティプロモーションアクションプランを作成し、住民のまちへの愛着の形成によるまちの売り込みや自治体の知名度の向上を目指す。					
事業内容	市民の満足度向上のため、庁内のシティプロモーション関係課における情報発信の共有や横断的なシティプロモーションを実施していく。 橋本市におけるシティプロモーションの効果的な実行に向けて職員の意識醸成を図り、また維持していく。 既存施策や新規施策の実現に向けた外部機関との連携に取り組む。また、「移住・定住 関係人口創出」「産業」「観光」の三つの分野についても戦略的に施策を進めていく。					
主な事業	担当課	事業概要（目的、内容）	方向性			
			R6	R7	R8	重点化
シティプロモーション推進事業	シティプロモーション課	シティプロモーション計画に基づき「情報発信」を着実に推進するためアクションプランの遂行と浮き彫りになっている課題を解決していく。 ・シティプロモーション計画の実行に向けた各課における具体的な施策を庁内横断的にすすめていく。 ・職員研修の実施（シティプロモーションの基本的な考え方講座及び各理解度に応じた講座の実施） ・庁内広報紙を通じた職員の意識醸成 ・子育てについての情報発信の強化	↗	→	→	◎

② 移住定住の促進

施策内容	<ul style="list-style-type: none"> ●橋本暮らしのイメージや魅力を全国にむけて発信するとともに、ワンストップでの移住相談や地域と協力した移住・定住支援の取組みを推進します。 ●移住・定住促進のため、住宅支援や空家の利活用を促進し、移住定住促進を図ります。 ●若者の移住定住促進にむけた子育て、出産、育児がしやすい環境づくりを進めます。 					
施策評価 今後の方針	シティプロモーションアクションプランを作成し、子育て世代へのアプローチ及び、Uターンを促すプロモーションを行う。					
事業内容	他市町村との差別化を図り、橋本市への移住・Uターン等を促進するため、住宅の取得等に対して支援を行う。転入若年夫婦への新築住宅取得支援と空き家バンク登録物件の取得及び賃料に対する支援制度を維持する。また、東京23区からの地方への人材の流れを加速させるために2019年度に地方創生交付金を活用して創設された移住支援事業とも合わせて本市への移住定住を促進させる。					
主な事業	担当課	事業概要（目的、内容）	方向性			
			R6	R7	R8	重点化
UIJターン住まい支援事業	シティプロモーション課	人口減少、少子高齢化対策の社会動態改善策として各移住ステージに応じた住宅取得に対する支援を行う。 転入夫婦新築住宅取得補助金、お試し暮らし応援補助金、空き家移住応援補助金、移住支援事業を実施 本市を知る（体験する）ことで移住へつながることから、お試し滞在支援事業補助金を交付する。	↗	→	→	
移住コンシェルジュ業務	シティプロモーション課	UIJターンを推進するため ・東京・大阪などでの移住相談会、フェアへの参加及び主催事業の開催。 ・電話、メールなどによる移住相談、まち案内を実施。	→	→	→	

【方向性】 新規：● 拡充：↗ 維持：→ 縮小：↘ 重点化事業：◎

令和 6 年度 実施計画書

1. <施策の概要>

基本目標	【I】産業の振興と雇用を創出し定住できるまち	政策	3充実した情報整備と魅力的なまちづくり
施策項目	7 情報コミュニケーション		
実現したいまちの姿	きめ細やかでわかりやすい広報活動などにより情報発信が充実し、市民との情報共有が進むことで市民との協働のまちづくりが一層進んでいます。		
主管部局	総合政策部	関連部局	秘書広報課

2-1. <施策評価結果：目標値の達成状況>

	目標名	単位	年度	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	評価
1	市ホームページ年間閲覧数	万回	目標	460	465	470	475	480	460	460	460	460	460	D
			実績	253	317	451	457	369						
2	「情報コミュニケーション」施策の市民満足度	%	目標	51	52	53	54	55	56	57	58	59	60	B
			実績	21	18	14	33	40						
3			目標											
			実績											
4			目標											
			実績											
5			目標											
			実績											
6			目標											
			実績											

A：進捗率100%以上 B：進捗率50%以上 C：数値が上昇しているが進捗率50%未満 D：数値が下降しており達成に遅れがある E：数値が大幅に下降(20%以上)

2-2. <施策評価結果：市民・団体・事業者などの取組み内容（協働の取組み）>

No.	役割分担	今後の方針
1	市民・事業者・関係団体は、SNS などを通じて、市民が主体的に、もしくは、市と協働で製作したコンテンツ等でまちの魅力を発信するとともに、その拡散に努めます。	いきいき学園、橋本高校、各地区公民館での活動団体など、引き続き、市民との協働による情報発信のための余地を探り、あらゆる機会を通じて魅力を発信し拡散に努める。
2		
3		
4		
5		

2-3. <施策評価結果：施策全体の方針>

総合評価	施策全体の方針
B	広報はしもとやFacebook、LINEなど、これまでの情報発信媒体による広報活動を継続しつつ、インターネット上のさまざまな媒体を利用した広報に注力する。特に動画など訴求性のある記事の作成については、職員のスキルアップへの取組みを継続的にを行い、各部署における発信と作成可能な職員数を増やし、より効果的な情報発信を行えるよう進める。職員が常にタイムリーな情報発信を意識し、全庁的な情報発信の意識付けとそのフォローに努める。

A：想定上の効果があり進捗は良好 B：想定どおりの効果があり進捗は順調 C：一定の効果があるが、一部で進捗に遅れがある D：効果は限られ進捗に遅れがある E：効果が表れていない、取組みができていない

2-4. <施策評価結果：構成する施策>

構成する施策	施策評価
広報活動の充実	B
広聴活動の充実	C
魅力情報発信の強化	B
情報発信に関する人材育成および民間活力の導入	B

A：想定上の効果があり進捗は良好 B：想定どおりの効果があり進捗は順調 C：一定の効果があるが、一部で進捗に遅れがある D：効果は限られ進捗に遅れがある E：効果が表れていない、取組みができていない

3. <施策内容と主な事業>

① 広報活動の充実						
施策内容	<ul style="list-style-type: none"> ●「広報はしもと」では、行政情報や重要施策について、分かりやすく、きめ細やかな内容を心がけ、市民ニーズに応じた発信に努めます。 ●ホームページの充実とリアルタイムな更新に努めます。また、動画配信やSNS を活用した情報発信を推進します。 ●市のPR を積極的に推進するためマスメディアを活用するとともに、その資料についても、要点を押さえた視覚効果の高い資料作成を行います。 ●誰もが情報を入手しやすい環境づくりに取り組みます。 					
施策評価 今後の方針	「広報はしもと」については、R2年度末に編集ソフトを導入したことで、レイアウトの自由度が増し、操作の習熟とレイアウトの向上、スキルアップ、職員の異動による技術の伝達に努めた。LINEのリニューアルに伴い発信において付随するホームページ等のリアルタイムな更新へ、所属職員へのホームページの作成の研修も行った。広く職員に周知する必要あり、広報戦略会議の開催等による周知と、技術の習得・継承とともに研鑽に努める。全庁的なDXの推進を進めるなかでは、特に高齢者向けの情報提供の1つとして、これまで検討してきた「くらしの便利帳」（紙ベース）の作成について、検討をすすめる。					
事業内容	①広報はしもとを発行します。 ②ホームページで情報発信します。 ③記者クラブら報道機関に対して、定期的な記者会見や報道資料の提供を行い、本市の事業などをマスメディアへ掲載されるよう図ります。 ④LINE、Facebookを積極的に活用して市の情報を発信します。					
主な事業	担当課	事業概要（目的、内容）	方向性			
			R6	R7	R8	重点化
広報はしもと発行事業	秘書広報課	市民生活に必要な情報など広く周知し、市民ニーズに的確に対応した行政運営を図るため、・広報はしもとを月に1回（年12回）発行し、情報提供を行います	→	→	→	
ホームページ管理運営事業	秘書広報課	市の施策、計画、事業、サービス及び市民生活に必要な情報などホームページを通じて、市民等に広く周知し、市民ニーズに的確に対応した行政運営を図ります。くらし・手続きなどのグローバルメニューに適切なページが紐づけられて、必要な情報が手に入るホームページとなるよう調整します。	→	→	→	◎
橋本市公式LINEを活用した情報発信	秘書広報課	橋本市公式LINEのセグメント配信機能を活用して、市の事業やイベント情報などを広報する。	→	→	→	

② 広聴活動の充実						
施策内容	<ul style="list-style-type: none"> ●「輝けはしもとトーク」やインターネット政策モニター制度、SNS などを活用した広聴活動の充実を図ります。 ●タウンミーティング、出前講座、住民説明会など、広く市民から意見を聴取する機会を設けるとともに、様々な機会を通じて参加の呼びかけを行い、まちづくりへの市民参画を促進します。 					
施策評価 今後の方針	中央公民館や各地区公民館（9館）での活動団体への声かけなど、様々な機会を通じて参加の呼びかけを行い、市民からの意見聴取の場を確保する。					
事業内容	「輝けはしもとトーク」で、活動団体や市民グループと市長が意見交換します。 橋本市公式LINEを活用して市民全員を対象としたアンケートを実施します。					
主な事業	担当課	事業概要（目的、内容）	方向性			
			R6	R7	R8	重点化
輝けはしもとトーク	秘書広報課	活動団体や市民グループの市政参画を促すことを目的に、市長とトーク形式で懇談します。令和5年度では、各地区公民館でのトークを実施しました。	→	→	→	
橋本市公式LINEを活用したアンケート事業	秘書広報課	橋本市公式LINEによるアンケート機能では、労力や経費をかけずに多くの人から意見徴収できます。より多くの市民等の意見を聴取し、市政に反映させるため、広聴機能として積極的に活用していきます。令和5年度に実施した「広報はしもと」「公式LINE」などに加えて「市ホームページ」やその他の事業に関するアンケートを実施します。	↗	→	→	◎

③ 魅力情報発信の強化						
施策内容	●市民ニーズや関心事の把握や分析を行うなどし、広報紙、ホームページなどによる情報発信の内容をさらに充実させるとともに、市民協働による特色のある情報発信を行います。					
施策評価 今後の方針	携わっている業務の情報発信の必要性についての意識改革に努める。LINEについては、家庭教育支援チーム「ヘスティア」により内容の見せ方など広く市民目線での意見を聞き、より良い配信に向け改善していく。まなびの日で危機管理室と連携してブースを開設、はたちの集いでLINE登録の啓発など機会を利用して登録を進めるとともに、継続的な発信に努め、確実にフォロワー数を増やしていく。					
事業内容	①橋本市公式LINEを活用し情報発信につとめます。 ②子育て情報サイト「はびもと」での子育て関連情報の発信に努めます。					
主な事業	担当課	事業概要（目的、内容）	方向性			
			R6	R7	R8	重点化
橋本市公式LINE（情報発信）事業	秘書広報課	橋本市公式LINEのセグメント配信機能を活用して、利用者が欲しいと選んだ情報を積極的に配信します。令和5年3月以降、公式LINEの登録者が大きく増加していることから、多くの人へ情報発信ができます。	→	→	→	◎

④ 情報発信に関する人材育成および民間活力の導入						
施策内容	●広報全般に関する意識の高揚と、広報を行う上で必要となるホームページ作成などの技術力向上のための職員研修を実施し、「広報力」の向上を図ります。 ●広報紙の記事や魅力発信のコンテンツ作成は、市民参加により、市民目線の成果物となるように取り組みます。 ●市民はまちをPRする重要な担い手であることから、市民にむけた情報発信を強化し、SNSなどを活用した情報発信を市民と協働で行えるように取り組みます。					
施策評価 今後の方針	子育て事業に関わる団体などの協力により、情報発信のあり方について意見交換を行う。市民協働による情報発信については、市内高等学校のクラブ活動や各地区公民館での活動団体への声かけなど、新たな協力団体の模索や、個人への協力依頼など具体的に検討を進めていく。					
事業内容	①ホームページ作成技術の向上のため、定期的に研修を行います。 ②映像作成技術の習得を目的に映像研究部で技術の習得に努めます。 ③市民と協働を広報記事の作成を行います。					
主な事業	担当課	事業概要（目的、内容）	方向性			
			R6	R7	R8	重点化
ホームページ作成技術の向上映像研究部	秘書広報課	ホームページ作成技術の向上を目的に定期的に研修を行います。	→	→	→	
映像研究部	秘書広報課	職員が動画編集スキルを習得することで、各申請手続きや事業啓発などの動画を作成し、広報、周知します。	→	→	→	
市民協働による広報記事の作成	秘書広報課	市民が広報の記事を作成し、市民目線での広報を行います。	●	→	→	

令和 6 年度 実施計画書

1. <施策の概要>

基本目標	【Ⅱ】安全・安心な暮らしを守り支えるまち	政策	4安全・安心な暮らしと、生活の利便性を支える都市基盤づくり
施策項目	8 危機管理・災害		
実現したいまちの姿	あらゆる危機事象に対して、市民・関係団体・行政などが連携し、危機管理体制を組織的で迅速かつ的確に対応できる体制を整えています。さらに、市民一人ひとりに対し、「自分の命は自分で守る」という意識を持つための啓発を進めることにより、安全・安心を確保し、被害を最小に抑えることができるように災害対応力が向上しています。		
主管部局	危機管理室	関連部局	建設部（都市整備課、農林整備課） 消防本部 健康福祉部（いきいき健康課、福祉課、介護保険課）

2-1. <施策評価結果：目標値の達成状況>

	目標名	単位	年度	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	評価
1	自主防災組織結成数	組織	目標	105	106	107	108	109	110	111	114	114	115	A
			実績	112	112	112	113	113						
2			目標											
			実績											
3			目標											
			実績											
4			目標											
			実績											
5			目標											
			実績											
6			目標											
			実績											

A：進捗率100%以上 B：進捗率50%以上 C：数値が上昇しているが進捗率50%未満 D：数値が下降しており達成に遅れがある E：数値が大幅に下降(20%以上)

2-2. <施策評価結果：市民・団体・事業者などの取組み内容（協働の取組み）>

No.	役割分担	今後の方針
1	市民・事業者・関係団体は、いざという時のために、日頃からのつながりづくりや人づきあいを大切にします。	自主防災組織連絡協議会は引き続き、自主防災大会やFMはしもとにおいて啓発を行ってもらい、必要に応じて各自主防災会への助言等活動への支援を行ってもらう。 また、各自主防災会でも活動を活発に定期的に訓練を行ってもらうようにする。
2	関係団体は、行政と連携し、各自主防災会の活動が活発になるように啓発・研修などを行います。	
3	市民・関係団体は、住民を含め、様々な団体等と連携した支え合い、助け合いのできるコミュニティづくりを進めます。	
4		
5		

2-3. <施策評価結果：施策全体の方針>

総合評価	施策全体の方針
C	防災行政無線の更新にむけて一定の進捗はあったが、避難所運営や個別避難計画作成など避難に関することには自主防災組織の協力が不可欠であることから、自主防災組織が平常時から活発な活動ができるよう取り組みを今後も継続して進める。

A：想定上の効果があり進捗は良好 B：想定どおりの効果があり進捗は順調 C：一定の効果があるが、一部で進捗に遅れがある D：効果は限られ進捗に遅れがある E：効果が表れていない、取り組みができていない

2-4. <施策評価結果：構成する施策>

構成する施策	施策評価
災害予防対策の充実	C
防災組織の強化	B
災害応急対策の充実	B
土砂災害・水害対策の充実	C

A：想定上の効果があり進捗は良好 B：想定どおりの効果があり進捗は順調 C：一定の効果があるが、一部で進捗に遅れがある D：効果は限られ進捗に遅れがある E：効果が表れていない、取り組みができていない

3. <施策内容と主な事業>

① 災害予防対策の充実						
施策内容	<ul style="list-style-type: none"> ●民生委員児童委員や自主防災組織、福祉専門職など関係者と連携し、避難行動要支援者などの情報共有を図るとともに、救助・避難方法の確認、体制づくりに努めます。避難行動要支援者の個別避難計画作成方針を決定し、個別避難計画を策定します。 ●橋本市地域防災計画に基づく防災訓練やハザードマップ等の活用を通じて、市民の防災意識の高揚や自主防災会の育成および充実に一層取り組めます。 ●住民一人ひとりが確実に災害情報を取得できるよう防災行政無線の再整備等を行い、「自らの命は自らが守る」自助の浸透をめざします。 					
施策評価 今後の方針	健康福祉部局や民生委員・児童委員や自主防災組織、福祉専門職など関係者と連携を密にし、避難行動要支援者それぞれに合った計画を作成できるようにする。					
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ●災害情報等をスムーズに市民に届けるため、本市において防災行政無線の再整備を行う。 ●被害想定を見直し、見直した内容にあった本市の備蓄内容や計画とする。 ●避難行動要支援者それぞれに応じた個別避難計画を関係者の協力を得ながら作成する。 					
主な事業	担当課	事業概要（目的、内容）	方向性			
			R6	R7	R8	重点化
防災行政無線設備更新事業	危機管理室	災害時など緊急的に必要な行政情報を市民にスムーズに届けるため、戸別受信機をメインにした防災行政無線システムの再整備を急ぎ、令和7年4月の運用開始予定を前倒しし、令和6年10月頃から運用が開始できるよう進める。	↗	→	→	◎
地域防災計画等改訂事業	危機管理室	R6年度中に本市が備蓄や災害の対策で被害想定として使用している中央構造線断層帯の被害想定の見直しを行い、併せてR6～R7年度にかけて、地域防災計画等の見直しも併せて行う。	●	→		◎
個別避難計画作成	危機管理室 福祉課 いきいき健康課 介護保険課	誰一人取り残さない防災を推進するため、避難行動要支援者登録制度の周知を継続する。 また、個別避難計画については優先して作成が必要な114人(R5.4.1現在)に対し関係者と連携し、R6年度中に新たに10件以上の計画作成を進め、計画数を増やしていく。なお、計画作成や作成済の計画の見直しについては将来的には委託できるよう検討を行っていく。	↗	→	→	

② 防災組織の強化						
施策内容	<ul style="list-style-type: none"> ●自主防災会の育成および充実に図り、橋本市自主防災組織連絡協議会との連携を強化します。また、自主防災組織補助金交付要綱を改正し、資機材等の再整備できるよう財政面での支援を行います。 ●近隣自治体や県外自治体との相互応援協定の締結に基づき相互の連携強化を進めるとともに、災害時の応援受入れ体制の整備を進めます。 ●事業者との災害時応援協定を拡充します。 					
施策評価 今後の方針	引き続き、資機材の再整備補助金の活用を各地区自主防災組織に呼びかけ、自主防災組織の活動の継続を目指すようサポートする。					
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ●自主防災組織に対し、その活動の継続を促すため、活動をサポートするとともに、自主防災組織補助金により支援を行う。 ●被害想定を見直し、見直した内容に応じた本市の受援計画を作成する。 					
主な事業	担当課	事業概要（目的、内容）	方向性			
			R6	R7	R8	重点化
自主防災組織補助金	危機管理室	自主防災組織の活動の継続を促すため、防災訓練等を実施した組織に対し、補助金を交付し支援を行う。	→	→	→	
地域防災計画等改訂事業	危機管理室	R6年度中に本市が備蓄や災害の対策で被害想定として使用している中央構造線断層帯の被害想定の見直しを行い、併せてR6～R7年度にかけて、災害時の応援受入れ体制を取りまとめた本市の受援計画を作成する。	●	→		◎

③ 災害応急対策の充実						
施策内容	<ul style="list-style-type: none"> ●災害時における情報収集・発信体制の構築、災害対策の拠点となる施設の耐震化、防災倉庫・避難所への食料、飲料水、生活必需品、災害用資機材等の備蓄の充実といった取組みにより、災害時応急体制の確立を図ります。 ●災害時の道路をはじめとしたインフラの応急復旧や応急生活物資の調達等については、災害時の協定を基に、より一層の連携強化を図ります。 ●「橋本市国民保護計画」に基づき、無差別テロや武力攻撃など、本市が経験したことの無い事象に対して、警察機関、国・県などと連携した訓練の実施などにより、対応力を高めます。 ●パンデミックによる生活・経済の危機的状況に対応・迅速に復帰できる体制の構築を進めます。 					
施策評価 今後の方針	戸別受信機の配布やLINEなどによる防災情報の配信と普及に努める。					
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ●災害情報等をスムーズに市民に届けるため、本市において防災行政無線の再整備を行う。 ●本市の災害備蓄計画に基づき、食料や仮設トイレなど災害用備蓄品を整備する。 ●災害の初動から復興までの本市の情報収集・発信体制を構築する。 					
主な事業	担当課	事業概要（目的、内容）	方向性			
			R6	R7	R8	重点化
防災行政無線設備更新事業	危機管理室	災害時など緊急的に必要な行政情報を市民にスムーズに届けるため、戸別受信機をメインにした防災行政無線システムの再整備を急ぎ、令和7年4月の運用開始予定を前倒しし、令和6年10月頃から運用が開始できるよう進める。	↗	→	→	
災害時備蓄品整備事業	危機管理室	災害発生時、2日～長期の避難生活が予想される避難者に対応する最低限必要な災害用備蓄品を備蓄する。	→	→	→	
災害対応システム導入事業	危機管理室	災害の初動から復興までを一元管理できるシステムを導入し、災害時の情報錯そうや現場確認等の重複・混乱を減らし、人的・時間的ロスの削減と、市民不安の早期解消を目指す。	●	→	→	◎

④ 土砂災害・水害対策の充実						
施策内容	<ul style="list-style-type: none"> ●森林、農地等の持つ防災機能をいかすため、自然環境の保全に努めるとともに、中小河川・用排水路・ため池等の改修や治山・治水事業の促進により、浸水・冠水・土砂災害の事前防止に努めます。 ●県が指定する土砂災害警戒区域・特別警戒区域について、避難体制等の整備を実施します。 					
施策評価 今後の方針	マイタイムラインの作成など「やさしい防災ハンドブック」を活用して子どもから大人まで災害時に適切な対応をとることができるよう啓発を進めていく。					
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ●大雨時に備えるべく、排水路改修を行います。（都市整備課） ●本市作成の「やさしい防災ハンドブック」を活用した啓発を行う。（危機管理室） 					
主な事業	担当課	事業概要（目的、内容）	方向性			
			R6	R7	R8	重点化
河川管理事業	都市整備課	河川を安全に保つための設備を管理します。 主な管理対象設備は、水防のための排水ポンプとその発電機と樋門です。それらを点検したり、緊急に設置できるよう手配します。	→	→	→	
緊急自然災害防止対策事業	都市整備課	水路を整備します。大雨時の浸水の危険性を最小限にして水防機能を強化することを目的としています。 財源として、緊急自然災害防止対策事業債(10割)を活用して、一般財源の削減化を図ります。 R6年度は大谷川の改修がR5年度で終わるため、事業は縮小方向です。また、この事業債がR7年度で終了する予定であるため、R8年度以降は公共排水路事業で行う予定です。	↘	→	→	◎
公共排水路整備事業	都市整備課	公共排水路を改修・整備します。 財源として、公共施設等適正管理推進事業債(9割)を活用して、一般財源の削減化を図ります。 R6・7年度は引き続き改修を行いますが、R8年度は緊急自然災害防止対策事業の分を加える予定です。	→	→	→	
やさしい防災ハンドブック等啓発冊子活用事業	危機管理室	土砂災害や水害など本市の災害特性について、幅広い世代に対し、災害リスクと適切な対応を理解してもらえよう、やさしい防災ハンドブックやハザードマップ、在宅避難のすすめなど啓発冊子を老人会や自主防災会、地域への防災講話にも活用するとともに、小中学校への防災学習などを通じ、啓発を行う。	↗	→	→	

【方向性】 新規：● 拡充：↗ 維持：→ 縮小：↘ 重点化事業：◎

令和 6 年度 実施計画書

1. <施策の概要>

基本目標	【Ⅱ】安全・安心な暮らしを守り支えるまち	政策	4安全・安心な暮らしと、生活の利便性を支える都市基盤づくり			
施策項目	9 消防・救急					
実現したいまちの姿	災害時の初動体制の充実と、人員の増強、消防施設、車両等や資機材の整備、通信指令体制の充実を図ることで、多様化する事故・災害・火災等から市民の生命、身体および財産を守る体制が確立されています。					
主管部局	消防本部	関連部局				

2-1. <施策評価結果：目標値の達成状況>

	目標名	単位	年度	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	評価
1	救命講習終了者数（累計）	名	目標	4600	4900	5000	5200	5500	5700	5900	6100	6300	6500	A
			実績	4228	4681	5184	5425	5764						
2	住宅世火災警報器設置率	%	目標	71	72	73	74	75	76	77	77.5	78	78.5	B
			実績	75.3	76.9	73	77	73.1						
3			目標											
			実績											
4			目標											
			実績											
5			目標											
			実績											
6			目標											
			実績											

A：進捗率100%以上 B：進捗率50%以上 C：数値が上昇しているが進捗率50%未満 D：数値が下降しており達成に遅れがある E：数値が大幅に下降(20%以上)

2-2. <施策評価結果：市民・団体・事業者などの取組み内容（協働の取組み）>

No.	役割分担	今後の方針
1	市民は、消防団、自主防災組織等の活動に積極的に参加し、訓練等を通じ、防災・救助の知識や技術の習得に努めます。	現状の取組みを維持しつつ、防火及び救命率向上を目的とした動画を作成し、啓発活動に役立てる。
2	事業者は、消防団協力事業所の認定を受けるよう努め、また、地域消防団に対して積極的に協力をを行います。	
3	市民・事業者・関係団体は、防火意識を持ち、防火・消防用設備等の維持管理に努めます。	
4		
5		

2-3. <施策評価結果：施策全体の方針>

総合評価	施策全体の方針
B	全国各地で自然環境の変動等を起因とした大規模な災害や、新型インフルエンザ等の感染症の発生が懸念されている中で、市民の安全安心を確保するため消防本部の機能向上と消防団、近隣消防本部を含めた災害対応に対する応援体制の強化、救急体制の強化及び防火安全対策の推進を図ります。

A：想定上の効果があり進捗は良好 B：想定どおりの効果があり進捗は順調 C：一定の効果があるが、一部で進捗に遅れがある D：効果は限られ進捗に遅れがある E：効果が表れていない、取組みができていない

2-4. <施策評価結果：構成する施策>

構成する施策	施策評価
消防体制の充実	B
救急救助体制の充実	A
火災予防の啓発	B

A：想定上の効果があり進捗は良好 B：想定どおりの効果があり進捗は順調 C：一定の効果があるが、一部で進捗に遅れがある D：効果は限られ進捗に遅れがある E：効果が表れていない、取組みができていない

3. <施策内容と主な事業>

① 消防体制の充実						
施策内容	<ul style="list-style-type: none"> ●消防本部の施設整備および消防力の整備指針に基づき、車両、装備、資機材、通信等の消防設備や消防水利の計画的な更新整備を進めます。 ●各分野の高度で専門的な知識・技術の習得および各種訓練を計画的に取り組むとともに、各種資格や免許の取得を促進します。 ●国、県、消防機関および緊急消防援助隊との連携強化を図ります。 ●広く市民に消防団活動の重要性を訴え、入団を促進するとともに、消防団施設、消防団活動に必要な資機材等の整備を進めます。 					
施策評価 今後の方針	耐震性防火水槽の新設、消防本部車両、消防団車両の更新及び消防団納庫・器具庫の建替えについて、実施計画等に基づき配備します。それに加え、あやの台北部地域の開発による企業誘致に併せ、消防車両等の配備及び職員の増員を図ります。					
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ●橋本市消防庁舎の長寿命化、災害発生後72時間以上の業務継続のため橋本北消防署の非常用発電機燃料タンク増設及び自家用給油取扱所（ガソリン6kl・軽油6kl）を設置し防災拠点機能強化を集中的に実施します。 ●各種消防車両（救急車含む）及び消防団車両の更新を実施します。令和7年度に橋本市北部地域の企業誘致に対応するため化学消防車を配備します。 ●計画的に老朽化防火水槽の廃止及び消防力の整備指針に基づいた耐震製防火水槽の整備を実施します。 ●化学消防車の配備に伴い消防力の整備強化を図るために条例定数を変更し、令和6年度から令和8年度までの3年間で消防職員数の増員を図ります。 ●化学消防自動車を配備する橋本北消防署の車庫増築、仮眠室改修等（女性隊員仮眠室含む）の整備を行います。 ●車両動態管理システムの指令センターと消防車両を繋ぐFOMA回線が、令和7年度末でサービス終了が発表されていることからサービス終了後に対応したシステムの更新を行います。 ●消防団入団促進事業として、消防団協力事業所表示制度の拡充及び消防団応援の店制度を計画します。 					
主な事業	担当課	事業概要（目的、内容）	方向性			
			R6	R7	R8	重点化
消防庁舎防災拠点機能強化及び消防団納庫器具庫更新事業	消防総務課 警防課	・市民の安全安心な暮らしを守り、災害応急対策の拠点機能を適切に発揮するため、令和6年度は橋本北消防署非常用発電機燃料タンク増設及び自衛的燃料備蓄のための自家用給油取扱所（ガソリン6kl・軽油6kl）を整備します。 ・地域防災力の要を担っている消防団納庫（器具庫）の更新に伴い、九重消防器具庫の新築及び旧上中消防器具庫を解体を実施します。	→	→	→	
消防本部主力消防車及び消防団車両の整備事業	警防課	消防体制の充実強化ため消防車両等の現場における不具合を回避し、経年劣化等による機能低下を防ぎ、各種災害に対応できるよう消防車両等の更新を行います。 また、橋本市北部地域の企業誘致に対応すべく、令和7年度に化学消防車を橋本北消防署に配備します。	→	↗	→	
40m級防火水槽整備事業	警防課	消防水利の基準（昭和36年12月10日消防庁告示第7号）に基づいて、整備を行います。消防水利が不十分な向副地区への耐震製防火水槽を設置します。	→	→	→	
高機能消防指令システム更新事業（部分更新）	指令室	確実・迅速に24時間絶え間なく指令業務ができる体制の確保と複雑多様化する災害に対応するため、指令センター内の機器及び車両動態管理装置等を令和7年度に高機能消防指令システムの部分的な更新を実施します。	→	↗	→	
化学消防車配置に伴う消防力整備強化（ソフト）及び消防吏員安全装備資器材更新事業	消防総務課	令和7年度の橋本北消防署への化学消防自動車の配備を目指し、車両及び職員の移動配置を行い、市北部地域への企業誘致に対応するとともに、現在の人員では化学消防自動車の運用が困難であることから令和6年度から令和8年度にかけて消防職員を増員し、消防体制の充実を図ります。 また、消防吏員安全装備資器材の経年劣化に加え、総務省消防庁が定める「消防隊員用個人防火装備に係るガイドライン」の基準を満たさない消防吏員安全装備資器材（防火帽、防火服、防火靴）を更新し、各種災害現場に対応する職員の安全性、及び活動能力向上を図ります。	→	↗	↗	◎

② 救急救助体制の充実

施策内容	<ul style="list-style-type: none"> ●救急需要が増大している中、搬送患者の多くが軽症であることから、あらゆる機会を捉え、住民に対して救急車適正利用を啓発し、重症者を迅速に医療機関に搬送できる体制の構築を図ります。 ●突発的な感染症の拡大に対する、資器材の調達に難渋することのない体制を構築します。 ●他関係機関（警察、医療機関、福祉、民間等）との連携を図ります。 ●指導救命士を中心とした救急隊員の教育指導体制を構築し、活動基準のプロトコールに準拠した質の高い救急活動を担保するとともに救急活動の標準化を図ります。 ●災害現場において安全・適正に活用できる車両、資器材の計画的な更新整備を図ります。 						
施策評価 今後の方針	普通救命講習や応急手当指導等により市民（バイスタンダー：現場に居合わせた方）の救急知識の向上に努め、また、関係医療機関等との連携を密にし、救命率の向上を図ります。						
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ●広報活動により市民や事業者等に普通救命講習の重要性を理解していただき、普通救命講習受講者の増加につなげます。また、併せて普通救命講習等の指導者を養成するため応急手当普及員講習会を開催します。 ●関係機関の協力を得て、集団救急事故等における救急、救護体制の充実、強化を図ります。 ●救急研修会や症例検討会の開催を計画するとともに、近隣医療機関との連携強化を図ります。 						
主な事業	担当課	事業概要（目的、内容）	方向性				
			R6	R7	R8	重点化	
応急手当普及啓発事業 （応急手当普及員講習）	警防課	<ul style="list-style-type: none"> ・ 応急手当の知識・技術の取得者を効率よく増加させるため、学校教職員対象に応急手当普及員講習会を開催し、指導者の養成を進めます。 ・ 応急手当普及員講習を毎年度実施できるよう計画します。 	→	→	→		
応急手当普及啓発事業 （普通救命講習）	警防課	<ul style="list-style-type: none"> ・ 全消防団員を対象に普通救命講習会を計画します。 ・ 市内事業所に普通救命講習の案内を行い、防災組織向上の一環として従業員等に受講を促進し、救命率の向上を図ります。 	→	→	→		
救急隊員の指導教育事業	警防課	<ul style="list-style-type: none"> ・ 現在、橋本市民病院と実施している救急ワークステーションを継続し、医療機関との連携をはかり定期的な症例検討会の開催を計画します。 ・ 救急医療週間等に救急研修会やナースカー（救急車に看護師が同乗）を実施し、救急隊員の知識・技術向上を図るとともに、医療機関との連携強化及び人間関係の構築に努めます。 	→	→	→		
集団救急事故等の救急救護体制強化事業 （熱中症対策）	警防課	<ul style="list-style-type: none"> ・ 応急救護知識の向上、小中学校と消防・救急隊との連携及び効率的な情報整理等を目的に実践的な熱中症多数傷病者初動対応訓練を計画します。 	↗	→	→	◎	

③ 火災予防の啓発						
施策内容	<ul style="list-style-type: none"> ●防火訪問等による住宅用火災警報器の広報を推進し住宅防火の拡充を図る。 ●コミュニティバス・消防車両等にマグネットシートを貼る等の広報活動を実施する。 ●防火対象物・危険物施設の適正な管理と防火意識の向上に努める。 ●消防用設備および防火対象物の点検の徹底を図る。 ●危険物保安検査の徹底を図る。 ●各施設への計画的な立入検査を実施する。 					
施策評価 今後の方針	関係機関等と協力して市民に対して防火意識の向上を図る。					
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ●防火訪問の実施及び市機関等との連携し、住宅防火啓発・住宅用火災警報器設置、交換を推進します。 ●危険物施設・防火対象物・消防対象物・保安三法（高圧ガス、火薬類、液化石油ガス）に対して法に基づいた許認可、審査、検査、指導等を行います。 					
主な事業	担当課	事業概要（目的、内容）	方向性			
			R6	R7	R8	重点化
住宅用火災警報器設置の設置推進	予防課	防火訪問、ホームページ、ポスター掲出等による防火広報を行うとともに、特に住宅火災で死亡率の高い高齢者世帯対象に防火訪問及び住宅用火災警報器の取付け支援を行い設置率向上を図ります。	→	→	→	
防火対象物、危険物施設等の事業所への火災予防の啓発・指導	予防課	防火対象物、危険物施設等に対し計画的に立入検査を実施し・消防設備や防火管理等を指導します。 防火対象物の事業所については各事業所の防火管理者を対象とした消防訓練を実施し、内容を持ち帰って各自で実施してもらうことで防火対象物事業所訓練の充実を図ります。 危険物施設については施設との合同訓練を通じて署員との有事の際の連携対応の訓練を実施します。	→	→	→	
保安三法（火薬類取締法・高圧ガス保安法・液化石油ガス保安法）事業所への火災予防啓発・指導	予防課	火薬類施設、高圧ガス施設、液化石油ガス施設等へ計画的に立入検査を実施します。 火薬類危害予防週間中には火薬を取扱う事業所への広報を実施します。 危険物及び保安三法の物品を運搬する車両への立入検査を実施します。	→	→	→	
一般住民への火災予防啓発・指導	予防課	防火訪問等で地区民に対して住民訓練実施を呼びかけ初期消火体制の充実強化を図るとともに、出火防止意識の向上を図ります。	→	→	→	

【方向性】 新規：● 拡充：↗ 維持：→ 縮小：↘ 重点化事業：◎

令和 6 年度 実施計画書

1. <施策の概要>

基本目標	【Ⅱ】安全・安心な暮らしを守り支えるまち	政策	4安全・安心な暮らしと、生活の利便性を支える都市基盤づくり		
施策項目	10 交通安全・防犯				
実現したいまちの姿	交通事故・犯罪のない明るい社会の実現を目指し、市交通指導員会・警察等関係団体・市地域安全推進委員会との連携による啓発活動の充実により、市民の安全・安心な暮らしが確保されています。				
主管部局	総合政策部	関連部局	地域振興室		

2-1. <施策評価結果：目標値の達成状況>

	目標名	単位	年度	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	評価
1	市内の交通事故発生件数（人身事故発生件数）	件	目標	130	125	120	115	110	105	100	60	60	60	A
			実績	94	98	69	80	75						
2	市内の犯罪件数（刑法犯認知件数）	件	目標	370	363	356	348	340	290	240	200	180	120	B
			実績	232	187	155	141	209						
3			目標											
			実績											
4			目標											
			実績											
5			目標											
			実績											
6			目標											
			実績											

A：進捗率100%以上 B：進捗率50%以上 C：数値が上昇しているが進捗率50%未満 D：数値が下降しており達成に遅れがある E：数値が大幅に下降(20%以上)

2-2. <施策評価結果：市民・団体・事業者などの取組み内容（協働の取組み）>

No.	役割分担	今後の方針
1	市民・事業者・関係団体は、互いに連携し、交通事故のない明るい社会の実現をめざします。	継続実施することで、交通事故・犯罪件数の減少に繋げ、安全・安心なまちづくりを推進します。
2	市民は、高齢者等を対象とした消費生活出前講座や特殊詐欺被害防止アドバイザー等を活用し、特殊詐欺に遭わないために、積極的に研修会等に参加します。	
3	市民・関係団体は、地域内のかかわりを保ちながら、地域は地域で守る意識の共有を図り犯罪等を未然に防ぐ取組みに協力します。	
4		
5		

2-3. <施策評価結果：施策全体の方針>

総合評価	施策全体の方針
B	交通事故・犯罪のない明るい社会の実現をめざし、市交通指導員会・警察等関係団体・市地域安全推進委員会との連携による街頭啓発活動（施設利用者・学生・買い物客など幅広い年齢層への啓発活動）の充実により、市民の安全・安心な暮らしを確保します。

A：想定上の効果があり進捗は良好 B：想定どおりの効果があり進捗は順調 C：一定の効果があるが、一部で進捗に遅れがある D：効果は限られ進捗に遅れがある E：効果が表れていない、取組みができていない

2-4. <施策評価結果：構成する施策>

構成する施策	施策評価
各種交通安全運動の推進	B
交通安全の啓発と交通法規の順守	B
地域ぐるみの防犯活動の推進	B
啓発活動の実施による防犯意識の高揚の推進	B

A：想定上の効果があり進捗は良好 B：想定どおりの効果があり進捗は順調 C：一定の効果があるが、一部で進捗に遅れがある D：効果は限られ進捗に遅れがある E：効果が表れていない、取組みができていない

3. <施策内容と主な事業>

① 各種交通安全運動の推進						
施策内容	<ul style="list-style-type: none"> ●全国交通安全運動期間の街頭啓発活動を実施します。 ●第11次和歌山県交通安全計画に基づき、県下一斉交通安全指導の日の運動を実施します。 ●全国統一交通事故死ゼロをめざす日の運動を実施します。 					
施策評価 今後の方針	高齢者の進展による高齢者事故の多発や、スマホや自転車に絡む交通事故の増加など、交通安全を取り巻く環境変化に合わせた効果的な活動を実施します。					
事業内容	啓発活動を年4回の交通安全運動活動期間だけに実施するのではなく、交通指導員会や警察と連携を密にし、市民の安全運転意識を向上させるため、タイムリーな広報、啓発活動を行っています。					
主な事業	担当課	事業概要（目的、内容）	方向性			
			R6	R7	R8	重点化
交通安全事業	地域振興室	「橋本市交通指導員会」による継続的な交通安全教室や各商業施設での啓発活動、早朝街頭活動を支援していくほか、警察とも連携して地域における交通安全意識を向上させ、安全な地域づくりの発展に努めます。また、免許更新のため警察署を訪れた方を対象に免許返納に関するアンケートを継続して実施し、支援ニーズを把握するとともに、日常の買い物や通院における高齢者の移動手段について福祉部門や市民団体等と緊密に連携し持続可能な支援体制を構築します。	→	→	→	◎

② 交通安全の啓発と交通法規の順守						
施策内容	<ul style="list-style-type: none"> ●飲酒運転根絶、横断歩道での車の停止、自転車利用者の交通ルール順守などを徹底するよう引き続き啓発します。 ●通園通学路における早朝街頭指導を実施します。 ●小学校児童を対象とした歩行指導を実施します。 ●高齢化の進展による高齢者事故の多発や、スマートフォンやサイクリングに絡む交通事故の増加など、交通安全を取り巻く環境変化に合わせた効果的な活動を実施します。 ●橋本市交通指導員会の会員増にむけ、各区・自治会への働きかけを行います。 					
施策評価 今後の方針	高齢化の進展による高齢者事故の多発や、スマホや自転車に絡む交通事故の増加など、交通安全を取り巻く環境変化に合わせた効果的な活動を実施します。					
事業内容	橋本市の交通安全の大きな基盤となっている橋本市交通指導員会を支援し、そこに各自治体や小学校等他団体と連携することで、さらなる市民の交通安全意識向上を目指します。また、啓発活動を、商業施設、中学校や小学校、駅の周辺と多種多様な場所で行うことで、効果的な活動を行います。さらに、警察と連携して橋本市役所ホームページへ交通安全啓発活動の状況を掲載するなどあらゆる媒体を通じて啓発活動を実施していきます。					
主な事業	担当課	事業概要（目的、内容）	方向性			
			R6	R7	R8	重点化
交通安全事業	地域振興室	「橋本市交通指導員会」による継続的な交通安全教室や各商業施設での啓発活動、早朝街頭活動を支援していくほか、警察とも連携して地域における交通安全意識を向上させ、安全な地域づくりの発展に努めます。また、免許更新のため警察署を訪れた方を対象に免許返納に関するアンケートを継続して実施し、支援ニーズを把握するとともに、日常の買い物や通院における高齢者の移動手段について福祉部門や市民団体等と緊密に連携し持続可能な支援体制を構築します。	→	→	→	◎

③ 地域ぐるみの防犯活動の推進						
施策内容	<ul style="list-style-type: none"> ●地域安全推進員を中心とした地域防犯活動の実施を支援します。また、市職員も地域安全活動に積極的に参加するよう努めます。 ●区・自治会等が中心となり関係機関・団体等と連携し地域防犯パトロール、防犯指導、講習会等の実施を支援します。 ●高齢者等を対象とした消費者トラブルや特殊詐欺に遭わないための高齢者教室等の実施を支援します。 					
施策評価 今後の方針	区・自治会等が中心となり関係機関・団体等と連携し地域防犯パトロール、防犯指導等の実施や高齢者等を対象とした消費者トラブルや特殊詐欺にあわないための出前講座等を実施します。					
事業内容	各地区に1名いる橋本市地域安全推進員を中心に、青色パトロール車による防犯パトロールを実施します。また、各区長等と連携して公民館でのイベント時における啓発物品の配布をするなど、様々な機会を通じて市民の防犯意識の向上を図ります。					
主な事業	担当課	事業概要（目的、内容）	方向性			
			R6	R7	R8	重点化
防犯事業	地域振興室	橋本市地域安全推進員が啓発活動、防犯パトロール等を積極的に実施し、市民の安全、安心なまち作りを推進します。	→	→	→	
防犯カメラ 設置補助事業	地域振興室	市内の区・自治会を対象に、市民の安全に資するため公共の場所へ設置する防犯カメラについて、その設置費用のうち1/2（上限20万円）を補助します。	→	→	→	

④ 啓発活動の実施による防犯意識の高揚の推進						
施策内容	●市民が多く集まる駅や施設、イベント等においてマナーアップ啓発活動を実施し、防犯意識の高揚に努めます。					
施策評価 今後の方針	防犯チラシを3か月ごとに配布するなど、警察と連携しタイムリーな情報発信に努めていきます。					
事業内容	警察と協力し、タイムリーな犯罪被害情報の発信、啓発活動を行います。また、啓発活動場所も様々な場所、時間帯で実施し、多くの市民に認知してもらえるよう努めます。					
主な事業	担当課	事業概要（目的、内容）	方向性			
			R6	R7	R8	重点化
防犯事業	地域振興室	橋本市地域安全推進員が中心となり、啓発活動等を実施し、防犯意識の向上に努めます。	→	→	→	

【方向性】 新規：● 拡充：∧ 維持：→ 縮小：∨ 重点化事業：◎

令和 6 年度 実施計画書

1. <施策の概要>

基本目標	【Ⅱ】安全・安心な暮らしを守り支えるまち	政策	4安全・安心な暮らしと、生活の利便性を支える都市基盤づくり
施策項目	11 消費生活		
実現したいまちの姿	消費者被害のない安全・安心な市民生活を実現するために、消費生活相談体制を充実し、消費者被害の救済、未然防止、拡大防止が図られています。		
主管部局	総務部	関連部局	生活環境課

2-1. <施策評価結果：目標値の達成状況>

目標名	単位	年度	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	評価
1 啓発事業参加者数	人	目標	692	704	716	728	740	1092	1444	1796	2148	2500	A
		実績	2457	2611	1036	1150	1889						
2 相談解決割合（斡旋不調、処理不能、処理不要を除く件数／全受付数）	%	目標	90	90	91	91	92	95	96	97	98	99	B
		実績	79	92	93	98.32	94.8						
3		目標											
4		実績											
5		目標											
6		実績											

A：進捗率100%以上 B：進捗率50%以上 C：数値が上昇しているが進捗率50%未満 D：数値が下降しており達成に遅れがある E：数値が大幅に下降(20%以上)

2-2. <施策評価結果：市民・団体・事業者などの取組み内容（協働の取組み）>

No.	役割分担	今後の方針
1	見守り活動実践団体が増加するように努めます。	多様な立場の人が見守り活動を担えるよう、様々な機会を活かし人材養成に取り組みます。消費者安全確保地域協議会が有効に機能するよう積極的に情報共有に取り組み、見守り活動実践者等の支援を行います。
2		
3		
4		
5		

2-3. <施策評価結果：施策全体の方針>

総合評価	施策全体の方針
B	消費者被害は生命・身体と財産の被害です。誰しもが被害に遭うわけではありませんが、誰もがトラブルに巻き込まれ被害者になる可能性があります。特に財産被害はその人の生活に直結します。市民生活の安全・安心の確保のためには、被害に遭わないための取組と被害に遭った時に相談できる窓口として、消費生活センターの更なる充実が必要です。また、社会課題に主体的に取り組む意識の高い市民育成には、継続的な消費者教育の場の提供は必須です。その為には、消費者の自主的な活動を促すため、若年層に向けたPRや、SNSを通したより幅広い啓発も必要だと考えます。

A：想定上の効果があり進捗は良好 B：想定どおりの効果があり進捗は順調 C：一定の効果があるが、一部で進捗に遅れがある D：効果は限られ進捗に遅れがある E：効果が表れていない、取り組みができていない

2-4. <施策評価結果：構成する施策>

構成する施策	施策評価
消費者問題への対応の充実	B
消費者の自主的活動の推進	B
生活情報誌システムの整備	B
消費生活相談の充実	A

A：想定上の効果があり進捗は良好 B：想定どおりの効果があり進捗は順調 C：一定の効果があるが、一部で進捗に遅れがある D：効果は限られ進捗に遅れがある E：効果が表れていない、取り組みができていない

3. <施策内容と主な事業>

① 消費者問題への対応の充実						
施策内容	<ul style="list-style-type: none"> ●生活教養講座等によりエンシカル消費の推進をはじめ、様々な消費者力向上のための学習の機会の提供を進めます。 ●広報やホームページ等、広報ツールを活用し、積極的に情報発信を進めます。 ●消費者被害や製品事故情報等の情報収集に努めます。 ●成年年齢の引き下げに関する出前授業の充実を図り、成年以前の消費者教育を強化します。 ●判断力が不十分となった人などの消費者被害を防ぐために、関係者等との連携を強化します。 					
施策評価 今後の方針	さまざまな社会の課題解決への取組に消費者が果たす役割への理解を広げるため、多様な立場の人たちと連携しながら、様々な機会を活かし消費者教育・啓発を実施します。					
事業内容	市民一人ひとりが消費者として、正しい知識を持ち、役立つ情報を身につけるための消費者教育事業を実施する。また、持続可能な社会を目指すため、消費者が果たす役割への理解を広げ、多様な立場の人たちを尊重しあえる啓発事業を実施する。					
主な事業	担当課	事業概要（目的、内容）	方向性			
			R6	R7	R8	重点化
消費者教育	生活環境課	消費者トラブルの未然防止・拡大防止のため、消費者力を向上させる消費者教育を実施していく。 ・生活教養講座を実施する。	→	→	→	
消費者教育	生活環境課	持続可能な社会実現のため、消費者力を向上させる消費者教育を実施していく。 ・親子でチャレンジSDGs！～エコクッキング教室～を実施する。 ・SDGsはしもと環境フェアを実施する。	→	→	→	
啓発	生活環境課	市内の児童・生徒に向けた啓発事業を実施し、消費者力向上及び消費生活センターの周知を目指す。 ・食品ロスダイアリーを実施する。 ・消費生活啓発ポスターの募集事業を実施する。	→	→	→	

② 消費者の自主的活動の推進						
施策内容	<ul style="list-style-type: none"> ●地域コミュニティの場に出向き、出前講座を実施することで、地域の見守り活動に貢献し、見守られる人だけでなく見守る人の消費生活への関心を高めます。 ●消費者トラブルへの意識の高さが被害防止の一步であることから、若年層を含めたより多くの人に消費者行政への理解を深めていただき、自ら啓発できる人材育成を継続して行います。また、育成した人材の活動の場を提供します。 ●人材養成講座について、若年層に参加を広げる取組みを進めます。 ●「消費者市民社会」の実現にむけた消費者の責任について、多角的なアプローチで意識の醸成を図ります。 ●市民活動団体等による消費者啓発実施の支援を行います。 					
施策評価 今後の方針	様々な人が消費者トラブルに関心をもち、自分にできる見守り活動への参加を促す人材養成講座を継続します。養成した人材の活動の機会を確保し、続けて活動する意欲や意識付けにつなげていきます。					
事業内容	自らが被害者にも加害者にもならず、地域を見守る人材へと育成する必要がある。そのために、見守り人材育成養成講座を実施し、地域を見守る人材を確保します。また、自主的な活動の場として、消費者トラブル等の未然防止・拡大防止の街頭啓発や様々なイベントに出展し、自主的な活動を支援する。					
主な事業	担当課	事業概要（目的、内容）	方向性			
			R6	R7	R8	重点化
消費者教育	生活環境課	地区のサロンや体操教室、集会などで人が集まりやすい場所に出向き、消費生活トラブルへの関心を高めるため、出前講座を実施する。なお、自前出前講座だけではなく、委託出前講座も拡充させ、講座の内容を充実させる。	→	→	→	
消費者教育	生活環境課	地域を見守る人材を確保するため、くらし応援隊養成講座を実施し、養成していく。	→	→	→	
啓発	生活環境課	橋本市くらし応援隊と協働して消費者啓発を実施するとともに、消費生活センターを周知する。 ・特殊詐欺及び消費者トラブル未然防止街頭啓発を実施する。 ・幅広い年齢層に消費者トラブルを周知するため、啓発物品を作成し配布する。	→	→	→	

③ 生活情報誌システムの整備						
施策内容	<ul style="list-style-type: none"> ●実際に寄せられた消費生活相談を活用し、広報紙等を作成することでタイムリーな注意喚起情報の発信を行います。 ●作成した広報紙等を見守り活動を実施している行政機関、事業者、団体、委員、個人等に速やかに提供する仕組みを構築し、消費者被害防止のネットワークの強化を図ります。 ●生活情報誌システムの内容や活用方法についての周知を進めます。 ●インターネットや SNS を利用し、より幅広い世代への情報発信に努めます。 					
施策評価 今後の方針	消費者トラブルへの注意喚起や消費者教育のための情報発信を対象者に合った内容で届けられるよう工夫し定例化していきます。個人だけでなく、医療機関や郵便局などと連携し、より多くの人への啓発に努めます。					
事業内容	●紙媒体をはじめ、HPやSNSを活用し、幅広い年齢層の方に消費者トラブル情報が届くように工夫する。そのために、消費者の関心事をタイムリーに発信することで、消費者トラブルの未然防止・拡大防止及び消費生活センターの周知を図る。					
主な事業	担当課	事業概要（目的、内容）	方向性			
			R6	R7	R8	重点化
啓発	生活環境課	はしもとくらし応援ニュースを毎月発行し、HPに掲載する。また、橋本市公式LINEでも発信する。	→	→	→	
啓発	生活環境課	はしもとくらし応援ニュースを橋本市くらし応援隊メンバーを含む見守りサポーターに配付し、地域の見守りに活用する。また、見守り連携関連団体にも配付し、地域の見守り力の強化を図る。	→	→	→	
啓発	生活環境課	トラブル事例の紹介として、消費生活啓発カレンダーを作成し、全戸配付する。	→	→	→	

④ 消費生活相談の充実						
施策内容	<ul style="list-style-type: none"> ●消費生活相談員（有資格者）の配置を行い、常に相談者に安心感を与える相談体制を整えます。 ●相談窓口としての資質向上を常に心がけ、相談者にとってよりよい解決に結びつくよう、関係機関と連携しながら対応する体制を整えます。 					
施策評価 今後の方針	様々な相談に対応できるよう相談員等の資質向上に努めます。相談窓口の周知を図るとともに、誰でも相談できる体制の構築を目指します。					
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ●消費相談、市民相談の満足度を向上させることで、市民にとって住みやすいまちづくりを目指す。 ・相談体制を維持するため、相談員2名を確保する。 ・消費者トラブルの情報収集や最新事例を学ぶ研修に参加し、消費相談の質を向上させる。 ・消費相談以外の相談においても、より良い解決方法を目指すために法律相談業務を継続する。 					
主な事業	担当課	事業概要（目的、内容）	方向性			
			R6	R7	R8	重点化
消費相談 （消費生活センター） 業務	生活環境課	消費者問題へ対応するためには、相談員等のレベルの維持及び向上が必須である。そのためには、今まで以上に相談員が研修に参加し、消費者問題に関する専門知識の習得や情報収集に注力する必要がある。消費相談の質が向上すれば、市民にとって安全で安心な生活につながる事ができる。	→	→	→	
市民相談	生活環境課	消費生活相談の範疇を超える場合があり、相談者にとってよりよい解決方法に結びつけるために弁護士による法律相談を実施する。	→	→	→	

令和 6 年度 実施計画書

1. <施策の概要>

基本目標	【Ⅱ】安全・安心な暮らしを守り支えるまち	政策	4安全・安心な暮らしと、生活の利便性を支える都市基盤づくり
施策項目	12 地域公共交通		
実現したいまちの姿	誰もが安心して暮らせる街の基盤として、効率的で持続可能な公共交通体系の構築が進み、日常生活に必要な移動手段が確保されています。		
主管部局	総合政策部	関連部局	地域振興室

2-1. <施策評価結果：目標値の達成状況>

	目標名	単位	年度	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	評価
1	コミュニティバス等の収支率	%	目標	15	15	15	15	15	20	20	20	20	20	B
			実績	14	12	11	12	13.5						
2	地域公共交通に対する満足度	%	目標						16	17	18	19	20	B
			実績	13	10	10	13.4	15.8						
3	公共交通サービス圏	%	目標	81	81	81	81	81	85	85	85	85	85	A
			実績	76	76	83	83	83						
4			目標											
			実績											
5			目標											
			実績											
6			目標											
			実績											

A：進捗率100%以上 B：進捗率50%以上 C：数値が上昇しているが進捗率50%未満 D：数値が下降しており達成に遅れがある E：数値が大幅に下降(20%以上)

2-2. <施策評価結果：市民・団体・事業者などの取組み内容（協働の取組み）>

No.	役割分担	今後の方針
1	市民・事業者・関係団体は、持続可能で住みやすいまちづくりの基礎となる「愛される」公共交通への取組みの推進や協力を行います。	利用者のニーズに沿った公共交通網形成のため、交通事業者と密に連携しながら、路線の見直し及びコミュニティバス・デマンドタクシーの利便性向上に取り組みます。また、地域懇談会を随時開催し、地域住民へ公共交通の利用を呼び掛けるとともに、意見を広く聴く場を設けます。
2	事業者・関係団体は、公共交通やまちづくりにかかわる現状および課題の認識や方向性を行政と共有し、効率的で持続可能な公共交通体系の構築に努めます。	
3	市民・事業者・関係団体は、公共交通利用促進に関する意識を高めるよう努めます。	
4		
5		

2-3. <施策評価結果：施策全体の方針>

総合評価	施策全体の方針
B	高齢化が進むにつれ免許返納による交通弱者や買い物難民が増加することが予想されることから、あらゆる交通手段を含めた上で、持続可能な公共交通網を形成することが必要です。今後も市民や交通事業者との連携を図るとともに、意見の吸い上げを積極的に行い、利用者のニーズに合わせたサービスや路線、運行形態の検討を行います。

A：想定上の効果があり進捗は良好 B：想定どおりの効果があり進捗は順調 C：一定の効果があるが、一部で進捗に遅れがある D：効果は限られ進捗に遅れがある E：効果が表れていない、取組みができていない

2-4. <施策評価結果：構成する施策>

構成する施策	施策評価
公共交通によるネットワークの充実	B
公共交通サービスの充実	B
公共交通結節点の整備	A

A：想定上の効果があり進捗は良好 B：想定どおりの効果があり進捗は順調 C：一定の効果があるが、一部で進捗に遅れがある D：効果は限られ進捗に遅れがある E：効果が表れていない、取組みができていない

3. <施策内容と主な事業>

① 公共交通によるネットワークの充実						
施策内容	<ul style="list-style-type: none"> ●需要が少ないエリアにコミュニティバスの代替交通として導入したデマンド型交通は増便や一部運行路線の見直しにより、利便性の向上を図ります。 ●高齢化に伴う免許返納者の増加に伴い、公共交通の需要が高まると予想されるため、既存路線に縛られない、ICT技術の活用も視野に入れた新たなネットワークの構築をめざします。 					
施策評価 今後の方針	令和5年4月に策定した「橋本市地域公共交通計画」をもとに、自家用有償旅客輸送等あらゆる手段を含めた交通網の形成と確保・維持について検討を進めます。					
事業内容	市内における移動手段の確保のため、コミュニティバス・デマンドタクシーを運行します。デマンドタクシーについて、予約・利用がしやすいしくみの導入を検討していきます。					
主な事業	担当課	事業概要（目的、内容）	方向性			
			R6	R7	R8	重点化
コミュニティバス事業	地域振興室	市内における移動手段の確保のため、コミュニティバス・デマンドタクシーを運行します。また、需要に応じて運行ルートやダイヤの見直しなどに取り組みます。さらに、通勤・通学利用者をターゲットとした定期券の導入について検討を行います。	→	→	→	

② 公共交通サービスの充実						
施策内容	<ul style="list-style-type: none"> ●幹線路線のターゲット層を明確にし、幹線路線エリア周辺等のマーケティング調査・分析等を行い、その特性を踏まえてプロモーション活動の展開を図ります。 ●橋本市地域公共交通計画の策定により、持続可能かつ利便性の高い公共交通ネットワークの実現に努めます。 ●利用しやすい公共交通の環境づくりとしてノンステップバス等安全性・機能性の高い車両や、利便性を高めるためのサービス導入を支援します。 ●インバウンドを含む観光客の需要など観光振興策等と連携した観光客の移動支援・観光ニーズの創出を図ります。 ●橋本市内駅周辺の駐車場並びに駐輪場については、適切な管理によって、通勤通学に利用する市民の利便性の向上および道路交通の円滑化を図ります。 ●地域の交通弱者の状況や商業施設の分布、利用用途など、市民の交通ニーズについて把握に努め、交通環境の向上を図るとともに、公共交通の現状について周知します。 					
施策評価 今後の方針	乗降実態調査や地域懇談会を通して利用者が求めるサービスや課題を洗い出し、実現可能な範囲で対応していきます。また、交通事業者との連携により市内の公共交通（路線バス、コミュニティバス、デマンドタクシー）や観光スポットが一目でわかるマップの作成やコミュニティバス・デマンドタクシーの乗り方教室を開催するなど、公共交通の利用促進に向けたプロモーションを実施します。また、アフターコロナを見据え、観光振興策等と連携した観光客の移動支援や観光ニーズの創出を図ります。					
事業内容	沿線自治体及び交通事業者によって構成される「和歌山線活性化検討委員会」への継続的な参画、市内公共交通サービスを網羅した「橋本市おでかけガイド（仮称）」の作成等、交通事業者と連携した取り組みを進めます。					
主な事業	担当課	事業概要（目的、内容）	方向性			
			R6	R7	R8	重点化
鉄道交通活性化事業	地域振興室	「和歌山線活性化検討委員会」への継続的な参画、鉄道事業者との連携等により、行政の立場から鉄道交通の活性化に取り組みます。	→	→	→	
橋本市おでかけガイド作成事業	地域振興室	市内の鉄道、バス、タクシー等公共交通機関の情報（停留所の位置や利用方法、運賃、事業者の連絡先等）と、商業施設や公園等の情報を一元的に確認できる「橋本市おでかけガイド（仮称）」を作成し、市内の移動が楽しくなるような情報提供に努めます。令和6年度中に橋本市生活交通ネットワーク協議会の構成員を中心におでかけガイド制作チーム（仮称）を立ち上げ、行政・事業者・市民団体の垣根を超えた連携によりガイドの作成を進めます。	●	→	→	◎
コミュニティバス車両更新事業	地域振興室	コミュニティバス用車両として使用しているポンチョ（ノンステップバス）2台の老朽化に伴い、車両更新に係る費用について事業者への補助を行います。	●	→	→	

③ 公共交通結節点の整備

施策内容	<ul style="list-style-type: none"> ●都市構造と整合した乗り継ぎ拠点の設定を図ります。 ●鉄道・路線バスのダイヤ改正等を踏まえ、コミュニティバスに極力待ち時間が少なくなるよう、スムーズな乗り継ぎを可能とするダイヤ設定を図ります。 ●公共交通の乗り継ぎ利用者に対し、乗継券の配布等による負担の軽減を行い、公共交通を利用しやすい仕組みづくりを進めます。 					
施策評価 今後の方針	乗継拠点の待合環境の整備や、バスロケ等「乗り換えが苦にならない」しくみの導入を検討していきます。					
事業内容	令和5年度に市内コミュニティバス・デマンドタクシー路線のルート及びダイヤを再編し、乗継時間の大幅な短縮により利便性が向上しました。また、コミュニティバスについてはルート・ダイヤ等のオープンデータを市ホームページにて公開し、Googleマップでの乗換検索を可能にしています。					
主な事業	担当課	事業概要（目的、内容）	方向性			
			R6	R7	R8	重点化
コミュニティバス事業	地域振興室	市内における移動手段の確保のため、コミュニティバス・デマンドタクシーを運行します。また、需要に応じて運行ルートやダイヤの見直し、より利便性の高い運行管理システムの導入等に取り組みます。さらに、通勤・通学利用者をターゲットとした定期券の導入について検討を行います。	→	→	→	

【方向性】 新規：● 拡充：∧ 維持：→ 縮小：∨ 重点化事業：◎

令和 6 年度 実施計画書

1. <施策の概要>

基本目標	【Ⅱ】安全・安心な暮らしを守り支えるまち	政策	4安全・安心な暮らしと、生活の利便性を支える都市基盤づくり		
施策項目	13 土地利用・市街地・景観				
実現したいまちの姿	集約型のまちづくりを進めることで、子どもから高齢者まで安心して暮らせる都市（まちや集落）の拠点を形成し、これらの拠点を公共交通で結ぶことで安全と賑わいのある都市の構築が進んでいます。				
主管部局	建設部	関連部局	まちづくり課	総務課	農林整備課

2-1. <施策評価結果：目標値の達成状況>

	目標名	単位	年度	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	評価
1	地籍調査進捗率	%	目標	37.8	38.6	39.4	40.2	41	45	46	47	48	50	A
			実績	38.8	39.7	40.7	42.9	44.1						
2			目標											
			実績											
3			目標											
			実績											
4			目標											
			実績											
5			目標											
			実績											
6			目標											
			実績											

A：進捗率100%以上 B：進捗率50%以上 C：数値が上昇しているが進捗率50%未満 D：数値が下降しており達成に遅れがある E：数値が大幅に下降(20%以上)

2-2. <施策評価結果：市民・団体・事業者などの取組み内容（協働の取組み）>

No.	役割分担	今後の方針
1	市民・事業者・関係団体は、周辺地域と調和した土地利用や建築に努めます。	無秩序な開発や土地利用を防ぐため、開発技術基準の見直しや適正な指導、パトロールを徹底強化し、計画的かつ総合的なまちづくりの推進を図る。
2		
3		
4		
5		

2-3. <施策評価結果：施策全体の方針>

総合評価	施策全体の方針
B	持続可能な都市マネジメントの一環として、継続した取組を実施していく必要がある。また、拠点の集約的整備、橋本駅前整備の方針について、横断的な取組によりハード面、ソフト面における具体的方針の検討が必要。

A：想定上の効果があり進捗は良好 B：想定どおりの効果があり進捗は順調 C：一定の効果があるが、一部で進捗に遅れがある D：効果は限られ進捗に遅れがある E：効果が表れていない、取組みができていない

2-4. <施策評価結果：構成する施策>

構成する施策	施策評価
土地利用の規制誘導による秩序あるまちづくり	B
良好な市街地景観、田園景観、緑の景観の保全	B
住環境整備の総合的・計画的な推進	B
都市活動の拠点となるエリアの充実	B
特定機能の集積をいかすエリアの形成	A
地籍調査事業の推進	A

A：想定上の効果があり進捗は良好 B：想定どおりの効果があり進捗は順調 C：一定の効果があるが、一部で進捗に遅れがある D：効果は限られ進捗に遅れがある E：効果が表れていない、取組みができていない

3. <施策内容と主な事業>

① 土地利用の規制誘導による秩序あるまちづくり

施策内容	<ul style="list-style-type: none"> ●社会情勢の変化に対応するべく関連する上位計画を考慮し、計画的かつ総合的で、都市機能を集約化したまちづくりの推進のため、都市課題について市民とも共通認識を高めながら、共感を得られる都市計画マスタープランの作成を推進します。 ●高野口地域の計画的な土地利用の規制・誘導や秩序ある建築活動を誘導するため、市民と課題認識を共有しながら用途地域等の指定を検討します。 ●人口密度の維持、向上により人的・物的な新陳代謝を活性化させるため、市街地への緩やかな規制と誘導について検討します。 					
施策評価 今後の方針	完成した都市計画マスタープランに即した都市計画の実現に取り組んでいく。					
事業内容	都市機能の集積や市街地の誘導、持続可能で効率的な土地利用を促します。					
主な事業	担当課	事業概要（目的、内容）	方向性			
			R6	R7	R8	重点化
用途地域等の設定検討事業	まちづくり課	地域の課題や要望、民間事業者等による土地の利活用意向等を踏まえ、必要に応じて用途地域等の設定を検討することで、都市機能の集積や市街地の誘導、持続可能で効率的な土地利用を促します。	→	→	→	
開発指導事業	まちづくり課	開発事業等に対して、関係法令（都市計画法・盛土規制法等）及び各技術基準に即して適切な指導を行うことで、不適切な土地利用が行われないよう取り組みます。	→	→	→	

② 良好な市街地景観、田園景観、緑の景観の保全

施策内容	<ul style="list-style-type: none"> ●和歌山県屋外広告物条例に基づき、秩序ある景観形成を図るため、違反指導体制を構築し、規制・誘導および違反広告物の撤去に努めます。 ●良好な景観の形成に関する理解を深めるため関係法令の周知を図ります。 ●大規模開発等にあたっては、良好な景観の形成を図るため、和歌山県景観条例に基づき、適正な指導に努めます。 ●本市の景観形成を先導する公共施設などの整備などにあたっては、周辺環境と調和した意匠・形態や色彩等に配慮した整備に努めます。 ●良好な景観の形成を図るため周辺環境に配慮した整備を進めます。 					
施策評価 今後の方針	<ul style="list-style-type: none"> ●関係機関と協力をし、継続して周知活動を行っていくことで地域に調和した屋外広告物とする。 ●引き続き、定期的なパトロールにより簡易広告物の撤去を行い秩序ある景観を形成していく。 ●関係機関と協力をし、継続して適正な運用を行っていくことで地域に調和した大規模開発事業とする。 ●継続して景観条例の通知制度を厳格に適用し、周囲の景観に配慮した公共施設としていく。 					
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ●和歌山県の屋外広告物条例に基づき、随時審査、許可またはパトロールによる簡易除却を行い適切な屋外広告物の管理に取り組みます。 ●景観法に基づく申請を受け付け、周辺環境に配慮し良好な景観の形成に取り組みます。 					
主な事業	担当課	事業概要（目的、内容）	方向性			
			R6	R7	R8	重点化
屋外広告物事業	まちづくり課	秩序ある景観形成を図るため、申請のあった屋外広告物について和歌山県の屋外広告物条例に基づき審査、許可業務を行い地域に調和した屋外広告物とする。また不適切な簡易広告物については定期的なパトロールにより除却します。	→	→	→	
景観法による進達事業	まちづくり課	市内の景観を良好に保つため景観法に基づき、本市としての意見を付記して県へ進達します。	→	→	→	

③ 住環境整備の総合的・計画的な推進						
施策内容	<ul style="list-style-type: none"> ●居住者の高齢化が進む地域や空洞化が進む地域では、生活利便施設の立地などにより生活環境を充実し、地域の活性化を促進します。 ●橋本駅前周辺（中心市街地）の土地区画整理事業除外地区については防災機能や住居環境の改善にむけた整備を検討します。 					
施策評価 今後の方針	●民間事業者による開発活動などと協調した住環境の改善策を検討していく。					
事業内容	民間活力導入のため積極的な都市計画の提案を受け入れます。					
主な事業	担当課	事業概要（目的、内容）	方向性			
			R6	R7	R8	重点化
都市計画提案事業	まちづくり課	地域課題解決の一環として、土地所有者や開発事業者等から具体的な土地利用変更の提案が提示された際に、その内容が市全体の状況等を鑑みて適切かどうかの判断を市で行い、問題が無ければ課題解決へ向け土地所有者等と協議を重ね、必要に応じて都市計画の変更を行い課題解決への支援を行います。	→	→	→	

④ 都市活動の拠点となるエリアの充実						
施策内容	●都市活動での様々なサービスを効果的に享受できるよう、都市拠点および地域拠点の集約的整備を検討します。					
施策評価 今後の方針	●シビックゾーンを始めとする都市拠点と地域拠点に必要な施設、もしくは必要な施設を誘致するための施策を横断的に調査検討していく必要がある。					
事業内容	拠点内で行われる民間事業者等の開発事業において、本市の健全な発展を促すため開発事業計画と各種行政施策との調和を図ります。					
主な事業	担当課	事業概要（目的、内容）	方向性			
			R6	R7	R8	重点化
開発指導事業	まちづくり課	民間事業者等が行う開発事業において、地域住民への説明や関係部署との協議がスムーズに行えるよう橋渡し的な業務を行うとともに安全安心な開発事業となるよう指導を行います。	→	→	→	
橋本駅前事業化検討事業	まちづくり課	橋本駅は紀北地域の玄関口であるが、商店の撤退、空家の増加などにより駅前としての魅力が低下しています。このことから、地域拠点である橋本駅前の現状を調査し問題点の把握等をするための調査を行います。	↑			

⑤ 特定機能の集積をいかすエリアの形成						
施策内容	●工業団地の造成に伴い、近隣住宅地との調和を図るため特別用途地区の活用を図ります。					
施策評価 今後の方針	●土地利用検討地区について、継続して取り組んでいく必要がある。					
事業内容	都市計画法に基づく地域地区の一つである「特別用途地区」を活用し、建築物の用途にきめ細かい規制をかけ工業団地と近隣の住環境を保護し共存を図ります。					
主な事業	担当課	事業概要（目的、内容）	方向性			
			R6	R7	R8	重点化
地域地区制度活用事業	まちづくり課	特別用途地区を紀ノ光台、あやの台北部に指定し、工業団地として工場等の集積を促すとともに、住環境の保護に支障を及ぼすおそれのある建築物を規制します。	→	→	→	

⑥ 地籍調査事業の推進						
施策内容	●土地の明確化や土地の有効利用を促すために、地籍調査に努めます。					
施策評価 今後の方針	●現状の班体制下においては、今後年間の調査面積は同程度となり進捗率はあまり伸びない。令和5年度から6班体制がとれるように要望している。					
事業内容	国費50%、県費25%、市費25%にて橋本市内全域の調査をおこない、土地面積、土地境界を明らかにするため地籍調査事業を実施する					
主な事業	担当課	事業概要（目的、内容）	方向性			
			R6	R7	R8	重点化
地籍調査事業	農林整備課	<p>国土調査法に基づき橋本市内全域の調査を完了する必要があるが、令和4年度末見込みで本市の進捗率が44.1%であり、和歌山県全体で53.8%、全国で52%と本市の進捗率は県、国の平均を下まわっている状況にある。近隣の紀の川筋の市町村についても完了、近々に完了となる予定となっている。本市では現在3班体制にて3地区の調査を実施しており、1地区完了におよそ3年を要する。現体制で年間約1%前後の進捗率の伸びにあり、今後完了までに50年以上の期間が予想される。国の補助金に関してもいつまでもあるわけではなく、長引けば市の負担増が予想されるため早期に完了する必要がある。個人情報とりわけ個人地の境界等を取り扱うことから、すべてを委託業者に任せる事は困難であり、進捗率向上のためには班体制の充実、すなわち職員の増員が不可欠である。令和8年には市街地開発事業中止に伴い、本来確定している土地境界が未確定であるため、この地区の開発促進のため土地取引の促進を計るため、市の施策として地籍調査事業を実施する予定であるが、地元区の協力が必要不可欠であるため実施時期については遅れる場合がある。</p>	→	↗	→	

【方向性】 新規：● 拡充：↗ 維持：→ 縮小：↘ 重点化事業：◎

令和 6 年度 実施計画書

1. <施策の概要>

基本目標	【II】安全・安心な暮らしを守り支えるまち	政策	4安全・安心な暮らしと、生活の利便性を支える都市基盤づくり		
施策項目	14 道路				
実現したいまちの姿	災害時の被害を最小限にとどめるよう防災・減災対策を講じるとともに、安全・安心で計画的な道路管理を進めることで、生活の利便性を高める総合的な道路ネットワークが形成されています。				
主管部局	建設部	関連部局	都市整備課	まちづくり課	

2-1. <施策評価結果：目標値の達成状況>

	目標名	単位	年度	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	評価
1	道路修繕の処理率（単年度当たり要望件数に対する処理割合）	%	目標	30	32	34	36	38	40	42	44	47	50	A
			実績	-	-	-	47.7	48.2						
2	道路ストックの長寿命化達成率	%	目標	-	-	-	-	-	95	95	95	95	95	A
			実績	91	91	90	90	98						
3			目標											
			実績											
4			目標											
			実績											
5			目標											
			実績											
6			目標											
			実績											

A：進捗率100%以上 B：進捗率50%以上 C：数値が上昇しているが進捗率50%未満 D：数値が下降しており達成に遅れがある E：数値が大幅に下降(20%以上)

2-2. <施策評価結果：市民・団体・事業者などの取組み内容（協働の取組み）>

No.	役割分担	今後の方針
1	関係団体は、市道等の公共土木施設の軽微な補修については、市より原材料の支給を受け、地元区において補修を行います。	要望のあった地区と協議の上、地元対応をお願いする。
2	市民・事業者・関係団体は、市道等の維持管理について、利用する市民がその維持管理の一定の役割を担う「アダプト制度」等の取組みを推進します。	
3		
4		
5		

2-3. <施策評価結果：施策全体の方針>

総合評価	施策全体の方針
C	*「道路施設の長寿命化」は、直ちに修繕すべき箇所が修繕されつつあり、事業に成果が出ているといえる。 *「都市を支える道路網の体系的整備」は、R371の府県間部分や県道二見御幸辻停車場線などの整備が進捗していることなどから、一定の目標を遂げつつあると言える。 *「環境に優しい安全で魅力的な道路空間の整備」は、予算も拡充され、舗装修繕を進めているが、経年劣化や過剰な交通量のため事業を必要とする箇所が増え、追いつかないのが現状である。また、狹隘道路などについては対面通行の支障を解消する道路拡幅ができていない。 *「歩道や自転車道の整備」は、市内にある県が計画するサイクリングロード事業は完了したが、歩道については一部整備にとどまっている。

A：想定上の効果があり進捗は良好 B：想定どおりの効果があり進捗は順調 C：一定の効果があるが、一部で進捗に遅れがある D：効果は限られ進捗に遅れがある E：効果が表れていない、取組みができていない

2-4. <施策評価結果：構成する施策>

構成する施策	施策評価
都市を支える道路網の体系的整備	B
環境に優しい安全で魅力的な道路空間の整備	C
道路施設の長寿命化	B
歩道や自転車道の整備	C

A：想定上の効果があり進捗は良好 B：想定どおりの効果があり進捗は順調 C：一定の効果があるが、一部で進捗に遅れがある D：効果は限られ進捗に遅れがある E：効果が表れていない、取組みができていない

3. <施策内容と主な事業>

① 都市を支える道路網の体系的整備						
施策内容	<ul style="list-style-type: none"> ● 2016年度（平成28年度）より（仮称）新紀見トンネル工事が着工しており、関連する自治体とも連携しながら、早期完成をめざして要望活動を実施していきます。 ● 持続可能なまちづくりのため、都市計画道路の計画的な整備に努めるとともに社会情勢の変化などに伴い適正な見直しに努めます。 					
施策評価 今後の方針	・新たな工業団地である「あやの台北部用地開発」における都市計画道路の整備に取組む。					
事業内容	工業団地の利便性向上のため、また、平常時・災害時を問わない地域の交通物流アクセスの向上を図るため、橋本市は都市計画道路を新設する。					
主な事業	担当課	事業概要（目的、内容）	方向性			
			R6	R7	R8	重点化
工業団地内 都市計画道路 整備事業	企業誘致室	あやの台北部用地（第1次事業）の整備に併せて都市計画小峰台垂井線を整備します。（施工期間：R4年度～R6年度） 令和6年度であやの台北部用地（第1次事業）内の都市計画道路は完成するが、それより以北の都市計画道路については、第2次事業の整備に併せて整備します。	→	↘	↘	

② 環境に優しい安全で魅力的な道路空間の整備						
施策内容	<ul style="list-style-type: none"> ● 防災・安全交付金等を活用しながら、舗装修繕・防護柵設置等、環境にやさしい安全で魅力的な道路空間の整備に努めます。 ● 市道の舗装修繕・維持改良等については、調査等により安全性・緊急性を考慮し優先順位をつけて効率的かつ積極的に進めます。 ● 狭隘な道路の安全対策等に努めます。 					
施策評価 今後の方針	国・県の補助金等を活用するなど、道路の維持修繕の予算を拡充することが必要である。					
事業内容	舗装事業・通学路安全施設・改良事業などに対し、計画的に、特定財源を確保できるよう、橋本市は事業を推進します。					
主な事業	担当課	事業概要（目的、内容）	方向性			
			R6	R7	R8	重点化
市道舗装修繕事業	都市整備課	舗装路面性状調査の結果を踏まえて作成された舗装修繕計画に基づき、市道の舗装修繕を行います。 この3年間は幹線道路や地域の主要道路を対象とし、財源として、防災安全交付金事業（補助率50%）や公共施設等適正管理推進事業債・公共事業等債（9割）を活用して一般財源の削減化を図ります。	→	→	→	◎
市道修繕事業	都市整備課	市道等の比較的軽微な損傷箇所を緊急あるいは応急的に修繕します。 R3年度より予算拡充していますが、R7年度からは更に舗装修繕を予算拡充する予定です。	→	↗	→	
通学路安全対策施設整備事業	都市整備課	「橋本市通学路交通安全プログラム」に基づき、通学路の安全性向上を目的として交通安全施設を整備します。 R5年度現在、施工を必要とする箇所はありませんが、必要箇所が生じれば、事業を実施します。 財源として、防災安全交付金事業（補助率55%）を活用して一般財源の削減化を図ります。	→	→	→	
市道改良事業	都市整備課	市道を新設あるいは改良します。R4年度から事業を再開しましたが、この3年間も引き続き継続します。 財源として、地方道路等整備事業債（9割）を活用して一般財源の削減化を図ります。	→	→	→	
法面对策事業	都市整備課	主要道路の法面の浸食や崩壊を抑制するとともに、雑草など車あるいは歩行者の通行に支障を来さないよう快適な環境づくりをします。そのために転落防止のためにネットフェンスの設置、雑草の繁茂の抑制するためにの法面成型やコンクリート保護を実施します。	●	→	→	
市道維持管理事業	都市整備課	市民及び市道通行者が安全かつ安心して利用できるよう、市道等の適切な維持管理を効果的に行います。 具体的には、道路清掃・草刈、支障木の伐採、地域の草刈賃支給、地域の清掃活動の土砂等運搬料金支払、アダプト活動の推進などがあります。事業活動は維持する予定です。	→	→	→	

③ 道路施設の長寿命化						
施策内容	●道路施設の計画的な点検・修繕を行いライフサイクルコストの縮減に努めます。					
施策評価 今後の方針	国・県の補助金等を活用し、安全・安心で計画的な道路維持管理に努める。					
事業内容	橋本市は、市内の橋梁などを5年サイクルで点検し、直ちに措置が必要と判定された箇所は、工事計画を設計し、工事を実施します。					
主な事業	担当課	事業概要（目的、内容）	方向性			
			R6	R7	R8	重点化
道路ストック点検事業	都市整備課	国で定める統一的な基準により、5年に1回のサイクルで近接目視による点検を行います。 道路メンテナンス事業補助金(補助率55%)を活用して一般財源の削減を図ります。R6年度は5年目にあたり、過去4年間で市内全ての点検をしたため、事業予定はありません。R7年度から3巡目が始まります。		↗	↗	
道路ストック長寿命化事業	都市整備課	近接目視による橋梁点検で判定区分Ⅲ(早期措置段階)あるいは判定区分Ⅳ(緊急措置段階)と診断された施設を補修すべく設計あるいは工事を行います。道路メンテナンス事業補助金(補助率55%)に加え、公共事業等債(9割)を活用して、一般財源の削減化を図ります。 R6年度は、R5年度にできなかった設計を行い、R7年度にそれに基づく修繕工事を行います。R8年度以降は施工が必要な箇所が無くなりますが、上記の点検で措置が必要となれば、新たな事業を計画します。	↘	↗	↘	

④ 歩道や自転車道の整備						
施策内容	●幅員が狭い道路における歩行者の安全確保対策に努めます。 ●歩行者や自転車での移動の安全性と快適性を確保するため、散策やサイクリングを楽しむことができる歩行者（自転車）ネットワークの形成の取組みとして、県が新たに計画策定した場合は、引き続き協力を努めます。					
施策評価 今後の方針	県や関係機関と協力し、歩行者や自転車での移動の安全性と快適性の確保に努める。 今後、県のサイクリングロード事業の新たな計画がある場合は協力を努めていく。					
事業内容	橋本市は、要望内容を目的とあっているかどうか今一度見直し、国道については和歌山県国道連絡会を通じて、県道については県予算あるいは県議会に対し、より強く要望します。また、市民等からご意見・要望が新たにあれば、それらも加えて、それぞれに要望します。					
主な事業	担当課	事業概要（目的、内容）	方向性			
			R6	R7	R8	重点化

【方向性】 新規：● 拡充：↗ 維持：→ 縮小：↘ 重点化事業：◎

令和 6 年度 実施計画書

1. <施策の概要>

基本目標	【Ⅱ】安全・安心な暮らしを守り支えるまち	政策	4安全・安心な暮らしと、生活の利便性を支える都市基盤づくり			
施策項目	15 上下水道					
実現したいまちの姿	災害時等の緊急時の給水体制の構築を含め、地域の実情に応じた安全・安心で安定的な水道水の供給がなされています。また、下水道事業による安全・安心、快適な暮らしの向上と良好な生活環境の実現とともに、紀の川を含む公共用水域の水質保全が実現され、人を包む自然環境と生活環境の質が優れた状態となっています。					
主管部局	上下水道部	関連部局	水道経営室	水道施設課	下水道課	

2-1. <施策評価結果：目標値の達成状況>

	目標名	単位	年度	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	評価
1	基幹管路耐震適合率(上水道)	%	目標	38.6	39	39.3	39.9	40.7	41.5	42.2	43	43.8	44.6	B
			実績	38.4	39.2	40	40.1	40.5						
2	水道事業経常収支比率	%	目標						100	100	100	100	100	A
			実績	109.35	108.41	114.5	108.1	109.3						
3	公共下水道普及率	%	目標	61.4	61.8	62.2	62.6	63						A
			実績	63.4	64.6	65	65.2	65.4						
4	公共下水道接続率	%	目標						86	86.5	87	87.5	88	
			実績											
5			目標											
			実績											
6			目標											
			実績											

A：進捗率100%以上 B：進捗率50%以上 C：数値が上昇しているが進捗率50%未満 D：数値が下降しており達成に遅れがある E：数値が大幅に下降(20%以上)

2-2. <施策評価結果：市民・団体・事業者などの取組み内容（協働の取組み）>

No.	役割分担	今後の方針
1	水道使用者は給水装置の適切な管理に努めます。	<ul style="list-style-type: none"> ・継続して給水装置の適切な管理について市民周知を図り、計画的な漏水調査を実施し、給水装置の適切な管理に努めます。 ・適正な汚水処理の役割について市民周知することで、下水道接続率の向上を図り、排水設備の適切な管理を促し水質保全を図ります。
2	公共下水道供用区域の住民は、公共下水道に接続することで地域の水環境の保全に協力します。	
3		
4		
5		

2-3. <施策評価結果：施策全体の方針>

総合評価	施策全体の方針
B	<ul style="list-style-type: none"> ・橋本市水道ビジョン2027に合わせ、将来にわたる安定的なサービスを提供するため、中長期的な視点から組織や事業の効率化、計画的な改築更新を行い、経営の健全化・安定化に取り組みます。 ・集合処理と個別処理の最適な役割分担を図り、将来にわたり快適で持続可能な汚水処理事業として展開していきます。

A：想定上の効果があり進捗は良好 B：想定どおりの効果があり進捗は順調 C：一定の効果があるが、一部で進捗に遅れがある D：効果は限られ進捗に遅れがある E：効果が表れていない、取り組みができていない

2-4. <施策評価結果：構成する施策>

構成する施策	施策評価
良質な水資源の安定供給	C
災害への備え	B
接続可能な下水道事業の推進	B
持続可能な農業集落排水事業の推進	B

A：想定上の効果があり進捗は良好 B：想定どおりの効果があり進捗は順調 C：一定の効果があるが、一部で進捗に遅れがある D：効果は限られ進捗に遅れがある E：効果が表れていない、取り組みができていない

3. <施策内容と主な事業>

① 良質な水資源の安定供給

施策内容	●安心しておいしく飲める水を供給していくため、施設規模の最適化を行い、老朽施設の更新や水道水の質的向上、耐震化に取り組みます。					
施策評価 今後の方針	経営の健全化・安定化を図るため、施設点検等の結果から健全度の把握に努め、更新計画を見直しするなど更新時期の最適化に努めます。					
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> 給配水管の維持管理 管路の耐震化 老朽化した施設の耐震化や電気、機械設備の更新 水道水の質的向上の取り組み 					
主な事業	担当課	事業概要（目的、内容）	方向性			
			R6	R7	R8	重点化
給配水管施設等修繕事業	水道施設課	給水管の漏水による修繕や配水管の維持管理をおこないます。	→	→	→	
浄水場・配水池・ポンプ場関連事業	水道施設課	<ul style="list-style-type: none"> 老朽化した浄水場、配水池、ポンプ場の耐震化や、電気・機械設備の更新をおこないます。 R6で城山台低区配水池の耐震化を予定しています。 	→	→	→	
管路関連事業	水道施設課	老朽化した管路を耐震管に更新、また、他工事（道路工事や下水道工事等）により水道管が支障となった場合、耐震管により移設をおこないます。	→	→	→	
水道水の質的向上の取り組み	浄水場 水道施設課	<ul style="list-style-type: none"> きめ細かく残留塩素濃度を確認し、追加次亜注入場所の見直しや増設により、末端水の適切な残留塩素管理を行います。 異臭味対策として導入している粉末活性炭注入設備について、今後も設備の維持管理と水質変動の動向を把握していきます。既存設備は原水水質悪化や老朽化等の課題があるため、最適な設備の検討を行い、令和10年度から設備の改良更新を行います。 	→	→	→	

② 災害への備え

施策内容	●災害時の応急給水活動の市民への情報提供や事前の広報活動の充実を図るとともに、計画的な応急給水用資機材の確保に努めます。また、近隣自治体への応援要請等をスムーズに行えるよう、他自治体と連携し災害を想定した訓練を定期的実施します。					
施策評価 今後の方針	県外等から応援給水車両が橋本市浄水場に集結したことを想定し、迅速かつ効率的な運営ができるよう検討を進めます。また、引き続き応急給水訓練に積極的に参加すると共に、応急給水資機材の充実に取り組みます。					
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> 応急給水資機材の充実 災害対策訓練（情報伝達訓練、応急給水訓練）への参加 災害時応援受入マニュアルの作成 加圧式車両一体型給水車の購入 					
主な事業	担当課	事業概要（目的、内容）	方向性			
			R6	R7	R8	重点化
応急給水資機材の充実	水道施設課	非常時に備え、非常用給水袋（6リットル）や、避難所に設置できるよう簡易型応急給水タンク（1,000リットル）を購入します。給水袋は有効期限があることから、定期的な購入を行います。	→	→	→	
災害対策訓練	水道経営室 水道施設課 浄水場	非常時においても円滑に他事業体への応援や応急給水活動に取り組めるよう、毎年行われる日本水道協会和歌山支部及び関西支部で行われる災害対策訓練（情報伝達訓練及び応急給水訓練）に参加します。	→	→	→	
災害時応援受入マニュアルの策定及び更新	浄水場 水道施設課 水道経営室	非常時において他事業体の応急給水受援にあたり、浄水場と給水ポイントの位置情報をQRコードを活用し経路案内できるよう、マニュアル等の作成をおこないます。	→	→	→	
水道応急給水車両緊急整備事業	水道施設課	本市では給水車を2台所有していますが、高所への給水が可能な加圧式車両一体型給水車が1台しかないため、県の水道応急給水車両緊急整備事業補助金を活用し追加購入します。	●			◎
公共下水道（雨水）防災・安全対策事業	下水道課	令和6年度より、公共下水道（雨水）の浸水リスクを把握し、内水による浸水リスクを市民へ周知するために、既存の下水道（雨水）が想定最大規模降雨により溢水し、浸水するかのシミュレーションを行い、想定浸水区域を作成します。また、下水道（雨水）の排水能力を上回る降雨があったときに、市民の円滑な避難行動に繋がるよう、令和8年度に内水ハザードマップを作成します。	↑	→	→	◎

③ 持続可能な下水道事業の推進						
施策内容	<ul style="list-style-type: none"> ● 公共下水道事業における認可区域の早期完成をめざすとともに、必要に応じ区域を見直し、計画的に整備を進めます。 ● 公共下水道の役割や効果を広報することにより、公共下水道への早期接続を促進します。 ● 公共下水道事業における安定的なサービスを提供できるよう、適切かつ計画的な維持管理を実施します。 ● 和歌山県が策定する広域化・共同化計画に基づき、不明水対策や維持管理の共同化、汚泥の集約処理などを検討し計画的に進めます。 					
施策評価 今後の方針	既整備区域における公共下水道接続への啓発活動の充実に努めるとともに、県が策定する広域化・共同化計画に基づき不明水対策や維持管理の共同化、汚泥の集約処理などを検討し、計画的に進めます。					
事業内容	公共下水道の未整備箇所については令和8年度を目途に概成させ、老朽化する施設の点検・調査や設備の更新を行います。また県・市町と連携して汚水処理事業等を効率的に実施するために、広域化・共同化等の課題を抽出し実現性に向けた検討を行っていきます。					
主な事業	担当課	事業概要（目的、内容）	方向性			
			R6	R7	R8	重点化
未普及整備	下水道課	下水道整備を概成させるために、令和6年度から令和7年度で管渠整備を実施します。	→	→		
ストックマネジメント	下水道課	施設の状態を把握するために、令和6年度から令和8年度で重要度の高い管路内のカメラ調査を実施します。老朽化した設備を更新するために、令和6年度から令和7年度で小峰台ポンプ場の機械・電気設備の改築工事と、令和6年度から令和8年度でマンホールポンプ場のポンプ本体と通報装置の更新を計画的に実施します。	→	→	→	
広域化・共同化	下水道課	県・市町が連携した検討会において、汚泥の集約処理や維持管理の共同化など、課題の抽出や実現性に向けた検討を行っていきます。	→	→	→	
接続促進	下水道課	既整備区域における未接続者に対する啓発は、広報やホームページだけではなく、従来の文書発送による手法から個別訪問を主体とした手法に変更し、実施してまいります。また、供用開始から3年以内の未接続者に対し、接続助成制度を周知するための啓発を継続して行なっていきます。	↗	→	→	◎

④ 持続可能な農業集落排水事業の推進						
施策内容	<ul style="list-style-type: none"> ● 2024年度（令和6年度）に公営企業会計へ移行するための準備を進めます。 ● 農業集落排水の持続可能な事業運営が成り立つよう、広域化・共同化の観点から公共下水道への統合を検討し計画的に進めます。 					
施策評価 今後の方針	持続可能な事業運営が成り立つよう、広域化・共同化の観点から農業集落排水の公共下水道への統合を計画的に進めます。令和6年度に公営企業会計へ移行するための準備を進めます。					
事業内容	接続替え工事に必要な測量・設計業務を発注し、管渠整備を実施します。					
主な事業	担当課	事業概要（目的、内容）	方向性			
			R6	R7	R8	重点化
農集接続替え	下水道課	上中・下中地区の詳細設計を令和6年度に発注し、令和7年度から令和9年度で浄化センターから既設公共下水道までの区間を工事します。	→	→	→	
農業集落排水事業の公営企業法適用事業	水道経営室 下水道課	公営企業が必要な住民サービスを将来にわたり安定的に提供するため、令和6年度より農業集落排水事業に公営企業会計を適用します。	→	→	→	

【方向性】 新規：● 拡充：↗ 維持：→ 縮小：↘ 重点化事業：◎

令和 6 年度 実施計画書

1. <施策の概要>

基本目標	【Ⅱ】安全・安心な暮らしを守り支えるまち	政策	5豊かな自然と暮らしが調和する生活環境づくり			
施策項目	16 自然環境					
実現したいまちの姿	市民の自然環境に対する理解や関心が深まり、協働による保全がなされることで、自然のもつ多面的機能がいかされた豊かな暮らしが実現できています。					
主管部局	総務部	関連部局	生活環境課	学校教育課	農林振興課、CP課	

2-1. <施策評価結果：目標値の達成状況>

	目標名	単位	年度	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	評価
1	環境保全奉仕作業実施地区数	地区	目標	72	74	76	78	80	82	87	92	96	100	B
			実績	74	72	65	71	77						
2			目標											
			実績											
3			目標											
			実績											
4			目標											
			実績											
5			目標											
			実績											
6			目標											
			実績											

A：進捗率100%以上 B：進捗率50%以上 C：数値が上昇しているが進捗率50%未満 D：数値が下降しており達成に遅れがある E：数値が大幅に下降(20%以上)

2-2. <施策評価結果：市民・団体・事業者などの取組み内容（協働の取組み）>

No.	役割分担	今後の方針
1	市民は、自然体験や自然観察会などに参加し、自然環境に関する理解を深めます。	継続的な取り組みが必要なため、今後も引き続き授業を行います。
2		
3		
4		
5		

2-3. <施策評価結果：施策全体の方針>

総合評価	施策全体の方針
B	自然環境の保全には、行政の監視はもとより市民の積極的な保全活動が必須となります。学校やボランティア団体の方々への啓発と協働の推進を継続し、アダプト制度の活用などにより自然環境保護実施団体の増加に努めます。

A：想定上の効果があり進捗は良好 B：想定どおりの効果があり進捗は順調 C：一定の効果があるが、一部で進捗に遅れがある D：効果は限られ進捗に遅れがある E：効果が表れていない、取り組みができていない

2-4. <施策評価結果：構成する施策>

構成する施策	施策評価
自然への親しみや学びを支援、啓発する	B
動植物の生息・生育環境を保全する	B
自然公園の保全と情報共有	B

A：想定上の効果があり進捗は良好 B：想定どおりの効果があり進捗は順調 C：一定の効果があるが、一部で進捗に遅れがある D：効果は限られ進捗に遅れがある E：効果が表れていない、取り組みができていない

3. <施策内容と主な事業>

① 自然への親しみや学びを支援、啓発する						
施策内容	<ul style="list-style-type: none"> ●学校教育・生涯学習における環境学習や自然体験学習を推進します。 ●事業者および自然保護団体等との連携の強化や、環境保全にかかわるボランティアの育成など、市民協働の取組みを推進します。 ●コロナ禍による自然への親しみや学びを支援・啓発するイベントや活動に制限があることから、その取組み方についても変容することを検討します。 					
施策評価 今後の方針	学校教育・生涯学習における環境学習などを推進します。また、環境保全に関わるボランティアの育成など、市民協働の取組みを推進します。					
事業内容	自治会、学校における住民の居力により環境保全を進めていく。					
主な事業	担当課	事業概要（目的、内容）	方向性			
			R6	R7	R8	重点
地域一斉清掃	生活環境課 都市整備課	区・自治会によって実施されている地域一斉清掃については、ごみの回収などの支援を行いながら実施地域を増やしていく。	→	→	→	
学校における環境教育	学校教育課	関係諸機関とも連携を図りながら、幼稚園、小中学校の教育活動全体の中で環境学習やきのくに緑育推進事業（高野山での間伐体験や間伐材を用いたクラフト作成）をはじめとする自然体験学習の実施を推進する。生活科や総合的な学習の時間等を活用し、地域の自然や環境・人々とのかかわりを生かし地域清掃を行い、地域への愛着を通じたより身近な環境学習につなげる。	→	→	→	
元気な森の子事業	学校教育課	市内小学校13校で、森林観察や体験学習を実施しています。机上の学習だけでなく、実際に体験を行うことで、自然の大切さや林業の担う役割を身近に感じ、環境問題に対する主体的な態度の育成につなげることができています。教員だけでは指導しきれない部分を、高野山寺領森林組合等に指導を委託し、より専門的で効果的な学習の機会となっています。	→	→	→	

② 動植物の生息・生育環境を保全する						
施策内容	<ul style="list-style-type: none"> ●自然環境に関する情報の収集および共有など、庁内での連携体制の強化に努めます。 ●里山の機能回復や人工林の整備について、所有者・管理者である地域住民に対して、支援をしながら良好な保全に努めます。 ●水生動植物に配慮しつつ、河川など水辺空間の保全に努めます。 ●外来生物に関する正しい知識の周知に努めます。 					
施策評価 今後の方針	自然環境や動植物に関する情報を庁内で共有します。また、外来生物に関する正しい知識の普及に努めます。					
事業内容	種の多様性、特定外来生物の対策、小規模森林の保全などに取り組んでいく。生活環境の保全に努める					
主な事業	担当課	事業概要（目的、内容）	方向性			
			R6	R7	R8	重点
生物多様性の確保、外来生物の対策	生活環境課	固有の希少動植物の生息区域の保全や、特定外来生物の駆除などの情報提供については、関係課と情報共有を行いながら、取り組んでいく。	→	→	→	
小規模森林整備事業	農林振興課	里山や、住宅地に近い小規模森林に対し、森林環境譲与税を活用し、倒木の処理や管理に対し補助を行い、環境の良化に務める。	→	→	→	
有害外来生物対策	農林振興課	農作物に被害を及ぼす、アライグマについては、猟友会等と連携し捕獲処分を行っている。	→	→	→	

③ 自然公園の保全と情報共有						
施策内容	<ul style="list-style-type: none"> ●金剛生駒紀泉国定公園や高野山町石道玉川峡県立自然公園については、自然とふれあえる場として、市民と連携した保全活動に努めます。 ●自然公園指導員・自然公園保護監視員や土地所有者・管理者、地元住民等と連携・協力して、自然公園等に関する情報共有に努めます。 					
施策評価 今後の方針	県との連携を密にしながら、自然保護監視員としての専門知識の習得に努めます。					
事業内容	自然公園の保護とその適正な利用推進のため、県等と連携・協力し風景地を保護していく。					
主な事業	担当課	事業概要（目的、内容）	方向性			
			R6	R7	R8	重点
観光地等保全事業	シティプロモーション課	観光客の受入整備、環境美化の観点から玉川峡清掃を実施。	→	→	→	

【方向性】 新規：● 拡充：↗ 維持：→ 縮小：↘ 重点化事業：◎

令和 6 年度 実施計画書

1. <施策の概要>

基本目標	【Ⅱ】安全・安心な暮らしを守り支えるまち	政策	5豊かな自然と暮らしが調和する生活環境づくり			
施策項目	17 循環型社会					
実現したいまちの姿	循環型社会構築のため、市民一人一人の、ごみを減らし（発生抑制：リデュース）、使えるものは繰り返し使い（再使用：リユース）、資源として利用する（再生利用：リサイクル）という「3R」の取組みが進み、「資源を分別して、燃やすごみ、埋め立てるごみを減らそう。」を目標に、有限な環境資源を次世代に引き継ぐ、環境に配慮した循環型のまちづくりが進んでいます。					
主管部局	総務部	関連部局	生活環境課	環境美化センター		

2-1. <施策評価結果：目標値の達成状況>

	目標名	単位	年度	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	評価
1	生活系ごみ1人1日平均排出量	g	目標	512	509	506	503	500	498	496	494	492	490	B
			実績	495	508	520	522	505						
2	事業系ごみ1日平均排出量	t	目標	15.9	15.8	15.7	15.6	15.5	15.4	15.3	15.2	15.1	15	A
			実績	16.7	16.8	16.5	15	14.6						
3			目標											
			実績											
4			目標											
			実績											
5			目標											
			実績											
6			目標											
			実績											

A：進捗率100%以上 B：進捗率50%以上 C：数値が上昇しているが進捗率50%未満 D：数値が下降しており達成に遅れがある E：数値が大幅に下降(20%以上)

2-2. <施策評価結果：市民・団体・事業者などの取組み内容（協働の取組み）>

No.	役割分担	今後の方針
1	市民・事業者・関係団体は、橋本市衛生自治会と連携し、ごみの減量などに取り組みます。	循環型社会構築のため、市民一人ひとりの排出されるごみを抑制するため、資源を分別して、燃やすごみ、埋め立てるごみを減らすことを目標に取り組みを進めます。
2	市民・事業者・関係団体は、循環型社会という概念の大切さについて考える機会を設けます。	
3		
4		
5		

2-3. <施策評価結果：施策全体の方針>

総合評価	施策全体の方針
A	可燃ごみ収集の週一化は実施できたものの、保管期間が延びた生ごみ処分方法などに対する住民からの問い合わせが多くある。また、全国的な課題でもある自治会非加入者に対するごみステーションの利用方法や橋本周辺広域ごみ処理場の今後の方針など課題は山積している。今後は、さらなるごみの減量化を推進するため、生ごみの収集によるバイオマス発電を検討したり、DX事業としてのごみ収集経路の効率化などに取り組む必要がある。

A：想定上の効果があり進捗は良好 B：想定どおりの効果があり進捗は順調 C：一定の効果があるが、一部で進捗に遅れがある D：効果は限られ進捗に遅れがある E：効果が表れていない、取り組みができていない

2-4. <施策評価結果：構成する施策>

構成する施策	施策評価
廃棄物の減量およびリサイクル・再生利用・発生排出の抑制の推進	B
効率的かつ環境負担の少ない収集体制への見直し・移行	A
区・自治会、衛生自治会等との連携	B
事業系ごみの減量化・資源化促進	C

A：想定上の効果があり進捗は良好 B：想定どおりの効果があり進捗は順調 C：一定の効果があるが、一部で進捗に遅れがある D：効果は限られ進捗に遅れがある E：効果が表れていない、取り組みができていない

3. <施策内容と主な事業>

① 廃棄物の減量およびリサイクル・再生利用・発生排出の抑制の推進						
施策内容	<ul style="list-style-type: none"> ●生ごみ堆肥化・減量化を進めることで、焼却するごみを減らし、持続可能な循環型社会の形成を推進します。 ●ごみや環境に対する意識啓発を行い、可燃ごみに含まれている容器包装や古紙類の分別を促し、ごみ減量化を推進します。 ●埋立てごみの処分先を確保するとともに、陶磁器リサイクル市の普及や、資源化処理を推進し、施設の延命化を図ります。 					
施策評価 今後の方針	生ごみ堆肥化・減量化を引き続き進めて焼却ごみを減らし、リユース・リサイクル等を増やすことで、持続可能な循環型社会の形成を推進します。					
事業内容	市民が参加しやすいごみの減量や分別が可能となる仕組みづくりの検討を行う。また、ごみだけでなく脱炭素も含めた循環型社会の実現につながる事業を推進していく。					
主な事業	担当課	事業概要（目的、内容）	方向性			
			R6	R7	R8	重点化
パナソニック連携事業	生活環境課	未来技術社会実装事業の本市選定事業に基づき、連携パートナー（民間企業）と協同してスマートごみ箱の開発に取り組むとともに、それを活用した有機資源回収とガス発電など、次世代資源化実現を目指す。	→	↗	→	◎
一般廃棄物処理基本計画策定	生活環境課	平成17年度から10年ごとに策定している一般廃棄物処理基本計画について、ごみの分別や収集体制等について見直し、令和8年度から10年間の計画期間として第3期分を策定する。	↗	→	→	
環境美化センター解体および再生可能エネルギー導入事業	生活環境課 環境美化センター	旧環境美化センターの解体を実施するとともに、跡地の有効活用を図る。脱炭素社会の実現を目指し、太陽光パネルなどの再生可能エネルギーの導入を促進し、CO2の排出量削減に取り組む。	●	→	→	◎
生ごみ堆肥化事業	生活環境課	過去から引き続き、市民への生ごみの堆肥化を推進するため生ごみ処理機購入補助事業や花と緑のリサイクル事業を継続して実施するとともに、橋本市衛生自治会と連携して、生ごみ減量資材の配布等を通じて市民への併発活動を行う。	→	→	→	
彦谷最終処分場進出処理水施設修繕	環境美化センター	彦谷最終処分場を適切に維持管理するため施設等の改修を行います。	→	→	→	

② 効率的かつ環境負担の少ない収集体制への見直し・移行						
施策内容	<ul style="list-style-type: none"> ●コンテナ収集を行っている資源物や、粗大ごみ収集など、非効率的な収集形態を見直し、効率的かつ環境負担の少ない収集体制への見直し・移行を進めます。 ●分別した資源ごみなどの店頭回収は一部小売店などで実施されていますが、市民が自由に排出できる品目や場所を増やし、資源化推進に努めます。 					
施策評価 今後の方針	ごみの分別や排出方法について市民の混乱を招かないことを前提として、今後も効率的かつ環境負担の少ない収集体制への見直し・移行を進めます。					
事業内容	令和6年3月に環境美化センター移転、令和8年度にごみの定例収集委託業務の契約更新年となることから、収集業務の見直しを図る。市の人口が6万人を下回り、高齢化も一層進むことから、それらを視野に入れたごみ収集のあり方を検討する。令和8年度改訂予定の一般廃棄物処理基本計画に基づき、ごみの分別や収集体制を見直すことで定期収集の業務量を絞り、業務の合理化と経費削減に努める。					
主な事業	担当課	事業概要（目的、内容）	方向性			
			R6	R7	R8	重点化
ごみ収集体制の見直し	生活環境課 環境美化センター	令和8年度の収集運搬委託業務の更新時期に合わせて見直しを行い、定例収集の包括委託や粗大ごみの依頼制度導入等を検討し、市民サービスの向上と業務の効率化を図る。	→	●	→	

③ 区・自治会、衛生自治会等との連携						
施策内容	<ul style="list-style-type: none"> ●ステーション収集体制を維持するとともに、区・自治会が行うゴミステーションの維持管理を支援します。 ●高齢化などにより、ゴミをゴミステーションまで運ぶのが難しい、ゴミ出し困難者の支援について、区・自治会と連携し支援体制づくりに努めます。 					
施策評価 今後の方針	ステーションの収集体制を維持できるよう区・自治会に寄り添うと共に、ゴミ出し困難者への支援等の検討を並行して行います。					
事業内容	効率的なステーション収集は、本市のごみ処理経費削減の要因の一つとなっているが、構成員の高齢化、役員の担い手不足、未加入者問題など、自治会を取り巻く環境は厳しくなっており、これまで連携してきた、自治体によりゴミステーションの管理についての財政的支援を強化していく。					
主な事業	担当課	事業概要（目的、内容）	方向性			
			R6	R7	R8	重点化
ステーション管理の見直し及び助成	生活環境課 環境美化センター	一般廃棄物処理基本計画の改訂や収集体制の見直しに合わせてゴミ収集区分を見直し、例えば粗大ごみの申込制導入や管理補助の充実を検討することで、区・自治会のステーション管理の負担軽減を図るとともに、未加入者問題についても対策を行っていく。	→	→	→	

④ 事業系ごみの減量化・資源化促進						
施策内容	<ul style="list-style-type: none"> ●「事業系ごみの減量と分別のマニュアル」を用いた周知徹底や、事業者から排出するごみの分類調査を実施するなど、事業系ごみの減量化・資源化に対する啓発を行いつつ、事業者への排出指導や意識啓発に努めます。 					
施策評価 今後の方針	ごみを排出する事業者の届け出を義務化するなど、事業所及び、許可業者の指導を進め、事業系ごみの減量化・適正処理を進めます。					
事業内容	事業系ごみの削減のため、事業所への指導及び許可業者の報告を徹底させるなど、適正な処理ができる仕組みづくりを検討します。					
主な事業	担当課	事業概要（目的、内容）	方向性			
			R6	R7	R8	重点化
排出事業者登録制度	生活環境課	商店等の事業系一般廃棄物が、生活系ごみとして排出されている実態を是正し、事業所の適正な排出啓発を進めるため、事業所登録制度を設けるなど、許可業者の契約と突合する事で適正排出を推進することを検討する。	→	→	→	

【方向性】 新規：● 拡充：↗ 維持：→ 縮小：↘ 重点化事業：◎

令和 6 年度 実施計画書

1. <施策の概要>

基本目標	【Ⅱ】安全・安心な暮らしを守り支えるまち	政策	5豊かな自然と暮らしが調和する生活環境づくり			
施策項目	18 環境衛生					
実現したいまちの姿	環境に配慮する意識が地域で醸成され、良好な生活環境が保全されています。合併浄化槽の適正管理がなされ、単独浄化槽の合併浄化槽や下水道への切り替えが進んでおり、市民の理解のもとで適正な生活排水処理による環境への負荷低減が図られています。愛護動物の適正な管理が地域でなされており、生活環境との調和が保たれた「人と動物の共生社会」が構築されています。					
主管部局	総務部	関連部局	生活環境課	下水道課		

2-1. <施策評価結果：目標値の達成状況>

	目標名	単位	年度	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	評価
1	単独浄化槽から合併浄化槽、下水道への切り替え（単独浄化槽の設置基数）	基	目標	5500	5400	5300	5200	5130	5070	5000	4940	4870	4800	B
			実績	5442	5459	5387	5288	5250						
2	不法投棄認知件数	件	目標						29	28	27	26	25	B
			実績	46			32	30						
3	橋本保健所への猫の持ち込み数	匹	目標	100	90	80	70	60	48	36				A
			実績	156	167	123	51	30						
4			目標											
			実績											
5			目標											
			実績											
6			目標											
			実績											

A：進捗率100%以上 B：進捗率50%以上 C：数値が上昇しているが進捗率50%未満 D：数値が下降しており達成に遅れがある E：数値が大幅に下降(20%以上)

2-2. <施策評価結果：市民・団体・事業者などの取組み内容（協働の取組み）>

No.	役割分担	今後の方針
1	事業者・関係団体は、行政と連携し、浄化槽の適正管理について啓発を進めます。	これらの取組みを強化・継続していく。
2	関係団体は、団体間で連携することによりネットワークを拡大し、人と動物が共生できる地域づくりに努めます。	
3	市民・事業者・関係団体は、不法投棄を未然に防ぎ地域の環境を守るため、地域ぐるみで監視を行います。	
4		
5		

2-3. <施策評価結果：施策全体の方針>

総合評価	施策全体の方針
B	環境汚染対策については、地域住民と連携し指導等を行うことで改善していると考えています。浄化槽の普及啓発については、補助金制度を整備しましたが、高齢者などなかなか転換が進めない現状があります。飼い主のいない猫について、公益財団法人どうぶつ基金が実施するTNR地域集中プロジェクトに参加することで、猫の殺処分件数の低下につなげました。地域の環境衛生を守るため、これらの取組みを継続実施する必要があると考えています。

A：想定上の効果があり進捗は良好 B：想定どおりの効果があり進捗は順調 C：一定の効果があるが、一部で進捗に遅れがある D：効果は限られ進捗に遅れがある E：効果が表れていない、取組みができていない

2-4. <施策評価結果：構成する施策>

構成する施策	施策評価
水質・大気・騒音・振動等環境汚染対策の推進	B
環境衛生の充実（環境美化・し尿・生活排水・衛生対策等）	D
人と動物の共生社会づくり	A
廃棄物の不法投棄等による環境汚染の防止	B

A：想定上の効果があり進捗は良好 B：想定どおりの効果があり進捗は順調 C：一定の効果があるが、一部で進捗に遅れがある D：効果は限られ進捗に遅れがある E：効果が表れていない、取組みができていない

3. <施策内容と主な事業>

① 水質・大気・騒音・振動等環境汚染対策の推進

施策内容	●県、地域住民との連携により、事業活動による生活環境への影響の把握や、事業所に対する指導・啓発を行い、良好な生活環境の保全に努めます。					
施策評価 今後の方針	これまでの取組みを強化・継続していく。					
事業内容	県、地域住民と連携し、生活環境に対し影響を及ぼしている事業所に対して指導等を行うだけでなく、影響を及ぼしている可能性のある事業所等に対してもお願いベースによる事業所訪問を行い良好な生活環境の保全に努めています。					
主な事業	担当課	事業概要（目的、内容）	方向性			
			R6	R7	R8	重点化
特定施設の届出業務	生活環境課	工場等が生活環境に対して影響を及ぼさないよう騒音規制法や振動規制法において定められる規制基準に違反しない機械類等を設置しているか確認し、違反している場合には改善を求める。また、基準値内であっても周辺住民等から相談がある場合は、周辺への影響が少なくなるよう可能な範囲で機械の稼働時間の変更等をお願いしていく。	→	→	→	
特定建設作業受付業務	生活環境課	市内で特定建設作業を伴う建設工事を行う者に、事前に作業期間や作業時刻、使用する機械等を届出させ把握するとともに、周辺環境に影響を及ぼさないことを周辺住民に説明することを求め、影響を及ぼした場合には作業を行う者の責任により対処するよう確約を得る。	→	→	→	

【方向性】 新規：● 拡充：↗ 維持：→ 縮小：↘ 重点化事業：◎

② 環境衛生の充実（環境美化・し尿・生活排水・衛生対策等）

施策内容	<ul style="list-style-type: none"> ●公共下水道や農業集落排水施設の整備区域以外の地区の生活排水処理の方策としての合併処理浄化槽等による個別処理について、定期的な清掃や保守点検に関する周知徹底と啓発をさらに進めます。 ●地理的条件や人口の密集度等の地域特性を踏まえつつ、事業の経済性、投資効果発現の優位性等を検討し、生活排水の処理を推進していきます。 ●し尿収集については、収集量に応じた収集体制を維持していきます。 					
施策評価 今後の方針	これまでの広報や郵送等による公共下水道や合併処理浄化槽への転換を推奨する啓発を行いつつ、ブロック単位での個別訪問等による啓発強化を図るとともに、浄化槽台帳の整備に努める。					
事業内容	生活排水による公共用水域の水質汚濁を防止するため、公共下水道の認可区域外を対象に、合併処理浄化槽の設置に係る工事費への補助（国1/3・県1/3・市1/3）を行います。また浄化槽の設置に伴う既存単独処理浄化槽・汲取り便槽の撤去や宅内の配管工事に要する費用への補助を上限を設けて加算し、期間限定（令和8年度末）で市独自の上乗せ補助も実施します。					
主な事業	担当課	事業概要（目的、内容）	方向性			
			R6	R7	R8	重点化
生活排水処理基本計画策定事業	生活環境課	廃棄物処理法の法定義務。市民の生活排水を適切に処理するため、計画を策定する。本市のし尿・浄化槽汚泥を処理している環境管理センターの操業期限を迎え、移転による計画策定が必要となる。	→	→	→	
斎場運営	生活環境課	なくなられた市民を弔うため、斎場の運営と火葬業務を行う。火葬業務については、長期委託により、安定した市民サービスの提供を行う。	→	→	→	
合併処理浄化槽整備	下水道課	補助対象は、汲取り便槽又は単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換と合併処理浄化槽の新設になります。これまでも合併処理浄化槽への転換について啓発活動に取り組んできましたが、令和6年度からは転換件数を効率的に上げるために浄化槽の関係事業者等との連携や、地域単位での個別訪問等、啓発方法を見直し取り組んでいきます。	↗	→	→	◎
浄化槽の維持管理	下水道課	浄化槽の維持管理（清掃、保守点検、水質検査）について、これまでも実施率を向上させるために啓発活動を行ってきましたが、令和6年度からは啓発方法や頻度を見直し、地域単位での個別訪問等により計画的な啓発活動に取り組めます。	↗	→	→	◎

③ 人と動物の共生社会づくり						
施策内容	●地域の生活環境の保全と猫の殺処分数の削減を図るため、「和歌山県動物の愛護および管理に関する条例」に基づき、県や市民団体と連携しながら啓発活動を推進し、人と動物が共生できる地域づくりに努めます。					
施策評価 今後の方針	これまでの取組みを強化・継続していく。					
事業内容	畜犬登録、NTRを中心に、ペットとの共生をはかる行政サービスを行っていく。					
主な事業	担当課	事業概要（目的、内容）	方向性			
			R6	R7	R8	重点化
狂犬病予防接種 畜犬登録事務	生活環境課	犬の登録や狂犬病予防注射については動物病院、また猫については市民団体と連携することで動物と人が共生できる地域づくりに貢献できています。	→	→	→	
地域猫、 TNR運動	生活環境課	動物基金、NPOとの連携により、地域猫、TNR活動を進め、猫の殺処分廃止に取り組んでいく。	→	→	→	

④ 廃棄物の不法投棄等による環境汚染の防止						
施策内容	●廃棄物の不法投棄等による環境汚染の防止についてこれまでの取組みを強化・継続していきます。					
施策評価 今後の方針	これまでの取組みを強化・継続していく。					
事業内容	不法投棄については、環境指導員などにより、減少傾向であるが、今後も強化し、投棄件数を減らしていく。					
主な事業	担当課	事業概要（目的、内容）	方向性			
			R6	R7	R8	重点化
衛生自治会 活動委託 環境保全対策	生活環境課	不法投棄防止看板の配布、地域一斉清掃による環境美化の支援。環境指導員を配置し、不法投棄の防止及び対応を行う。	→	→	→	

【方向性】 新規：● 拡充：↗ 維持：→ 縮小：↘ 重点化事業：◎

令和 6 年度 実施計画書

1. <施策の概要>

基本目標	【II】安全・安心な暮らしを守り支えるまち	政策	5豊かな自然と暮らしが調和する生活環境づくり			
施策項目	19 住宅環境					
実現したいまちの姿	地域コミュニティの維持に向けて、無秩序な市街地の拡散を抑制し、安全・安心で快適な住宅環境のために耐震化率の向上や特定空家等が減少しているとともに、事業者などと連携して良好な住宅づくりがなされています。また、市営住宅においては、効率的かつ円滑な更新を行いつつ、計画的な長寿命化を図り、安定した住居が確保されています。					
主管部局	建設部	関連部局	建築住宅課	まちづくり課		

2-1. <施策評価結果：目標値の達成状況>

	目標名	単位	年度	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	評価
1	住宅耐震化件数	件	目標					114	129	144	159	174	189	A
			実績	52	75	91	99	117						
2	特定空家等の改善件数	件	目標	15	30	45	60	75	90	105	120	135	150	B
			実績	27	34	48	65	70						
3			目標											
			実績											
4			目標											
			実績											
5			目標											
			実績											
6			目標											
			実績											

A：進捗率100%以上 B：進捗率50%以上 C：数値が上昇しているが進捗率50%未満 D：数値が下降しており達成に遅れがある E：数値が大幅に下降(20%以上)

2-2. <施策評価結果：市民・団体・事業者などの取組み内容（協働の取組み）>

No.	役割分担	今後の方針
1	市民は、住宅状況の認識と耐震改修の必要性の意識を高めるよう努めます。	1. 引き続き個別訪問等による啓発活動を実施し、市民の耐震改修の必要性に関する意識向上に努める。
2	市民・事業者・関係団体は、周辺的生活環境に悪影響を及ぼしている特定空家等に関する情報について、積極的に市に提供するよう努め、空家等の所有者が、空家等の適切な管理または利活用するよう努めます。	2. 空家の適切な管理や利活用を促進するため、引き続き空家セミナーや相談会を開催するとともに、空家バンク制度の活用を推進する。 3. 引き続き空家発生予防プロジェクトを行い、地域として空家の発生抑制に取り組む意識を形成する。
3	市民・事業者・関係団体は、新たな空家を発生させないための取組みを進めます。	
4		
5		

2-3. <施策評価結果：施策全体の方針>

総合評価	施策全体の方針
B	良好な住宅地・住宅の供給促進については、現在市営住宅の長寿命化工事は計画通り進捗できており、空住戸についても年間約10戸の新規入居者募集を行なっていることから、良好な住宅を安定して供給できている。引き続き長寿命化工事及び、新規入居者募集を実施していく。良好な住環境の保全と創造については、住宅耐震化件数は目標を達成できている。引き続き個別訪問をメインに、耐震化の重要性や補助金交付制度の説明等を行い、1件でも多く耐震化が行われるよう努めるとともに、耐震改修の必要性の意識の向上を図っていく。空家等の再生等有効活用の推進については、特定空家の所有者に対する文書送付のほか、空家セミナー相談会を開催するなど相談体制の強化に努めるだけでなく、橋本市独自の空家バンク制度を設け、空家等の有効活用の推進に取り組んでいる。また、新たな空家を発生させないための取組として、空家発生予防プロジェクトを実施。地域と連携した取組みを行い、市民の意識向上に努めた。こうした取組みを引き続き実施し、1件でも多くの空家問題が解決されるよう取り組んでいく。

A：想定上の効果があり進捗は良好 B：想定どおりの効果があり進捗は順調 C：一定の効果があるが、一部で進捗に遅れがある D：効果は限られ進捗に遅れがある E：効果が表れていない、取組みができていない

2-4. <施策評価結果：構成する施策>

構成する施策	施策評価
良好な住宅地・住宅の供給促進	B
良好な住環境の保全と創造	A
空家等の再生等有効活用の推進	A

A：想定上の効果があり進捗は良好 B：想定どおりの効果があり進捗は順調 C：一定の効果があるが、一部で進捗に遅れがある D：効果は限られ進捗に遅れがある E：効果が表れていない、取組みができていない

3. <施策内容と主な事業>

① 良好な住宅地・住宅の供給促進						
施策内容	<ul style="list-style-type: none"> ●社会環境の変化やニーズに対応した、良好な住宅地・住宅の供給を民間事業者と連携しながら促進していきます。 ●市営住宅の効率的かつ円滑な更新およびコスト縮減のため、市営住宅長寿命化計画に基づく予防的保全管理、長寿命化に資する改善を推進します。 					
施策評価 今後の方針	<ul style="list-style-type: none"> ・継続した取り組みを行い良好な住宅地・住宅の供給を促進していく。 ・長寿命化工事の実施前倒しの必要性について検討していく。 					
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ・良好な住宅地・住宅の供給を促進するため、引き続きまちづくり条例を活用し、地域と調和した建築物となるよう指導するとともに、安全安心な宅地の供給となるよう民間事業者に対し指導を行う。 ・市営住宅の効率的かつ円滑な更新およびコスト縮減のため、引き続き市営住宅長寿命化計画に基づく予防的保全管理、長寿命化に資する改善を行うとともに、長寿命化工事の実施前倒しの必要性についても検討を行う。 					
主な事業	担当課	事業概要（目的、内容）	方向性			
			R6	R7	R8	重点化
宅地開発指導事業	まちづくり課	良好な住宅地・住宅の供給を促進するため、まちづくり条例による事前協議を行い、地域と調和および安全安心な宅地供給となるよう民間事業者に対し指導を行う。	→	→	→	
市営住宅ストック総合活用計画推進事業	建築住宅課	市営住宅の効率的かつ円滑な更新およびコスト縮減のため、市営住宅長寿命化計画に基づく予防的保全管理、長寿命化に資する改善を行う。 また、市営住宅長寿命化計画において用途廃止計画団地と位置づけた団地の入居者の移転促進および移転後の空き住宅の除却を行う。	→	→	→	
市営住宅維持管理事業	建築住宅課	良好な住宅の供給を促進するため、年間約10戸の新規入居募集を行う。また、より入居しやすい環境を構築するための取り組みとして、連帯保証人に関する制度の見直しについて検討を進める。 市営住宅を適正に管理するため、入退去管理や家賃算定を行うとともに、建物や附属施設などの維持修繕を行う。	→	→	→	
地域優良賃貸住宅維持管理事業	建築住宅課	良好な住宅の供給を促進するため、新規入居募集を行う。 地域優良賃貸住宅を適正に管理するため、入退去管理を行うとともに、建物や附属施設などの維持修繕を行う。	→	→	→	
住宅使用料徴収管理事業	建築住宅課	市営住宅および地域優良賃貸住宅管理業務の財源確保のため、市営住宅および地域優良賃貸住宅使用料の徴収を行う。	→	→	→	

② 良好な住環境の保全と創造						
施策内容	<ul style="list-style-type: none"> ●住宅耐震化促進事業および耐震改修サポート事業のさらなる充実を図ります。 ●利用者ニーズに応じた耐震補強等に関するさらなる取組みの強化を図ります。 ●地震時の総合的な安全対策に関する啓発資料や各種助成制度等に関する情報提供の充実を図ります。 ●個別訪問などを実施し、市民に耐震化の重要性について周知していきます。 					
施策評価 今後の方針	<ul style="list-style-type: none"> ・耐震診断、耐震設計審査及び耐震補強設計と工事の総合的支援の確実な実施を推進する。 ・引き続き戸別訪問等を実施し、耐震化に関する啓発を行う。 					
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ・住宅耐震化を促進するため、引き続き耐震診断、耐震設計審査及び耐震補強設計と工事の総合的支援の確実な実施を推進する。また、確実な実施に向け、戸別訪問など耐震化に関する啓発を行う。 					
主な事業	担当課	事業概要（目的、内容）	方向性			
			R6	R7	R8	重点化
木造住宅耐震化促進事業	建築住宅課	近い将来に大規模地震の発生が予想される中、木造住宅の耐震化を促進するため、無料耐震診断を実施するとともに、耐震改修工事や補強設計に対し、補助金を交付する。 また、耐震化の重要性等について広報紙やホームページで周知を行うとともに、戸別訪問など耐震化に関する啓発を継続して実施する。	→	→	→	

③ 空家等の再生等有効活用の推進

施策内容	●空家等の適切な管理および利活用に関して提供可能な情報を充実させるとともに、市民からの相談の受付体制を充実します。また、空家の発生を未然に防ぐ手段についても検討します。					
施策評価 今後の方針	<ul style="list-style-type: none"> 引き続き近隣に悪影響を及ぼす特定空家の所有者に対し、適切な管理が行われるよう助言・指導を行う。 引き続き空家発生予防プロジェクトを行い、地域として空家の発生抑制に取り組む意識を形成する。 					
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> 空家等の適正な管理のため、引き続き近隣に悪影響を及ぼす特定空家の所有者に対し、助言・指導を行う。 空家等の有効活用のため、空家バンクへの登録を推進する。 					
主な事業	担当課	事業概要（目的、内容）	方向性			
			R6	R7	R8	重点化
空家等対策事業	建築住宅課	空家等の適正な管理のため、近隣に悪影響を及ぼす特定空家の所有者に対し文書を送付し、助言・指導を行う。また、空家等の有効活用のため、空家セミナー相談会を開催するなど相談体制の強化に努めるとともに、空家バンク制度を設け、空家バンクへの登録を推進する。その他に、新たな空家を発生させないための取組みを推進する。	→	→	→	

【方向性】 新規：● 拡充：∧ 維持：→ 縮小：∨ 重点化事業：◎

令和 6 年度 実施計画書

1. <施策の概要>

基本目標	【Ⅱ】安全・安心な暮らしを守り支えるまち	政策	5豊かな自然と暮らしが調和する生活環境づくり		
施策項目	20 公園・緑地				
実現したいまちの姿	公園・緑地が、地域の実情に応じて適切に維持管理されており、誰もが安心して利用できる状態となっています。				
主管部局	建設部	関連部局	まちづくり課	都市整備課	

2-1. <施策評価結果：目標値の達成状況>

	目標名	単位	年度	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	評価
1	アダプト制度による公園緑地の維持管理参加団体数	件	目標	2	4	6	8	10	12	14	15	16	16	B
			実績	0	5	6	7	7						
2	「公園・緑地」施策の市民満足度	%	目標	43.6	45.2	46.8	48.4	50	52	54	56	58	60	B
			実績	14	14	20	28	36.3						
3			目標											
			実績											
4			目標											
			実績											
5			目標											
			実績											
6			目標											
			実績											

A：進捗率100%以上 B：進捗率50%以上 C：数値が上昇しているが進捗率50%未満 D：数値が下降しており達成に遅れがある E：数値が大幅に下降(20%以上)

2-2. <施策評価結果：市民・団体・事業者などの取組み内容（協働の取組み）>

No.	役割分担	今後の方針
1	市民・事業者・関係団体は、公園・緑地等をボランティアにより管理する「アダプト制度」等の取組みを推進します。	身の回りの公園に対して愛着心を持ってもらうこと、環境問題への関心を深めてもらうことを目的とし今後も企業や市民にPRを行い、市民、企業、行政の協働による美化意識を推進する。
2		
3		
4		
5		

2-3. <施策評価結果：施策全体の方針>

総合評価	施策全体の方針
B	<ul style="list-style-type: none"> ●市民、企業、行政の協働による都市緑化活動の推進を行う。 ●公園の適正な維持管理、計画的な修繕、更新、利用状況も踏まえ廃止や利用方法の検討が必要である。

A：想定上の効果があり進捗は良好 B：想定どおりの効果があり進捗は順調 C：一定の効果があるが、一部で進捗に遅れがある D：効果は限られ進捗に遅れがある E：効果が表れていない、取組みができていない

2-4. <施策評価結果：構成する施策>

構成する施策	施策評価
公園緑地の整備の充実	B
水と緑のネットワークの整備	B

A：想定上の効果があり進捗は良好 B：想定どおりの効果があり進捗は順調 C：一定の効果があるが、一部で進捗に遅れがある D：効果は限られ進捗に遅れがある E：効果が表れていない、取組みができていない

3. <施策内容と主な事業>

① 公園緑地の整備の充実

施策内容	<ul style="list-style-type: none"> ●杉村やすらぎ広場については隣接する杉村公園との一体的な運営や維持管理を行います。 ●公園施設の日常的な点検（年6回実施）に加え、専門技術者と協力して一定期間ごとに行う遊具等の詳細な安全点検を実施し、市民が安心して公園を利用できるよう努めます。また、バリアフリー化の検討を進めます。 ●公園・緑地の維持管理について、アダプト制度（市民が管理運営等を担う制度）等の取組みを推進します。また、アダプト団体の登録数を増やすため、ホームページや広報等を通じて、引き続きPR活動を行います。 ●都市公園について、利用状況も踏まえ集約化や利用方法について今後検討を行います。 					
施策評価 今後の方針	<ul style="list-style-type: none"> ●公園遊具について、専門技術者による点検を行う。 ●公園内の大型施設（吊り橋、展望台）の公園施設の老朽化対策を進める。 ●アダプト登録団体を増やすため、個別訪問を行った団体と具体的な協議を進める。 					
事業内容	安全・安心な公園とするため遊具の修繕を行います。 市民等によるボランティア活動を推進し公園等への愛着を増進するためアダプト制度の周知・拡大を行います。					
主な事業	担当課	事業概要（目的、内容）	方向性			
			R6	R7	R8	重点化
公園機能維持管理事業	まちづくり課	令和5年度に実施予定の専門技術者家による公園遊具の安全点検結果や利用状況等を踏まえ、公園の必要性等も含めた検討をおこなったうえで計画的な対応を行います。	→	↗	→	
杉村公園の吊り橋維持管理事業	まちづくり課	令和5年度実施予定の杉村公園の吊り橋の安全性を確認するための点検結果を基に計画的な修繕を行います。	→	↗	→	
アダプト制度事業	まちづくり課	アダプト団体の協力により公園などのごみ回収や草刈り等を実施していくため周知・拡大を図り、認定団体へはボランティア保険の加入などの支援を行います。	→	→	→	
公園等情報発信事業	まちづくり課	公園等利用者への利便向上のため、市民等が欲しい情報を入手しやすくするためHP等での情報提供を推進します。	→	→	→	

② 水と緑のネットワークの整備

施策内容	●良好な自然環境や生息する動植物や生育環境を守り、水と緑のネットワークを形成・維持に努めます。					
施策評価 今後の方針	<ul style="list-style-type: none"> ●広報やイベントなど緑に関する情報提供により、市民の緑化意識の高揚を図り水辺、公園、緑地のネットワークを形成・維持する。 ●市民憩いの広場の維持管理方法について、市民憩いの広場維持管理委員会からアダプト制度への移行を進めて行く。 					
事業内容	公園や緑地における情報発信を行います。 市民等によるボランティア活動による水辺、公園、緑地への理解や愛着を増進する活動の支援を行います。					
主な事業	担当課	事業概要（目的、内容）	方向性			
			R6	R7	R8	重点化
公園等情報発信事業	まちづくり課	市民の緑化意識の高揚を図るため、公園や緑地の情報を入手しやすくするためHP等での情報提供を推進します。	→	→	→	
アダプト制度事業	まちづくり課	アダプト団体の協力による公園などのごみ回収や草刈り等を実施していくため周知・拡大を図り、認定団体へはボランティア保険の加入などの支援を行います。	→	→	→	

【方向性】 新規：● 拡充：↗ 維持：→ 縮小：↘ 重点化事業：◎

令和 6 年度 実施計画書

1. <施策の概要>

基本目標	【Ⅱ】安全・安心な暮らしを守り支えるまち	政策	6住み慣れた地域で安心して暮らせる持続可能な仕組みづくり		
施策項目	21 健康・医療				
実現したいまちの姿	健康寿命の延伸と、生活の質の向上のため、市民一人ひとりが健康管理・予防の重要性を学び実践することで、市民・地域・行政が一体となった「健康なまちづくり」が進んでいます。 市民病院では、公的病院として他の医療機関との機能分化と密接な連携を図り、急性期医療を中心に救急医療を充実させ、市民が安心して医療を受けられる体制が構築されています。				
主管部局	健康福祉部	関連部局	いきいき健康課	子育て世代包括支援センター	福祉課

2-1. <施策評価結果：目標値の達成状況>

	目標名	単位	年度	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	評価
1	運動習慣者の割合	%	目標	21	22	23	24	25	42	44	46	48	50	A
			実績	-	-	-	38.8	44.7						
2	特定健康診査受診率	%	目標	36	38	40	42	45	48	51	54	57	60	B
			実績	38.3	39	31.3	31.8	37						
3			目標											
			実績											
4			目標											
			実績											
5			目標											
			実績											
6			目標											
			実績											

A：進捗率100%以上 B：進捗率50%以上 C：数値が上昇しているが進捗率50%未満 D：数値が下降しており達成に遅れがある E：数値が大幅に下降(20%以上)

2-2. <施策評価結果：市民・団体・事業者などの取組み内容（協働の取組み）>

No.	役割分担	今後の方針
1	事業者・関係団体は、連携を図ることで市民の健康づくりに寄与します。	健康教育・健康相談等あらゆる機会を捉え、かかりつけ医の推奨や適正受診についての啓発、普及を進めます。3師会の協力を得ながら、市民向けの健康教室を開催し、市民の健康づくりの意識の向上を図ります。各種検診率を高め、疾病の早期発見早期治療につなげ疾病の重症化を防ぐよう努めます。
2		
3		
4		
5		

2-3. <施策評価結果：施策全体の方針>

総合評価	施策全体の方針
B	いきいきとした生活を送るためには健康な心や体はその基盤となるものです。人生100年時代においては、生涯にわたり心身の向上と健康増進を意識して健康寿命を延伸していくことが大切です。幼少期から高齢期にわたりあらゆる機会を捉え、年齢に応じた健康教室を開催し、健康への意識付けを推進していきます。 限られた医療資源を有効に活用し、医療を効果的に提供するため、病院同士の連携及び病院と診療所の連携を強化し、切れ目なく医療を提供できるよう推進します。 新型コロナウイルス感染症の感染拡大の経験を踏まえ、重症患者等の病床確保をはじめ、地域の医療提供体制を確保するよう努めます。

A：想定上の効果があり進捗は良好 B：想定どおりの効果があり進捗は順調 C：一定の効果があるが、一部で進捗に遅れがある D：効果は限られ進捗に遅れがある E：効果が表れていない、取り組みができていない

2-4. <施策評価結果：構成する施策>

構成する施策	施策評価
健康づくりの支援体制の充実	C
疾病の早期発見体制の充実	C
母子保健・医療の充実	B
市民病院の機能・医療体制の充実	B
市民病院の救急医療体制の確保	B

A：想定上の効果があり進捗は良好 B：想定どおりの効果があり進捗は順調 C：一定の効果があるが、一部で進捗に遅れがある D：効果は限られ進捗に遅れがある E：効果が表れていない、取り組みができていない

3. <施策内容と主な事業>

① 健康づくりの支援体制の充実						
施策内容	<ul style="list-style-type: none"> ●市民一人ひとりが健康を意識し、家族や近所・地域の健康づくりの輪を広げる活動を推進するため、健康推進員に対し、知識や技術の向上を図る研修等を行います。 ●かかりつけ医、かかりつけ歯科医、かかりつけ薬局等の必要性について周知を図るとともに伊都医師会・伊都歯科医師会・伊都薬剤師会を含む関係機関と連携し健康づくりの気運を高め、市民の健康維持、増進に努めます。 ●高齢者のフレイル予防の取組みを継続し、要介護状態に至る可能性の低減に努めます。 ●あらゆる世代に食生活の重要性を普及啓発し、健康づくりに引き続き取り組みます。 ●高齢者が地域で健康的な生活を送ることができるよう保健事業と介護予防の一体的な実施に取り組みます。 					
施策評価 今後の方針	<p>高齢化率の上昇に伴う医療や介護を必要とする人が増加するため、中年層から高齢期にかけてさらに健康保持増進に努めるような指導の機会を増やし、健康寿命の延伸に努めます。また、後期高齢者のフレイル予防の取組を実施し、要介護状態に至る可能性の低減に努めます。</p>					
事業内容	<p>①健康教育及び啓発事業 市がヘルスアップ教室等健康に関する教室を開催することで健康教育と啓発を図ります。 高齢者の介護予防と保健事業の一体的実施の事業でフレイル予防に取り組みます。</p> <p>②在宅医療・介護連携推進 伊都郡内1市3町による橋本伊都在宅医療介護連携支援センター業務委託を通じて在宅医療と介護の円滑な連携を図ります。</p> <p>③特定健康診査・特定保健指導事業 市が保険者として40歳から74歳までの国保加入者を対象に特定健康診査を実施します。また、対象者に特定保健指導により生活習慣の改善を図ります。</p>					
主な事業	担当課	事業概要（目的、内容）	方向性			
			R6	R7	R8	重点化
健康教育及び啓発事業	いきいき健康課	<ul style="list-style-type: none"> ・健康推進員養成講座を兼ねたヘルスアップ講座（40歳以上の市民対象）の開催継続（食事・運動・口腔等） ・生活習慣病予防のための各種教室（減塩、糖尿病予防、食事バランス等）継続 ・ラジオ体操講習会の開催等運動習慣のきっかけづくりとなる取り組み強化 ・健康推進員へ健康情報の発信を行い自分と周囲に健康の輪を拡げもらう。 	→	→	→	
介護予防と保健事業の一体的実施	いきいき健康課 保険年金課 介護保険課	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者の介護予防と保健事業の一体的実施の事業でフレイル予防として地域の集まり等へのアプローチを継続して取り組みます。 ・げんきらりー教室やいきいき百歳体操教室の講座開催を継続することで高齢者の介護予防に努めます。 	→	→	→	

② 疾病の早期発見体制の充実						
施策内容	<ul style="list-style-type: none"> ●特定健診未受診者を少なくするため、対象になる年齢に焦点を当て受診勧奨するなど未受診者対策を効果的に実施します。 ●がんによる死亡率減少のための対策型がん検診を実施します。 					
施策評価 今後の方針	生活習慣病の中でも、とりわけ高血圧、糖尿病、脂質異常症を予防するため、食生活の改善や運動習慣の定着等に重点を置いた取組を推進するとともに、重症化予防について関係機関と連携を取りながら対策を講じます。がん検診、特定健診については受診勧奨と併せて、事後の指導の充実をはかり生活習慣病予防やがんの早期発見及び体制整備を行いません。					
事業内容	①特定健康診査・特定保健指導事業 市が保険者として40歳から74歳までの国保加入者を対象に特定健康診査（特定健診）を実施します。電話勧奨とともに行動経済学の理論を応用したアプローチを行うことで受診率向上を図ります。また、特定保健指導対象者に専門職から指導を行い生活習慣の改善を図ります。 ②各種がん検診事業 市が胃・肺・大腸・乳・子宮の各種がん検診対象者に受診券を送付するとともに広報等で受診勧奨を図り、精密検査の受診率向上に取り組む。					
主な事業	担当課	事業概要（目的、内容）	方向性			
			R6	R7	R8	重点化
特定健診・特定保健指導事業	いきいき健康課	<ul style="list-style-type: none"> ・過去の受診行動等から分析した行動経済学理論を応用したアプローチによる受診勧奨委託事業を継続する ・保健師等専門職による電話勧奨の実施する ・専門職による結果説明会の開催や指導対象者をスリムコース等への誘導を行う ・かかりつけ医（医師会）、かかりつけ薬局（薬剤師会）等と連携して受診を勧奨する 	→	→	→	
各種がん検診事業	いきいき健康課	<ul style="list-style-type: none"> ・がんを早期発見早期治療するために定期的な検診を広報や回覧で周知啓発を継続する。 ・行動経済学の理論を応用した受診勧奨委託事業の継続 ・正確な診断に必要な精検受診率の向上に取り組む ・ハガキや電話での申込方法だけでなくWEBから申込できる検診種類の増加を検討する。 	→	→	→	

③ 母子保健・医療の充実						
施策内容	<ul style="list-style-type: none"> ●不妊治療費助成事業、未熟児養育医療・自立支援医療費助成事業等、治療費の一部を助成することで経済的負担を軽減します。 ●定期予防接種の情報発信等の充実を図るとともに、医療機関との連携のもと、接種漏れがないように管理および確認を徹底します。 					
施策評価 今後の方針	予防接種について、分かりやすい情報発信を引き続き実施していくとともに、医療機関との連携をさらに深め、接種漏れがないように管理及び乳幼児健診等を通じての確認を徹底して行きます。					
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ●経済的負担の軽減を図るため、母子保健事業の中の各種助成事業を充実させる。 ●母子保健および予防接種事業のDX化を推進し、健康寿命の延伸と生活の質の向上を図る ●市民に見やすくタイムリーな情報発信に取組む。（子育て世代包括支援センター） ●身体の障がいを軽減又は維持し、日常生活を容易にするために行われる手術等の医療費を助成する（福祉課）。 ●通院等による精神医療の医療費と薬剤費を助成する。（福祉課） 					
主な事業	担当課	事業概要（目的、内容）	方向性			
			R6	R7	R8	重点化
自立支援医療費助成事業	福祉課	医師の診断に基づき、適切に自立支援医療費の助成を行います。	→	→	→	
新生児聴覚検査費助成事業	子育て世代包括支援センター	聴覚障害は、早期に発見され適切な支援が行われた場合には、聴覚障害による音声言語発達等への影響が最小限に抑えられることから、その早期発見・早期療育を図るために新生児に対して実施する検査です。新生児聴覚検査には、おおむね生後3日以内に実施する「初回検査」と、初回検査において要再検であった児を対象として、おおむね生後1週間以内に実施する「精密検査」がありますが、今回行う助成は「初回検査」への経済的負担の軽減を目的に実施するものです。	●	→	→	◎
多胎妊婦健康診査費助成事業	子育て世代包括支援センター	多胎妊娠は、単体の妊娠に比べ頻回の妊婦健康診査が必要であることから、多胎妊娠の妊婦健康診査費の一部を追加助成することで、妊婦の経済的負担の軽減と妊婦及び胎児の健康管理の向上を図ることを目的に実施するものです。	●	→	→	◎
妊婦歯科検診の助成	子育て世代包括支援センター	妊娠中に、虫歯菌や歯周病菌が口から体内に入り込んでしまうと妊娠37週未満で出産してしまう早産や、新生児の体重が2500g未満に満たない低体重児出産を引き起こす可能性があります。また、母親に虫歯菌があると、唾液を介して感染してしまう恐れもあります。そのため、赤ちゃんが生まれてくる前に、一緒に生活する大人たちの虫歯も治療しておくことが大切になることから、妊娠安定期に入った時期に歯科検診を実施する際の助成を行います。			●	

④ 市民病院の機能・医療体制の充実						
施策内容	<ul style="list-style-type: none"> ●診療科目別の偏在により、医師の確保が困難な診療科目においては、和歌山県立医科大学等への医師派遣の依頼を引き続き行うとともに、「臨床研究支援プログラム」「大リーガー医育成プロジェクト」を積極的にPRするなど、医師の確保に努めます。 ●専門・認定看護師等の養成を引き続き実施し、質の高い看護ケアの提供を行います。 ●入退院支援室において、多職種連携による病院機能の充実を図ります。 ●地域医療連携室を中心に、地元医師会や医療・介護の関連機関と密に、顔の見える関係づくり、信頼と安心できる医療の充実に努めます。 					
施策評価 今後の方針	和歌山県立医科大学へ医師派遣の依頼を引き続き行うとともに、診療科目の偏在により、医師の確保が困難な診療科目においては、「臨床研究支援プログラム」「大リーガー医育成プロジェクト」を積極的にPRや医師の紹介会社を活用するなど、医師の確保に努めていきます。 専門・認定看護師の育成を引き続き実施し、質の高い看護ケアの提供を行っていきます。 地域医療連携室を中心に、地元医師会や医療・介護の関連機関と密に、顔の見える関係づくり、信頼と安心できる医療の充実に努めていきます。					
事業内容	①医師の確保 ②医療従事者の確保 ③医療機器更新等					
主な事業	担当課	事業概要（目的、内容）	方向性			
			R6	R7	R8	重点化
医師の確保	市民病院	和歌山県立医科大学への医師派遣要請を引き続き行うとともに、紹介会社も活用しながら医師の確保に努める。 また、引き続き「臨床研究支援プログラム（ジェネラリスト+αフェローシップ事業）」「大リーガー医育成プロジェクト」において、医師の就学・留学を支援することでも医師の確保に努めていく。	→	→	→	
医療従事者の確保	市民病院	看護学校や各種専門学校への案内やHPの採用画面を充実することで、応募者を増やしていく。 また、看護学生の奨学金貸与制度の利活用を広報していく。	→	→	→	
医療機器更新等	市民病院	令和5年度の高額医療機器として、マンモグラフィの更新を計画しており、手術支援ロボットの導入も予定している。 また、計画期間中には、核医学装置やCTの更新も予定しており、検査に係る患者の負担軽減や精密な検査結果により良い治療につなげることができる。	→	→	→	

⑤ 市民病院の救急医療体制の確保						
施策内容	●地域の二次救急を担う病院として、安全・安心の医療を提供するため、救急医を増員し、救急医療体制の充実を図ります。					
施策評価 今後の方針	地域の二次救急を担う病院として、安心・安全の医療を提供していくために、救急医の増員に努め、救急医療体制の充実を図っていきます。					
事業内容	①医師の確保					
主な事業	担当課	事業概要（目的、内容）	方向性			
			R6	R7	R8	重点化
医師の確保	市民病院	和歌山県立医科大学への医師派遣要請を引き続き行うとともに、紹介会社も活用しながら医師の確保に努める。	→	→	→	

【方向性】 新規：● 拡充：^ 維持：→ 縮小：\ 重点化事業：◎

令和 6 年度 実施計画書

1. <施策の概要>

基本目標	【Ⅱ】安全・安心な暮らしを守り支えるまち	政策	6住み慣れた地域で安心して暮らせる持続可能な仕組みづくり			
施策項目	22 社会保障					
実現したいまちの姿	全ての市民が安心して健康的な生活を送れるよう、それぞれの社会保障制度が市民の正しい理解のもとで、適正に運用されています。また、生活困窮者への安定した雇用の場の確保と就労支援が行き届いています。					
主管部局	健康福祉部	関連部局	保険年金課	介護保険課	福祉課	

2-1. <施策評価結果：目標値の達成状況>

	目標名	単位	年度	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	評価
1	「社会保障」施策の市民満足度	%	目標	41	42	43	44	45	46	47	48	49	50	B
			実績	12	7	19	26	28.8						
2			目標											
			実績											
3			目標											
			実績											
4			目標											
			実績											
5			目標											
			実績											
6			目標											
			実績											

A：進捗率100%以上 B：進捗率50%以上 C：数値が上昇しているが進捗率50%未満 D：数値が下降しており達成に遅れがある E：数値が大幅に下降(20%以上)

2-2. <施策評価結果：市民・団体・事業者などの取組み内容（協働の取組み）>

No.	役割分担	今後の方針
1	市民は、社会保障制度を正しく理解し、必要とするサービスを適正に受けるよう努めます。	引き続き、出前講座の活用や団体活動等への行政職員の派遣などを通じて、社会保障制度の正しい理解・適正な運用に努める。
2	事業者・関係団体は、行政と連携し、社会保障制度の適正な運用に努めます。	
3		
4		
5		

2-3. <施策評価結果：施策全体の方針>

総合評価	施策全体の方針
B	人生100年時代の到来を見据えながら、国の「全世代型社会保障改革の方針」に沿った、全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築する観点から、給付と負担のバランスや現役世代の負担上昇の抑制を図りつつ、保険料賦課限度額の引上げなど能力に応じた負担のあり方なども含め、医療、介護、年金、少子高齢化対策等を始めとする社会保障全般の安定的な制度運営に取り組みます。

A：想定上の効果があり進捗は良好 B：想定どおりの効果があり進捗は順調 C：一定の効果があるが、一部で進捗に遅れがある D：効果は限られ進捗に遅れがある E：効果が表れていない、取り組みができていない

2-4. <施策評価結果：構成する施策>

構成する施策	施策評価
国民健康保険制度の適正な運用	B
後期高齢者医療制度の適正な運用	B
国民年金制度の適正な運用	B
介護保険制度の適正な運用	B
生活困窮者の自立の促進	B

A：想定上の効果があり進捗は良好 B：想定どおりの効果があり進捗は順調 C：一定の効果があるが、一部で進捗に遅れがある D：効果は限られ進捗に遅れがある E：効果が表れていない、取り組みができていない

3. <施策内容と主な事業>

① 国民健康保険制度の適正な運用

施策内容	<ul style="list-style-type: none"> ● 広報やホームページ等により、国民健康保険制度の周知に努めます。 ● 2027年度（令和9年度）の県下統一保険料（税）導入にむけて税率改定を実施し、安定的な国保制度運用に努めます。 ● 医療費の適正化、国保税の適正賦課と収納率の向上による国保財政の健全運営を進めます。 ● 被保険者の健康の維持増進のため、データヘルス計画に基づく保健事業を積極的に展開します。 					
施策評価 今後の方針	国民健康保険制度について、広報やホームページ等により周知・説明に努めるとともに、引続き医療費の適正化、国保税の適正賦課と収納率の向上による国保財政の健全運営を進める。また、R9年度県下統一保険料（税）の導入に向けて税率改定を実施し、安定的な国保制度運用に努める。被保険者の健康の維持増進のため、データヘルス計画に基づく保健事業を積極的に展開し、保険財政の安定化と医療費の適正化により持続可能な医療保険制度の運営に取り組みます。					
事業内容	市民に分かりやすく制度説明をするため、広報やホームページを画像やイラストを取り入れるなど、視覚的に見やすく理解しやすいものになるよう工夫し作成します。 特定健康診査、脳ドック、医療費通知、ジェネリック医薬品使用啓発、ウォーキング事業など健康の維持増進に繋がる保健事業に取組み、医療費の適正化に努めます。					
主な事業	担当課	事業概要（目的、内容）	方向性			
			R6	R7	R8	重点化
国民健康保険一般管理事務	保険年金課	国民健康保険制度は、法律、政令により市に事務処理が義務付けられている自治事務です。財政運営については平成30年度から広域化され県が担っています。 国民健康保険制度が、適正・安定的に運用できるよう努めます。 国民健康保険の県下統一保険料（税）の導入について、令和12年度の導入に向けて安定的な国保制度運用に努めます。	→	→	→	
医療費適正化特別対策事業	保険年金課	主な事業として、医療費の適正化に向けた取組として、後発医薬品（ジェネリック医薬品）推進のための市民啓発などを実施しています。	→	→	→	
保健事業	保険年金課	主な事業として、疾病の早期発見による健康ほ保持増進および医療費適正化に向けた取組として、特定健康診査や脳ドックを実施しています。	→	→	→	

② 後期高齢者医療制度の適正な運用

施策内容	<ul style="list-style-type: none"> ● 広報やホームページ等により、後期高齢者医療制度の周知に努めます。 ● 被保険者の健康増進のため、橋本市後期高齢者医療制度成人病検査助成事業を継続的に実施します。 ● 人生100年時代を見据え、健康寿命を延伸するための高齢者の介護予防と健康づくりを推進するため、高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施事業に取り組みます。 					
施策評価 今後の方針	令和4年度から団塊の世代が75歳以上になり始め、令和7年度には団塊の世代すべてが後期高齢者になります。それに伴い全世代対応型の社会保障制度の構築のための改革が検討されており、また、新たな事業として高齢者の保健事業と介護予防の一体的な事業を積極的に展開し、後期高齢者の健康の維持増進に繋げ、保険財政の安定化と医療費の適正化により持続可能な医療保険制度の運営に取り組みます。					
事業内容	市民に分かりやすく制度説明をするため、広報やホームページを画像やイラストを取り入れるなど、視覚的に見やすく理解しやすいものになるよう工夫し作成します。 高齢者の保健事業と介護予防の一体的な事業を積極的に展開し、後期高齢者の健康の維持増進に繋げ、保険財政の安定化と医療費の適正化により持続可能な医療保険制度の運営に努めます。					
主な事業	担当課	事業概要（目的、内容）	方向性			
			R6	R7	R8	重点化
後期高齢者医療一般管理事務	保険年金課	後期高齢者医療制度は、法律、政令により県の広域連合が制度運営をしています。市は保険料の徴収や申請、相談等の業務を担っています。 後期高齢者医療制度が、適正・安定的に運用できるよう努めます。	→	→	→	
保健事業	保険年金課	主な事業として、疾病の早期発見による健康増進および医療費適正化に向けた取組として、脳ドックを実施しています。	→	→	→	
高齢者の保健事業と介護予防の一体的な事業	保険年金課	高齢者の保健事業と介護予防の一体的な事業を積極的に展開し、後期高齢者の健康の維持増進により健康寿命延伸に努めます。	→	→	→	

③ 国民年金制度の適正な運用						
施策内容	<ul style="list-style-type: none"> ● 広報やホームページ等により、国民年金制度の周知に努めます。 ● 国民年金制度の周知や口座振替、前納の推進により納付率を向上させ、無年金者の減少に努めます。 ● 免除制度の周知等によって未加入や未納を防ぎ、加入者が年金を受給できるよう促進します。 					
施策評価 今後の方針	国民年金制度は、世代を超えて安定的に運営されることが必要であるため、制度への不安が解消できるよう、引き続き国民年金制度に関する情報の周知に努め、未加入や未納を防ぎ、加入者が年金を受給できるよう促進します。					
事業内容	市民への啓発として、広報やホームページにより、年金の加入や免除申請、年金受給者に係る手続きなど、国民年金制度に関する情報を市民に詳しく周知するよう努めます。また、画像やイラストを取り入れるなど視覚的に見やすく理解しやすいものになるよう工夫し作成します。年金事務所と連携しながら分かりやすく丁寧な説明に努めます。					
主な事業	担当課	事業概要（目的、内容）	方向性			
			R6	R7	R8	重点化
国民年金事務	保険年金課	国民年金事務は、政令の定めるところの法定受託業務です。市は各種届出の受理及び報告、保険料免除に係る届出や相談業務等を担っています。国民年金制度が、適正・安定的に運用できるよう努めます。	→	→	→	

④ 介護保険制度の適正な運用						
施策内容	<ul style="list-style-type: none"> ● 広報やホームページ、出前講座の実施等により、市民や事業者に対して制度やサービスの周知・普及を図り、制度の適正な運用を進めます。 ● 介護保健事業の適正かつ円滑な運営をめざし、認定調査員に対する研修・指導や、介護認定審査会委員に対する研修の充実などを通じて、公平・公正、正確な要介護認定を推進します。 ● 高齢者のニーズや地域の実情に応じたサービス確保に努めるとともに、ケアプランの点検や事業者への指導・助言、給付費通知の送付など、介護給付の適正化に積極的に取り組みます。 					
施策評価 今後の方針	当初にたてた10年後の目標値の達成に向け、これまで成果のあった取組みについても次年度以降も引き続き取り組むとともに、課題のあった取組みについては、例えば周知にあつては見せ方・伝え方の工夫の検討、また実地指導にあつてはリモートや文書による実施方法の検討など、課題解決に努めていき、成果が挙げられるように取り組みます。					
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ● 制度やサービスの周知・普及について、市民への説明用として窓口で活用している介護保険パンフレットを、パンフレット作成業者と調整し、より詳細なものを令和6年度から提供できるように努めます。 ● 公平・公正、正確な要介護認定について、認定調査員によるミーティング等を継続して実施し要介護認定の適正化に努めるとともに、タブレット端末を利用した認定調査に取り組み、DXの推進を図ります。 ● 介護給付の適正化について、ケアプランの点検や事業者への指導・助言等を今後も継続して実施し、その方法については、事業者と調整しながらリモートによる実施等、その体制づくりに努めます。 					
主な事業	担当課	事業概要（目的、内容）	方向性			
			R6	R7	R8	重点化
介護保険一般管理事務	介護保険課	介護保険制度は、法律・政令により市に事務処理が義務付けられている自治事務です。介護保険制度が、適正・安定的に運用できるよう努めていきます。	→	→	→	
要介護認定等調査事務	介護保険課	要介護認定者数の増加に伴い更新申請や変更申請など認定調査件数が増加する中、認定調査員の確保が大きな課題となっています。このため、遅滞なく認定調査を実施することを目的として令和6年2月から認定調査員用タブレット端末を導入し、調査票作成の効率化・簡素化に取り組んでいます。これに加え、令和6年度ではA1による調査票チェックの導入により、要介護認定事務のさらなる効率化を目指します。	↑	→	→	◎

⑤ 生活困窮者の自立の促進

施策内容	<ul style="list-style-type: none"> ●民生委員児童委員や関係機関と連携し、生活困窮者について自ら声に出して発信できない人の支援を図ります。また、ハローワークとも連携を図りながら、対象者の特性に合わせた就労支援などを実施します。 ●地域の企業の情報収集を行い、就労支援員、自立相談支援員による就労支援を推進します。 					
施策評価 今後の方針	ハローワークと連携を図りながら、対象者の特性に合わせ就労支援員、自立支援相談員による就労支援を行い生活困窮者の自立を支援します。民生委員児童委員や地域の関係機関等と連携し、自ら声を出して発信できない人の把握、支援に努めます。。					
事業内容	生活困窮者やその家族、関係機関からの相談に応じ、情報提供や助言を行います。また、関係機関との連絡調整や連携を行いながら自立の促進を図ります。（福祉課）					
主な事業	担当課	事業概要（目的、内容）	方向性			
			R6	R7	R8	重点化
生活困窮者 自立支援事業	福祉課	対象者の特性に合わせ就労支援員、自立支援相談員による就労支援を行い生活困窮者の自立を支援します。	→	→	→	

【方向性】 新規：● 拡充：∧ 維持：→ 縮小：∨ 重点化事業：◎

令和 6 年度 実施計画書

1. <施策の概要>

基本目標	【Ⅱ】安全・安心な暮らしを守り支えるまち	政策	6住み慣れた地域で安心して暮らせる持続可能な仕組みづくり			
施策項目	23 地域福祉					
実現したいまちの姿	健やかで安心して暮らせるまちの実現をめざし、すべての市民が健康で生きがいを持ちながら、老後や日常生活に不安のない地域社会が形成されています。					
主管部局	健康福祉部	関連部局	福祉課	こども課	いきいき健康課	

2-1. <施策評価結果：目標値の達成状況>

	目標名	単位	年度	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	評価
1	民生委員児童委員数	人	目標	158	158	158	158	158	158	158	160	160	160	A
			実績	158	160	160	160	159						
2			目標											
			実績											
3			目標											
			実績											
4			目標											
			実績											
5			目標											
			実績											
6			目標											
			実績											

A：進捗率100%以上 B：進捗率50%以上 C：数値が上昇しているが進捗率50%未満 D：数値が下降しており達成に遅れがある E：数値が大幅に下降(20%以上)

2-2. <施策評価結果：市民・団体・事業者などの取組み内容（協働の取組み）>

No.	役割分担	今後の方針
1	関係団体は、社会福祉協議会や団体間での連携に努めます。	引き続き、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らせる社会を目指し、社会福祉協議会、地域の各種団体等は連携に努め、民生委員児童委員は各種福祉活動組織との連携に努めます。
2	民生委員児童委員をはじめ地域福祉の担い手は、各種福祉活動組織との連携に努めます。	
3	関係団体は、個々に活動するだけでなく、協力し、情報共有しながら地域住民とともに個人や団体が力を出し合えるネットワークづくりに取り組みます。	
4		
5		

2-3. <施策評価結果：施策全体の方針>

総合評価	施策全体の方針
B	現状で効果が見られるが、これからも地域住民が役割を持ち、住民同士が支え合いながら、自分らしく活躍できる「地域共生社会」の実現に向けて、重層的な支援体制の整備を進めていく必要があります。行政や社会福祉協議会をはじめ、すべての市民、各種団体がそれぞれの役割を分担し、連携し、適切に協働することが必要であり、さらなる取組みの充実に努めます。

A：想定上の効果があり進捗は良好 B：想定どおりの効果があり進捗は順調 C：一定の効果があるが、一部で進捗に遅れがある D：効果は限られ進捗に遅れがある E：効果が表れていない、取組みができていない

2-4. <施策評価結果：構成する施策>

構成する施策	施策評価
地域における支え合いの仕組みづくり	B
地域福祉の担い手の育成	C
地域福祉団体・NP0等への支援と連携の強化	B
権利の擁護と制度の周知	C

A：想定上の効果があり進捗は良好 B：想定どおりの効果があり進捗は順調 C：一定の効果があるが、一部で進捗に遅れがある D：効果は限られ進捗に遅れがある E：効果が表れていない、取組みができていない

3. <施策内容と主な事業>

① 地域における支え合いの仕組みづくり

施策内容	<ul style="list-style-type: none"> ●「地域共生社会」の実現にむけて、一人暮らしの高齢者や支援が必要な障がい者、ひとり親家庭など、なんらかの手助けを必要としている人たちが地域で安心して心豊かな生活を送るために、市民、関係団体、事業者、行政の役割分担と協力のもと、重層的な支援体制づくりに努めます。 ●地域における支え合いの仕組みにつなげるため、民生委員児童委員等による高齢者・子育て世帯などに対する見守り活動を支援します。 						
施策評価 今後の方針	和歌山県母子寡婦福祉連合会やハローワークと連携を図りながら、育児相談や就労支援等により、自立的で安定した生活基盤を確保できるよう、支援の充実に努めます。 何らかの支援を必要としている高齢者・障がい者・ひとり親家庭等が安心して生活できるよう、地域における支え合いのネットワークづくりに努めます。						
事業内容	地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応するため、属性（高齢・子ども・障害・貧困等）を問わない1.相談支援、2.参加支援、3.地域づくりに向けた支援を一体的に実施する包括的な支援体制を構築する。 複雑・複合化した問題を抱える市民を支援するため、従前から実施している既存事業を活用し、各分野の垣根を低くすることにより各分野の連携を図ります。（福祉課）						
主な事業	担当課	事業概要（目的、内容）	方向性				
			R6	R7	R8	重点化	
ひとり親家庭支援事業	こども課	ひとり親家庭の福祉の向上を目的としたひとり親医療費助成事業の実施やひとり親家庭の就労支援対策として、高等職業訓練促進給付、自立支援教育訓練給付をはじめとする各種給付や就労のための支援を行い、ひとり親家庭の経済的安定と自立を促進します。	→	→	→		
重層的支援体制整備事業	福祉課 家庭教育支援室	・市民の複雑化・複合化した生活課題、制度の狭間や支援が届いていないケースなどを包括的に支援できるよう、属性（介護・障害・子ども・困窮等）の問わない「相談支援」、「参加支援」、「地域づくりに向けた支援」を一体的に行い、断らず受け止め、つながり続ける支援体制を整備するものです。支援は、各分野の既存の相談支援機関や、庁内の関係各課が、「縦割り」ではなく、対象者の属性や担当課等の枠組みを超えて、地域の関係者や関係支援機関と伴に連携・協働して行います。 ・既存の事業に加え新規に「アウトリーチ等を通じた継続的支援事業」「多機関協働事業」「支援プランの作成」を行います。 ・8050問題の世帯、長期のひきこもり状態にある人や世帯、介護と子育てを同時に担う等の、ダブルケア状況にあり困窮している人や世帯、ヤングケアラーの世帯が対象者となります。	●	→	→	◎	
ひきこもり支援推進事業	福祉課	橋本市、九度山町、高野町におけるひきこもり者及びその家族に対し支援を行う。支援内容は、相談支援（訪問によるアウトリーチを含む）、居場所づくり、連絡協議会・ネットワークづくり、当事者会・家族会開催、住民向け講演会・研修会開催。 また、橋本・伊都地域（1市3町）で委託している基幹相談支援センターや障害者相談支援事業（委託相談）等との連携により、障がい福祉サービスや就労支援に結び付けていく。	↗	→	→	◎	

② 地域福祉の担い手の育成

施策内容	<ul style="list-style-type: none"> ●市民の自主的活動を促進するため、広報や啓発活動、教育の場などを通じて、福祉に対する理解や関心を高めます。 ●民生委員児童委員の活動内容についての啓発を進め、なり手の確保を図ります。 ●社会福祉協議会、地域の各種団体、NPO、ボランティア等の連携に努めます。 ●地域福祉の担い手としてエリアマネジメント組織の活用を検討します。 						
施策評価 今後の方針	地域住民の自主的活動を促進するため、広報や啓発活動、教育の場などを通じて、地域福祉に対する理解や関心を高めめます。						
事業内容	地域の見守り役・相談役である民生委員児童委員の活動について、ホームページやパネル展示により宣伝手段を充実させ周知を図る。 また、地域における支え合い、助け合いを行う人材の育成を目的とした講習会などを開催します。						
主な事業	担当課	事業概要（目的、内容）	方向性				
			R6	R7	R8	重点化	
地域福祉の担い手の育成事業	福祉課	点字や手話、要約筆記など地域における支え合い、助け合いを行う人材の育成を目的とした講習会を開催し、福祉の担い手を育成します。	↗	↗	↗		

③ 地域福祉団体・NPO等への支援と連携の強化						
施策内容	●市民と行政が一体となり、地域福祉に取り組むため、社会福祉協議会やボランティア等の連携に努めます。					
施策評価 今後の方針	市民・地域福祉団体・行政等が一体となって、地域福祉に取り組むため、社会福祉協議会や地域福祉団体・NPO法人等へ支援と連携に努めます。					
事業内容	地域で福祉活動に取り組んでいる団体に対して、橋本市が補助金を交付することにより団体の活動を支援します。市民が抱える身近な生活課題の解決に向けた地域福祉団体等との連携の推進に努めます。					
主な事業	担当課	事業概要（目的、内容）	方向性			
			R6	R7	R8	重点化
相談支援事業	福祉課	「橋本・伊都地域自立支援協議会」や「橋本・伊都障がい者相談支援センター」との連携を図ります。	↗	↗	↗	
補助金助成事業	福祉課	社会福祉協議会、地域の各種団体に対し補助金を交付することで支援を実施します。	→	→	→	

④ 権利の擁護と制度の周知						
施策内容	●高齢者や障がい者、子どもの権利を擁護するため、成年後見制度の周知、利用促進に努めるとともに、利用者支援、後見人等への支援を段階的に進めていきます。					
施策評価 今後の方針	「第3次橋本市地域福祉計画」（令和4～8年度）と一体的に「橋本市成年後見制度利用促進基本計画」を策定し、まずは成年後見制度についての正しい理解と利用するメリットを分かりやすく周知し、利用促進に取り組みます。支援の必要な人が早期に適切な制度利用につながるよう中核機関の設置に向けて取り組みます。					
事業内容	関係各課及び橋本・伊都地域自立支援協議会との連携。（福祉課） 市は高齢者や障がい者等の権利を擁護し成年後見制度の利用促進を図るために中核機関を設置し関係者参加による地域連携ネットワークを構築します。（いきいき健康課）					
主な事業	担当課	事業概要（目的、内容）	方向性			
			R6	R7	R8	重点化
成年後見制度利用促進	いきいき健康課 福祉課	関係各課及び橋本・伊都地域自立支援協議会の権利擁護部会と連携し、成年後見制度の周知・啓発に努めます。 成年後見制度の利用促進を図るため中核機関の設置と地域連携ネットワークを構築し認知症等になっても安心して暮らすことができるよう取り組みます。なお、令和6年度末までに中核機関の設置を行います。 設置する中核機関が関係機関により構成される連携ネットワークにより、本人を後見人とともに支える「チーム」や地域における「協議会」の運営を担うことを目指します。	→	→	→	

【方向性】 新規：● 拡充：↗ 維持：→ 縮小：↘ 重点化事業：◎

令和 6 年度 実施計画書

1. <施策の概要>

基本目標	【II】安全・安心な暮らしを守り支えるまち	政策	6住み慣れた地域で安心して暮らせる持続可能な仕組みづくり		
施策項目	24 高齢者福祉				
実現したいまちの姿	いきいきといつまでも住み慣れた地域で暮らし続けることができる環境を構築し、自分らしく活躍できる地域コミュニティを育成することで、健康寿命が延び、認知症や介護が必要な状況になっても安心して生活することができる状態となっています。				
主管部局	健康福祉部	関連部局	いきいき健康課		

2-1. <施策評価結果：目標値の達成状況>

	目標名	単位	年度	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	評価
1	認知症サポーター数	人	目標	3200	3400	3600	3800	4000	8000	8500	9000	9500	10000	A
			実績	4680	5861	6453	7382	8388						
2	重度認定率	%	目標						4.7	4.9	5.1	5.3	5.5	A
			実績	5.7	5	4.9	4.9	4.7						
3	高齢者の運動習慣割合	%	目標	6.4	6.8	7.2	7.6	8	8.4	8.8				B
			実績	6.6	6.2	5.6	4.7	5.6	-					
4			目標											
			実績											
5			目標											
			実績											
6			目標											
			実績											

A：進捗率100%以上 B：進捗率50%以上 C：数値が上昇しているが進捗率50%未満 D：数値が下降しており達成に遅れがある E：数値が大幅に下降(20%以上)

2-2. <施策評価結果：市民・団体・事業者などの取組み内容（協働の取組み）>

No.	役割分担	今後の方針
1	市民・事業者・関係団体は、地域内で助け合い・支え合いの意識を高めるとともに、自らの持つ知識や経験・特技をいかし、地域活動を積極的に行います。また、研修会および地域高齢者リーダーの研修、育成にも取り組みます。	高齢者の集い・通いの場が設立できていない地域に対し、創設に向け重点的に働きかけます。また、既に整備されている地域に対しては、世代交代に向けての支援を行い、持続可能な仕組みづくりに努めていきます。
2	市民・事業者・関係団体は、住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう介護予防に努めるとともに、高齢者の生きがいつくりや居場所づくりを進めます。	
3		
4		
5		

2-3. <施策評価結果：施策全体の方針>

総合評価	施策全体の方針
B	高齢者のニーズや状態に応じたサービスの提供、支え合いを切れ目なく包括的に提供できる体制が重要なため、介護予防・日常生活支援総合事業を活用し、地域の関係団体のネットワーク化を図り、地域住民の助け合いや関係団体による地域共生社会の実現につなげていきます。また、生活支援体制整備事業における日常生活圏域(10圏域)ごとの地域課題を分析して具体的な解決や支援につながる取組みを進めていきます。

A：想定上の効果があり進捗は良好 B：想定どおりの効果があり進捗は順調 C：一定の効果があるが、一部で進捗に遅れがある D：効果は限られ進捗に遅れがある E：効果が表れていない、取組みができていない

2-4. <施策評価結果：構成する施策>

構成する施策	施策評価
地域における支え合いの仕組みづくり	B
世代間交流の促進	C
高齢者の権利擁護や相談体制の充実	C
高齢者の生活支援の充実	B
介護予防等高齢者の健康維持の促進	B

A：想定上の効果があり進捗は良好 B：想定どおりの効果があり進捗は順調 C：一定の効果があるが、一部で進捗に遅れがある D：効果は限られ進捗に遅れがある E：効果が表れていない、取組みができていない

3. <施策内容と主な事業>

① 地域における支え合いの仕組みづくり

施策内容	<ul style="list-style-type: none"> ●橋本市社会福祉協議会を中核的な存在として、地縁組織・NPO 法人・ボランティアなど個人・団体のネットワーク化を進め、助け合い・支え合いの仕組みの構築を進めます。 ●生活支援の担い手の養成や、地域の求めるニーズと生活支援のマッチングを創るため、日常生活圏域で活動する生活支援コーディネーターの実践力向上を支援します。 ●認知症になっても住みやすい地域をめざして、認知症を正しく理解し、偏見を持たずあたたかく見守る認知症サポーターを引き続き養成します。 					
施策評価 今後の方針	生活課題である移動支援、買い物支援、通いの場づくりを住民主体、あるいは民間企業等との連携も模索しながら、支援体制のさらなる整備を図っていく。さらに、高齢者だけでなく、障がいを抱えているなど、だれでも利用できるような共生社会をめざした生活支援組織になるよう後方支援を継続していく。					
事業内容	①生活支援体制整備事業 地域住民が住み慣れたところで長く住むことができるために、第1層や第2層協議体の活動を通じて地域の困り事を解決できるように市は社会福祉協議会とともに伴走支援を継続します。					
主な事業	担当課	事業概要（目的、内容）	方向性			
			R6	R7	R8	重点化
生活支援体制整備事業	いきいき健康課	<ul style="list-style-type: none"> ・住民主体の持続可能な取り組みとなるよう第2層協議体活動への伴走支援を継続します。 ・R6年度は県アドバイザー派遣事業等を活用し地域支援力が向上するよう研修機会を提供します。 ・第2層協議体から創出された取り組み（移送支援等）を実現できるよう必要な支援策を検討、実施します。 ・区・自治会単位を基本とする地縁組織や任意団体、民間企業等と連携しながら、支えあい活動を展開できるよう地域とともに取り組みます。 	↗	→	→	◎

② 世代間交流の促進

施策内容	<ul style="list-style-type: none"> ●高齢者が、豊かな知識や経験をいかし、地域における子育て支援等の活動に参加することで、元気な高齢者の活躍をはじめ高齢者自身が役割を持って取り組むことにより介護予防や生きがいづくりにつなげられる仕組みづくりを進めます。 					
施策評価 今後の方針	高齢者が豊かな知識や経験をいかし、地域における子育て支援等の活動に参加することで、高齢者自身が役割を持って取り組むことにより介護予防や生きがいづくりにつなげられる仕組みづくりを進めます。					
事業内容	①高齢者福祉団体支援事業 市は、地域の老人クラブ等高齢者の集まりが子どもや若年者と世代間交流を図ることができるよう教育委員会とも連携して機会の創出ができるよう取り組みます。					
主な事業	担当課	事業概要（目的、内容）	方向性			
			R6	R7	R8	重点化
高齢者福祉団体支援事業	いきいき健康課	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の単位老人クラブに補助金を交付することにより、高齢者の生きがいづくりの支援を継続します。 ・能力・意欲のある高齢層の就労機会の確保や高齢者自身の生きがいづくり、健康の保持、交流による社会参加等の促進すうため、シルバー人材センターの運営を支援します。 	→	→	→	

③ 高齢者の権利擁護や相談体制の充実						
施策内容	<ul style="list-style-type: none"> ●複雑化、多様化している課題の解決へむけ、専門職だけでなく民生委員児童委員など地域福祉関係者とも密接に連携し、その対応ができるように努めます。 ●高齢者および障がい者の権利擁護について地域や関係機関との連携を行う地域連携ネットワークを構築し、その中核機関の設置を行います。 ●地域包括支援センターのPR に努め、子育て世代包括支援センター（ハートブリッジ）など関係機関との連携を強化し、制度や分野の垣根を越えた、誰でも気軽に相談できる相談体制を充実します。 ●高齢者虐待の早期発見や適切な対応をめざし、通報窓口の周知など高齢者の権利擁護にむけ対応体制の整備を行います。 ●支援が必要な人およびその家族に対して、成年後見制度の啓発および利用支援に努めます。 					
施策評価 今後の方針	中核機関は権利擁護に係る「広報・相談・後見制度利用促進・後見人支援」の役割を持つ必要がある。令和6年度末までに中核機関を設置し、成年後見制度の利用促進体制を整え高齢者等の権利擁護を進める。					
事業内容	①権利擁護事業 市は高齢者虐待の早期発見や適切な対応ができるよう実務能力の向上を図ります。成年後見制度の利用促進を図るために中核機関を設置し関係者参加による地域連携ネットワークを構築します。 ②認知症総合支援事業 認知症サポーター養成講座の継続により認知症理解の啓発に努めます。また、認知症初期集中支援チームの対象者に介入し課題の解決を図ります。 ③総合相談事業 地域包括支援センターは高齢者が抱える様々な課題の相談窓口として重層的な対応も含め対応し、必要なサービスが受けられるよう支援します。					
主な事業	担当課	事業概要（目的、内容）	方向性			
			R6	R7	R8	重点化
権利擁護事業	いきいき健康課 福祉課	<ul style="list-style-type: none"> ・成年後見制度の利用促進を図るため中核機関の設置と地域連携ネットワークを構築し認知症等になっても安心して暮らすことができるよう取り組みます。なお、令和6年度末までに中核機関の設置を行います。 ・高齢者虐待の早期発見や適切な対応ができるよう通報窓口の周知や関係機関との連携に継続して取り組みます。 	→	→	→	
認知症総合支援事業	いきいき健康課	<ul style="list-style-type: none"> ・認知症サポーター養成講座を継続するとともに小学校等の講座を通じて親世代にも認知症について理解を深めてもらえるよう努めます。 ・認知症等による行方不明になる恐れのある高齢者の見守りについて包括提携協定を締結している企業等とも連携して地域の目を広げていきます。 	→	→	→	
総合相談事業	いきいき健康課	<ul style="list-style-type: none"> ・地域包括支援センターにおいて高齢者に関する総合相談事業を行っています。高齢者単独の課題だけでなく8050問題など重層的、多様化する課題にも関係機関と連携して取り組んでいきます。 	→	→	→	

④ 高齢者の生活支援の充実						
施策内容	<ul style="list-style-type: none"> ●介護予防・日常生活支援総合事業の充実を図ります。 ●買い物支援、移動支援、見守り活動など地域の实情に応じた生活支援体制の整備を支援します。 					
施策評価 今後の方針	第2層協議体、社会福祉協議会、民間事業との協働をとおして、高齢者の生活支援の充実に努めます。住民主体の生活支援サービスを充実させ、軽微な困りごとを地域で解消できる仕組みづくりや高齢者世帯への見守り、買い物支援等を充実させ高齢者の生活支援の充実に努めます。					
事業内容	①生活支援体制整備事業：地域住民が住み慣れたところで長く住むことができるために、第1層や第2層協議体の活動を通じて地域の困り事を解決できるように市は社会福祉協議会とともに伴走支援を継続します。 ②その他任意事業：市は民間警備会社の見守りサービスや配食サービスを活用し一人暮らしの高齢者が安心して生活できるよう支援します。 ③家族介護支援事業：市は条件が適合する自宅で介護されている高齢者に対し紙おむつ券を給付することで在宅介護を支援します。					
主な事業	担当課	事業概要（目的、内容）	方向性			
			R6	R7	R8	重点化
生活支援体制整備事業	いきいき健康課	<ul style="list-style-type: none"> ・10圏域で設立された第2層協議体が地域の課題に応じた活動が発見できるよう地域住民や社協と一緒に取り組んでいきます。 	↗	→	→	◎
その他任意事業	いきいき健康課	<ul style="list-style-type: none"> ・民間警備会社の見守りサービスや弁当事業者の配食サービスを活用して、一人暮らし等条件に適合する高齢者の見守りを行うことで自宅で安心して生活できるよう支援します。 	→	→	→	
家族介護支援事業	いきいき健康課	<ul style="list-style-type: none"> ・一定の給付条件のもと自宅で介護されている高齢者に対し紙おむつ券を給付することで在宅介護を支援します。 	→	→	→	

⑤ 介護予防等高齢者の健康維持の促進

<p>施策内容</p>	<p>●介護予防体操・地域ふれあいサロン・老人クラブなど地域住民主体の取組みを推進するため、運営支援など、多様なニーズに合わせた支援の充実を図ります。 ●ボランティア活動等に気軽に参加できる仕組みを構築し、社会参加することで生きがいや喜びを感じ、健康維持・介護予防につながる働きかけを進めます。 ●シルバー人材センターの啓発・広報を行い、高齢者の就労を支援し、就業することにより生活の張り合いや生きがいを感じられるように努めます。</p>						
<p>施策評価 今後の方針</p>	<p>介護予防事業を各地域で行い、多くの住民が参加することにより、個人的に行うよりも継続性が増し、効果も大きくなります。また地域交流の場として住民同士の繋がりが再構築されたり、お互いの見守りにつながる等、様々な効果があらわれています。今後は、実施していない地域で重点的に取り組むことにより、介護予防事業を市内全域への拡大を目指します。。</p>						
<p>事業内容</p>	<p>①高齢者福祉団体支援事業 市は高齢者の生きがいづくりや地域貢献を目指して老人クラブへの補助金交付を通じて活動促進を図ります。 ②一般介護予防事業 市は介護予防に資する「通いの場」推進のために、げんきらりー自主運営教室への講師派遣や保険料負担や地域ふれあいサロンへの活動補助金の交付等の支援を継続して行います。</p>						
<p>主な事業</p>	<p>担当課</p>	<p>事業概要（目的、内容）</p>	<p>方向性</p>				<p>重点化</p>
			<p>R6</p>	<p>R7</p>	<p>R8</p>		
<p>高齢者福祉 団体支援事業</p>	<p>いきいき健康課</p>	<p>・地域の単位老人クラブに補助金を交付することにより、高齢者の生きがいづくりを支援します。 ・シルバー人材センターに補助金を交付することにより就労による高齢者の生きがいづくりを支援します。</p>	<p>→</p>	<p>→</p>	<p>→</p>		
<p>一般介護予防 支援事業</p>	<p>いきいき健康課</p>	<p>・地域ふれあいサロンへの補助金交付やげんきらりー等自主運営教室への講師謝金を支出することで通いの場の運営とフレイル予防活動を支援します。 ・地域の通いの場が持続可能なものとなるよう制度設計を研究します。</p>	<p>→</p>	<p>→</p>	<p>→</p>		

令和 6 年度 実施計画書

1. <施策の概要>

基本目標	【Ⅱ】安全・安心な暮らしを守り支えるまち	政策	6住み慣れた地域で安心して暮らせる持続可能な仕組みづくり
施策項目	25 障がい者福祉		
実現したいまちの姿	障がいに対する市民の理解が深まり、障がい者の自立とより一層の社会参加が進み、地域の中で互いに支え合いながら共に生きる社会の形成が進んでいます。		
主管部局	健康福祉部	関連部局	福祉課 子育て世代包括支援センター

2-1. <施策評価結果：目標値の達成状況>

	目標名	単位	年度	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	評価
1	地域生活移行者数	人	目標	3 (3年間での数値)			2			4			C	
			実績	1 (3年間での数値)			0	1						
2	一般就労移行者数	人	目標	15 (3年間での数値)			21			9			C	
			実績	15 (3年間での数値)			9	8						
3	手話奉仕員の養成	人	目標	10	14	18	22	26	30	40	50	60	70	A
			実績	15	21	21	33	40	51					
4	障がい者福祉サービスの計画相談支援（月件数）	件	目標	72	74	76	78	80	82	84	86	88	90	A
			実績	79	103	124	139	146						
5			目標											
			実績											
6			目標											
			実績											

A：進捗率100%以上 B：進捗率50%以上 C：数値が上昇しているが進捗率50%未満 D：数値が下降しており達成に遅れがある E：数値が大幅に下降(20%以上)

2-2. <施策評価結果：市民・団体・事業者などの取組み内容（協働の取組み）>

No.	役割分担	今後の方針
1	関係団体は、障がいや障がいのある人に対する理解を深め、それぞれの立場からの適切な配慮を行うとともに、市が開催する各種イベント等における、市民の障がい者活動等への理解を深めるための取組みの展開に協力します。	障がい者雇用環境の改善を行い、障がい者雇用の促進に努めることで、障がい者の社会参加につなげます。
2	市民・事業者・関係団体は、身近な地域での自立、社会参加ができるようにします	
3	事業者は、地域の実情に応じた質の高い福祉サービスの提供に努めます。	
4	事業者は、障がい者雇用環境の改善を行い、障がい者雇用の促進に努めます。	
5	市民・事業者・関係団体は、地域に不足している障がい福祉サービス等の充実を図ります。	

2-3. <施策評価結果：施策全体の方針>

総合評価	施策全体の方針
B	「すべての人が、お互いを尊重しいきいきと安心して暮らせるまち 橋本」を基本理念とし、「ノーマライゼーション」の理念に基づき、一人ひとりが障がいの有無にかかわらず、人格と個性を尊重して地域の中で互いに支え合いながら共に生きる社会をめざします。

A：想定上の効果があり進捗は良好 B：想定どおりの効果があり進捗は順調 C：一定の効果があるが、一部で進捗に遅れがある D：効果は限られ進捗に遅れがある E：効果が表れていない、取り組みができていない

2-4. <施策評価結果：構成する施策>

構成する施策	施策評価
自立と社会参加の促進	C
啓発・交流の促進	E
地域での支援の充実	B

A：想定上の効果があり進捗は良好 B：想定どおりの効果があり進捗は順調 C：一定の効果があるが、一部で進捗に遅れがある D：効果は限られ進捗に遅れがある E：効果が表れていない、取り組みができていない

3. <施策内容と主な事業>

① 自立と社会参加の促進						
施策内容	<ul style="list-style-type: none"> ●地域生活を希望する障がいのある人が、自立生活に必要な能力を身につけられるグループホームの利用や、居宅において必要な福祉サービス等を利用し自立できる生活等を支援する障がい福祉サービス等の利用を促進します。 ●障がい者の就労等にむけた情報提供や支援機関の紹介を行います。 ●障がいにより判断能力に不安のある人等が不利にならないよう権利を擁護するため、成年後見制度の利用促進に努めます。 ●相談内容が多岐にわたるため、相談支援専門員だけでは解決が難しい問題が増えており、より一層の他機関との重層的な連携を進めます。 					
施策評価 今後の方針	地域で安心した生活を継続できるよう、障がいのある人が必要とする情報を適切に提供し、自立と社会参加を促します。関係機関と連携を密にし、地域で必要とする支援の検討を進めていきます。					
事業内容	精神疾患や同居家族のケアが難しい世帯への包括的な相談が増加しており、複数の関係部署や関係機関と連携を密にし、重層的支援が必要な世帯への支援を実施するとともに、医療費や障がい福祉サービスに要する費用の経済的負担の軽減を図ります。					
主な事業	担当課	事業概要（目的、内容）	方向性			
			R6	R7	R8	重点化
相談支援事業	福祉課	障がいの種別に関わらず、障がいのある人やその家族が抱える様々な悩み・困りごとの解決に貢献します。また、重層的な支援体制により関係機関及び関係部署との連携を図ります。	↗	↗	↗	
障がい者自立支援給付事業	福祉課	障がい福祉サービス事業、自立支援医療制度の実施により、障がい者の自立に貢献します。	↗	↗	↗	
障がい者更生援護等事業	福祉課	福祉タクシー事業を継続し、障がい者及びその扶養者の経済的負担の軽減と社会活動範囲の拡大に貢献します。 ※令和6年度からは市役所や各地区公民館に出向いて申請に出来ない方のため、郵送での申請受付を開始します。	↗	→	→	
重度心身障がい児者医療費給付事業	福祉課	医療費の自己負担分を助成する本市独自制度であり、重度心身障がい児者の医療費に係る経済的負担の軽減に貢献します。	→	→	→	

② 啓発・交流の促進						
施策内容	<ul style="list-style-type: none"> ●ノーマライゼーションの理念など障がいに関する市民の正しい理解と認識を深めるため、広報紙やホームページ、パンフレット等を活用した啓発活動を推進します。 ●地域の行事や文化活動等に、障がいのある人もない人も参加しやすい環境を整え、交流の場づくりに努めます。 					
施策評価 今後の方針	地域で共に暮らす障がいのある人と障がいのない人との互いの心の隔たりをなくすため、障がいへの正しい理解を深めるための講演会等を通じて、啓発活動を行います。また、障がい者が地域の様々な場に参加しやすい環境づくりを一層進めます。					
事業内容	福祉のしおりやホームページを充実させ周知を図る。市民や各種団体からの要望があれば出前講座を行う。障がい者団体への活動支援を行う。					
主な事業	担当課	事業概要（目的、内容）	方向性			
			R6	R7	R8	重点化
補助金助成事業	福祉課	障がい者団体（橋本市身体障害者連盟、橋本市障害児者父母の会）に対し補助金を交付することで団体の障がい者福祉事業活動への支援を行います。 ※特定非営利活動法人ひきこもり支援サークルとらいあんぐるは、令和6年度から補助事業から委託事業へ	→	→	→	

③ 地域での支援の充実						
施策内容	●福祉・保健・教育等の専門機関や福祉にかかわる事業所などで構成する「橋本・伊都地域自立支援協議会」において、障がいのある人からの多様な相談に対応できる地域の仕組みづくりに取り組みます。					
施策評価 今後の方針	特定相談支援事業者が担う計画相談支援、委託相談支援事業者が担う一般的な相談支援、またこの2つのスーパーバイズの役割を持つ基幹相談センターが担う相談支援の3つの重層的な支援で、地域の体制を整えていきます。障がい者施設や事業所、民生委員児童委員、地域住民からの連絡・通報など、様々な機関が連携し、地域で課題を抱える障がいのある人の早期発見と状況把握を図ります。					
事業内容	関係機関や民生委員児童委員、地域住民等からの連絡・通報を受け、支援に関わりのある機関と連携して地域で課題を抱える障がいのある人の早期発見と状況把握を行った上で適切な支援に繋がります。					
主な事業	担当課	事業概要（目的、内容）	方向性			
			R6	R7	R8	重点化
相談支援事業	福祉課	日常生活を営む上で何らかの困りごとを抱えている障がい者への相談支援事業を継続しつつ、現状では年々増加する相談に対応しきれていない相談受理の事務的対応を強化し、重層的な支援体制により関係機関及び関係部署との連携を図ります。	↗	↗	↗	◎

【方向性】 新規：● 拡充：↗ 維持：→ 縮小：↘ 重点化事業：◎

令和 6 年度 実施計画書

1. <施策の概要>

基本目標	【Ⅲ】子どもから高齢者までともに育み学び合うまち	政策	7一人ひとりの個性が尊重され思いやりのあるまちづくり
施策項目	26 人権・平和		
実現したいまちの姿	市民一人ひとりの人権意識や平和に対する意識が高まり、ともに生き、ともに支え合う地域社会が構築されています。		
主管部局	総合政策部	関連部局	人権・男女共同推進室 文化センター 生涯学習課

2-1. <施策評価結果：目標値の達成状況>

	目標名	単位	年度	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	評価
1	「人権・平和」施策の満足度	%	目標	51	52	53	54	55	46	47	48	49	50	C
			実績	7	9	12	15	25.2						
2	人権講演会の参加者数	人	目標						500	500	500	500	500	A
			実績		1053	289	176	510						
3			目標											
			実績											
4			目標											
			実績											
5			目標											
			実績											
6			目標											
			実績											

A：進捗率100%以上 B：進捗率50%以上 C：数値が上昇しているが進捗率50%未満 D：数値が下降しており達成に遅れがある E：数値が大幅に下降(20%以上)

2-2. <施策評価結果：市民・団体・事業者などの取組み内容（協働の取組み）>

No.	役割分担	今後の方針
1	市民は、人権尊重の理念について、一人ひとりが自分自身の問題として理解を深めます。	各人権施策を推進するために、人権施策基本方針に推進行動の目標を設定し、毎年、人権尊重の社会づくり審議会で進捗状況等について協議します。また、職員によるインターネットでの差別書き込みの監視、削除要請をするモニタリングを実施し、今後も全庁的に継続的に取組みます。
2	市民は、地域における自主的な人権啓発活動に努めます。	
3	事業者は、人権に関する研修の充実など、従業員の人権意識の向上に努めます。	
4	市民・事業者・関係団体は、協働により人権に関する啓発を行い、人権啓発推進連絡協議会の活動の浸透に取り組みます。	
5		

2-3. <施策評価結果：施策全体の方針>

総合評価	施策全体の方針
B	<ul style="list-style-type: none"> 橋本市人権施策基本方針に基づいて、様々な人権課題について啓発を実施していく。 令和3年4月に施行した「橋本市部落差別の解消を推進する条例」をはじめとし、様々な人権侵害の防止や住民や各企業に対する部落差別のない社会を目指す。また、モニタリングについては、全庁的に取組、引き続き、国、県、その他関係機関と連携し取り組んでいく。更に、各事業実施の関係機関に予算なども実施可能な条件を検討します。

A：想定上の効果があり進捗は良好 B：想定どおりの効果があり進捗は順調 C：一定の効果があるが、一部で進捗に遅れがある D：効果は限られ進捗に遅れがある E：効果が表れていない、取り組みができていない

2-4. <施策評価結果：構成する施策>

構成する施策	施策評価
人権啓発活動の推進	C
人権施策を推進するための仕組みの充実	B
人権尊重のための教育・啓発と平和学習の推進	B
人権擁護のための関係機関・団体等の連携の充実	B

A：想定上の効果があり進捗は良好 B：想定どおりの効果があり進捗は順調 C：一定の効果があるが、一部で進捗に遅れがある D：効果は限られ進捗に遅れがある E：効果が表れていない、取り組みができていない

3. <施策内容と主な事業>

① 人権啓発活動の推進						
施策内容	<ul style="list-style-type: none"> ●地域社会における排除や摩擦、孤立などの問題を未然に防ぐために、それらの問題の不合理に気づき、ともに生きることのできるまちづくりを推進するための効果的な啓発 ●人権侵害の予防と早期発見、相談・支援・援助の活動のため、当事者組織、支援のための組織、支援する専門的機関（福祉・医療・教育機関など）および様々な組織によるネットワークづくりに努めます。 ●啓発物資の配布により人権啓発活動を行っていますが、啓発する場所や内容が限定的になっていることから、啓発の方法等について検討します。 					
施策評価 今後の方針	・多様な業種での各イベントに人権啓発活動ができるようにする。					
事業内容	講演会の開催や花いっぱいまちづくり事業など各種人権啓発活動のために各地区の人権啓発推進委員の地区役員に対し、支援を行う。					
主な事業	担当課	事業概要（目的、内容）	方向性			
			R6	R7	R8	重点化
人権啓発事業	人権・男女共同推進室	各地区での人権講演会や花いっぱいまちづくり事業、啓発物資の購入のために、橋本市人権啓発推進連絡協議会補助金を支給し、人権啓発活動を推進する。 また、介護施設などの事業所を訪問し人権啓発活動を実施。	→	→	→	
② 人権施策を推進するための仕組みの充実						
施策内容	<ul style="list-style-type: none"> ●人権尊重の社会づくりは市政の重要な柱と位置づけ、橋本市人権施策推進本部を核として総合的な人権施策を図ります。 ●人権施策基本方針に基づいて、様々な人権課題について啓発を実施します。 ●自分たちの地域において自分たちの人権問題に取り組むために、人権教育啓発活動を行う「人権啓発推進委員会」の活動の充実を図ります。 ●様々な人権問題に係る相談体制の充実および相談員のスキルアップを図ります。 ●企業や各団体に対して出前講座の周知を行い、利用促進を図ります。 					
施策評価 今後の方針	<ul style="list-style-type: none"> ・行動計画の進捗状況を毎年、人権尊重の社会づくり審議会を開催して、施策を積極的に推進する。 ・人権出前講座の周知・PRを行い、企業や各団体に対して人権啓発活動を実施する。 ・文化センターでの相談事業について、周知・PRを行い推進する。 					
事業内容	インターネット上の差別書き込みに対するモニタリング、橋本市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度のチラシ配布等による啓発について、市として取り組んでいく。					
主な事業	担当課	事業概要（目的、内容）	方向性			
			R6	R7	R8	重点化
モニタリング	人権・男女共同推進室	すべての人の人権が尊重される社会の実現を目指すため、インターネット上での差別書き込みについて、継続的に監視し、差別と認められる書き込みは、削除要請を実施する。	→	→	→	
人権啓発事業	人権・男女共同推進室	令和5年10月1日に施行された、「橋本市パートナーシップ・ファミリーシップの宣誓の証明に関する要綱」について、より多くの市民の理解のため、講演会開催やチラシの配布等の啓発を実施する。また、宣誓された方が利用可能となるサービスの拡充について、市内大型病院等の民間施設に働きかけを行うとともに新たなサービス拡充について人権啓発推進委員会、男女共同参画審議会などで啓発方法や内容なども含めた検討を行う。	↗	→	→	◎

③ 人権尊重のための教育・啓発と平和学習の推進

施策内容	<ul style="list-style-type: none"> ●家庭や地域社会、職場など生活のあらゆる場面において、人権尊重の心を育ていけるよう人権教育・啓発を推進します。 ●人権の意義やその重要性についての正しい知識を十分に身につけることができるよう、また平和を願う豊かな心を育み、平和の尊さが次世代に語り継がれていくよう、継続した人権教育・平和学習を学校およびその他あらゆる場面で啓発・推進します。 ●人権侵害を予防できる感性と実践力を持つことができるよう、職員研修に力を注ぎ、また参加型・体験型の研修を取り入れ、人権の担い手としての自覚と規律を高めるよう努めます。 					
施策評価 今後の方針	各地区の人権教育を、学校、地域、公民館などが一体的に取り組むよう促進し、補助内容についても実施可能な条件などを検討する。					
事業内容	各地区公民館や各小中学校で人権学習機会を設けてもらうための支援を行う。					
主な事業	担当課	事業概要（目的、内容）	方向性			
			R6	R7	R8	重点化
人権啓発市町村助成事業補助金（講師謝金等）	人権・男女共同推進室	各地区公民館や各小中学校で人権学習機会を設けてもらうため、講師謝金を支給する。	→	→	→	
人権啓発推進委員委員報償金	人権・男女共同推進室	人権啓発を推進するため、人権啓発推進委員に対し役員会等に出席した際の報償金を支給する。	→	→	→	
人権啓発物資購入	人権・男女共同推進室	啓発活動のため、講演会等で配布する啓発物資についての購入費を補助する	→	→	→	
職員人権研修	人権・男女共同推進室	職員に対する人権啓発や教育のため、人権研修会を毎年継続して行っていく。	→	→	→	

④ 人権擁護のための関係機関・団体等の連携の充実

施策内容	<ul style="list-style-type: none"> ●人権擁護委員による特設人権相談を行います。 ●「人権啓発推進委員会」、「人権擁護委員協議会」と連携し、人権啓発活動の充実および人権侵害に係る問題解決に努めます。 					
施策評価 今後の方針	関係機関連携をし、人権擁護委員と人権啓発推進委員との交流を促進し、人権活動の充実及び人権侵害に係る問題解決に務める。					
事業内容	橋本市人権擁護委員の活動として、各地区公民館等で特設人権相談を毎月開催、保育園や福祉施設に啓発物資を配布する。					
主な事業	担当課	事業概要（目的、内容）	方向性			
			R6	R7	R8	重点化
橋本人権擁護委員協議会 橋本市部会補助金	人権・男女共同推進室	啓発物資の購入や定例会の案内を送付するための通信費を橋本市人権擁護委員に支給する。	→	→	→	

【方向性】 新規：● 拡充：↗ 維持：→ 縮小：↘ 重点化事業：◎

令和 6 年度 実施計画書

1. <施策の概要>

基本目標	【Ⅲ】子どもから高齢者までともに育み学び合うまち	政策	7一人ひとりの個性が尊重され思いやりのあるまちづくり
施策項目	27 男女共同参画		
実現したいまちの姿	家庭・職場・地域等のあらゆる分野に男女が参画することができるとともに、ワーク・ライフ・バランスが実現され、誰もが個性と能力をいかすことができる社会が構築されています。		
主管部局	総合政策部	関連部局	人権・男女共同推進室

2-1. <施策評価結果：目標値の達成状況>

	目標名	単位	年度	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	評価
1	市男性職員の育児休業取得者の割合	%	目標						20	23	25	25	25	B
			実績			9.4	17.2							
2	審議会等における女性の割合	%	目標						35	36	38	40	40	B
			実績	18.4	20	24.7	25	30.7						
3	「男女共同参画」施策の満足度	%	目標						30	35	40	45	50	B
			実績	5	8	11	11	17.7						
4			目標											
			実績											
5			目標											
			実績											
6			目標											
			実績											

A：進捗率100%以上 B：進捗率50%以上 C：数値が上昇しているが進捗率50%未満 D：数値が下降しており達成に遅れがある E：数値が大幅に下降(20%以上)

2-2. <施策評価結果：市民・団体・事業者などの取組み内容（協働の取組み）>

No.	役割分担	今後の方針
1	市民・事業者・関係団体は、男性も女性もお互いを尊重し、責任も分かち合い、その個性や能力を十分に発揮できるよう努めます。	女性人材リストへの登録が進まないため、広報等を更に行う。・女性相談の相談件数の増加を図るため、様々な場で啓発周知等を行う。新規登録の女性相談員のレベルアップを図る。デートDV防止授業の対象のクラスや学校数を増やす。
2	事業者・関係団体は、男女がともに働きやすい環境づくりに努めます。	
3	関係団体は、行政と連携のもと、まちづくりの様々な事業において男女の平等な参画を促進します。	
4		
5		

2-3. <施策評価結果：施策全体の方針>

総合評価	施策全体の方針
B	第3次男女共同参画計画に基づき、固定的な性別役割分担意識を解消し、市民が性別に関わりなく多様な生き方を選択でき、お互いを尊重し認め合う意識を醸成するため男女共同参画に関する認識を深められるよう様々な機会を設けます。また、その機会へ女性が参加しやすい方法の検討や意思決定・方針決定過程へ参画できるように環境整備を進めます。

A：想定上の効果があり進捗は良好 B：想定どおりの効果があり進捗は順調 C：一定の効果があるが、一部で進捗に遅れがある D：効果は限られ進捗に遅れがある E：効果が表れていない、取り組みができていない

2-4. <施策評価結果：構成する施策>

構成する施策	施策評価
人権の尊重と男女共同参画に向けた基盤の整備	B
男女がともに活躍できる環境づくり	B
安全・安心な暮らしの実現	B

A：想定上の効果があり進捗は良好 B：想定どおりの効果があり進捗は順調 C：一定の効果があるが、一部で進捗に遅れがある D：効果は限られ進捗に遅れがある E：効果が表れていない、取り組みができていない

3. <施策内容と主な事業>

① 人権の尊重と男女共同参画に向けた基盤の整備

施策内容	<ul style="list-style-type: none"> ●男女平等のもとに男女共同参画を進めていくために、性別にとらわれることなく、それぞれの個性と能力を発揮していく男女共同参画の意識を高め、教育と啓発に取り組みます。 ●多様な性のあり方について認め合い個人の生き方を尊重できるように、性的少数者に関する正しい知識や理解を深めるための啓発、パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度の周知・啓発を推進します。 					
施策評価 今後の方針	様々な機会を通して分かりやすい広報・啓発活動を行います。また、多様性を認め合う意識が醸成されるよう地域、学校、研修会などで男女共同参画を進める教育・学習を推進する。					
事業内容	パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度の啓発を行う。 橋本市男女共同参画計画を実行性の高いものとするため、進捗管理等を行う。					
主な事業	担当課	事業概要（目的、内容）	方向性			
			R6	R7	R8	重点化
啓発事業	人権・男女共同推進室	性的少数者に対する正しい知識と理解を深めるため、パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度などについて、ホームページをはじめとする様々な媒体、講演会等の開催により制度の周知・啓発を行う。	↗	→	→	
第3次橋本市男女共同参画計画の進捗管理	人権・男女共同推進室	男女共同参画を推進していくため、策定済の第3次橋本市男女共同参画計画について、毎年度進捗状況の確認・評価を行い、施策内容の検証及び効果的な進捗管理を行う。 令和5年度の進捗状況の評価では、実際の進捗状況に対し過大評価にならないように、評価方法を見直した。	→	→	→	

② 男女がともに活躍できる環境づくり

施策内容	<ul style="list-style-type: none"> ●労働や行政、地域・市民活動など、あらゆる分野で男女共同参画を進めていくために、性別にとらわれることなく男女がともに参加しやすい環境の構築に努めます。 ●家庭内での固定的な役割分担意識の解消を図るとともに、仕事を優先した生活を見直し、育児・介護休業などの制度を活用して、男女がともに家事・育児・介護などに参加し、ワーク・ライフ・バランスについての認識を深めるための啓発を進めます。 ●審議会などの女性委員登用を促進するため、公募枠などを設けるなどの工夫を進めます。 					
施策評価 今後の方針	男性職員の育児休業取得向上を促し、市民向けにワークライフバランスの研修、講演会を開催し、啓発をする。また、審議会等の女性委員の公募枠を設けるなどの工夫に努める。					
事業内容	男女がともに活躍できる環境づくりのため、ワークライフバランス講演会を開催し、講師謝金を負担する。 女性人材リストへの登録募集について、登録を促進するため各種団体等に働きかけを行う。					
主な事業	担当課	事業概要（目的、内容）	方向性			
			R6	R7	R8	重点化
ワークライフバランス講演会の開催	人権・男女共同推進室	男女がともに活躍できる環境づくりを推進するために、ワークライフバランス講演会を開催し、講師謝金等を負担する。 また参加者数を増やすため、休日の開催やWEB配信などの方法を検討する。	→	→	→	
女性人材リストへの登録募集	人権・男女共同推進室	女性委員の割合向上のため、市の広報紙やホームページに女性の人材リストの募集についてを掲載し、広報する。 また人材リストの登録者数を増やすため、ボランティア団体や人権啓発推進委員、女性相談員、生命保険会社等の民間企業等に働きかけを行う。更に、庁内で人材リストの情報を共有し、その中から各審議会委員への委嘱し、女性委員の割合向上につなげる。	↗	→	→	◎

③ 安全安心な暮らしの実現						
施策内容	<ul style="list-style-type: none"> ●DV被害が潜在化しないよう、市の窓口業務や医療機関などの関係機関でDVを早期に発見するとともに、DV被害者支援ネットワークの構築と、被害者の安全確保と自立にむけた保護・支援に努めます。 ●DVに関する正しい知識を身につけるとともに、身近なDV被害者の早期発見・早期対応のため、DV根絶にむけた啓発に取り組みます。また、デートDV（恋人間でのDV）を防止するための啓発を推進します。 ●それぞれの生きる意欲や生活する意欲を高め、経済的な自立や生活の自立にむけての力を育んでいくためのエンパワメントへの支援に取り組みます。 ●女性電話相談員のスキルアップのための事例検討会の開催や女性電話相談事業の周知等を図ります。 					
施策評価 今後の方針	関係各課の連携強化を図るため、連携会議を引き続き行う。また、令和4年度についてはデートDV防止授業を全中学校5校で実施したため、今後も継続が重要である。					
事業内容	担当課職員等の講師による市内中学校でのDV防止授業による啓発や、女性相談員への報償費支給により女性相談事業の充実を図る。					
主な事業	担当課	事業概要（目的、内容）	方向性			
			R6	R7	R8	重点化
女性電話相談事業	人権・男女共同推進室	女性が抱える様々な問題について、悩みを相談することができる女性電話相談事業の拡充のため、相談員の報償費を支給する。 また令和5年度にて、相談事業の充実のために橋本市公式LINEによる相談予約を開始した。	→	→	→	
啓発事業	人権・男女共同推進室	DV根絶に向けた啓発のため、担当課職員等を講師とした市内中学校でのDV防止授業について継続して実施する。	→	→	→	

【方向性】 新規：● 拡充：↗ 維持：→ 縮小：↘ 重点化事業：◎

令和 6 年度 実施計画書

1. <施策の概要>

基本目標	【Ⅲ】子どもから高齢者までともに育み学び合うまち	政策	8妊娠・出産、子育てから教育まで切れ目のない支援とそれを支える社会づくり		
施策項目	28 出産・子育て環境				
実現したいまちの姿	子育て世代包括支援センター（ハートブリッジ）を核とした、妊娠期から将来を見通した支援体制が構築されており、早期からの支援と安心して子育てできる環境が実現しています。また、より質の高い幼児期の教育・保育の総合的な提供が行われ、次代の社会を担う子どもたちを地域ぐるみで育てていくことのできる社会の構築が進んでいます。				
主管部局	健康福祉部	関連部局	子育て世代包括支援センター	こども課	教育総務課、生活環境課

2-1. <施策評価結果：目標値の達成状況>

	目標名	単位	年度	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	評価
1	4～5か月児健康診査受診率	%	目標	99.6	99.7	99.8	99.9	100	100	100	100	100	100	B
			実績	98.1	95.9	96.5	99.4	98.8						
2	待機児童数	人	目標	-	-	-	-	0	0	0	0	0	0	A
			実績	0	0	0	0	0						
3	子育て支援センター年間参加数	組	目標	12100	12200	12300	12400	12500	12600	12700	12700	12700	12700	B
			実績	11457	10470	8799	8372	9191						
4			目標											
			実績											
5			目標											
			実績											
6			目標											
			実績											

A：進捗率100%以上 B：進捗率50%以上 C：数値が上昇しているが進捗率50%未満 D：数値が下降しており達成に遅れがある E：数値が大幅に下降（20%以上）

2-2. <施策評価結果：市民・団体・事業者などの取組み内容（協働の取組み）>

No.	役割分担	今後の方針
1	事業者は、関係機関と連携を図りながら、子育て支援センターの運営にあたります。	子育て家庭が地域で孤立しないよう、家庭や地域、企業、学校、子育て支援センター等がそれぞれの機能を発揮し、連携を強化するとともに、身近な地域における子育て支援センターの拡充に努める。
2	事業者・関係団体は、行政と一体となって育児支援を実施できる体制づくりを進めます。	
3		
4		
5		

2-3. <施策評価結果：施策全体の方針>

総合評価	施策全体の方針
A	今後も子育てに関する総合相談窓口としての子育て世代包括支援センターと子育て支援センターとで連携しながら、地域を始めた関係各機関と共に、妊娠から子育てまで切れ目のない支援ができる仕組みづくりを行っていく。保育施設やサービスについてもニーズに応じた充実に努め、安心して子育てできる保育環境の整備に取り組む。

A：想定上の効果があり進捗は良好 B：想定どおりの効果があり進捗は順調 C：一定の効果があるが、一部で進捗に遅れがある D：効果は限られ進捗に遅れがある E：効果が表れていない、取り組みができていない

2-4. <施策評価結果：構成する施策>

構成する施策	施策評価
母子保健事業の充実	A
保育施設及び多様な保育サービスの充実	A
安心して子育てできる支援体制の充実	A

A：想定上の効果があり進捗は良好 B：想定どおりの効果があり進捗は順調 C：一定の効果があるが、一部で進捗に遅れがある D：効果は限られ進捗に遅れがある E：効果が表れていない、取り組みができていない

3. <施策内容と主な事業>

① 母子保健事業の充実

施策内容	<ul style="list-style-type: none"> ●「妊娠の届出」には必ず保健師が対応し、様々な不安に対応するとともに、出産後も専門職による訪問やサービスの提供につなげるなど、産前産後の様々な支援を行います。 ●子育てに関する不安を解消するために各種健診、相談、教室、訪問などを通じて、子育てに関する情報の周知や仲間づくりに努めます。 ●ホームページ「子育て情報サイト はびもと」やLINE 配信など様々な媒体を通じた情報発信を推進し、交流の場等へつながりにくい親子の参加を促します。 ●自己肯定感を育む、自分の気持ちや身体を大切にすることでなく、他者を大切にするという、人として大切なことを教育との連携の中で育てていきます。 ●子育て世代の保護者を孤立させないよう社会全体で子どもの健やかな成長を見守り安心して生み育てることができるような地域づくりを関係機関とも連携して取り組みます。 					
施策評価 今後の方針	関係機関や関係団体等との連携はもちろん大切であるが、今後も、民生委員や身近な市民を含めた様々な機関との連携を強化し、気づいたらすぐに知らせてもらえるような支援体制の構築に努める。また、里親やショートステイ等地域資源の開拓についても啓発していく必要がある。					
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ●妊娠早期からの支援につなげるために「妊娠の届出」時の専門職による個別面談（伴走型支援）および出産子育て応援給付金（経済的支援）の支給を行い、個々に応じた支援に繋げる。 ●各種母子保健事業を通じて安心して子育てできるよう支援するために、専門職による相談および関係機関との連携による支援の充実を図る。 ●子育てに役立つ情報をよりわかりやすく伝えるために、情報発信の内容を充実させる 					
主な事業	担当課	事業概要（目的、内容）	方向性			
			R6	R7	R8	重点化
妊娠期からの切れ目のない支援	子育て世代包括支援センター	令和5年2月から実施の『出産・子育て応援給付金』や令和5年8月実施の『すくすく授乳相談』に取り組み、妊娠・出産、子育て期の母と子の健康管理や、専門職の面談を通じて情報提供を行い、安心して子育てできる環境づくりの充実強化に努めています。令和6年度からは、子育てに関わる民間団体と支援体制を強化し、市民の皆さんがより安心して子育てできるよう取り組みます。	→	→	→	
妊産婦アクセス支援事業	子育て世代包括支援センター	自宅又は里帰り先から分娩可能な医療機関までの距離が遠く、妊産婦の心身及び経済的負担が大きいことから、健康診査や出産に係る交通費や宿泊費の負担軽減を図ることにより、地域において安心して妊娠及び出産ができる環境づくりを支援することを目的とする。 対象としては、①自宅から最寄りの分娩取扱施設までの距離が20Km以上となる妊産婦②ハイリスク妊娠、分娩に相当する疾患を有するため、特定の分娩取扱施設に通院せざるを得ない妊産婦で自宅から当該医療機関までの距離が20Km以上となる妊産婦とし、経費については、健康診査及び診療、出産のために通院又は入院するために負担した交通費を助成するものです。	●	→	→	
新生児聴覚検査費助成事業	子育て世代包括支援センター	聴覚障害は、早期に発見され適切な支援が行われた場合には、聴覚障害による音声言語発達等への影響が最小限に抑えられることから、その早期発見・早期療育を図るために新生児に対して実施する検査です。新生児聴覚検査には、おおむね生後3日以内に実施する「初回検査」と、初回検査において要再検であった児を対象として、おおむね生後1週間以内に実施する「精密検査」がありますが、今回行う助成は「初回検査」への経済的負担の軽減を目的に実施するものです。	●	→	→	◎
多胎妊婦健康診査費助成事業	子育て世代包括支援センター	多胎妊娠は、単体の妊娠に比べ頻回の妊婦健康診査が必要であることから、多胎妊娠の妊婦健康診査費の一部を追加助成することで、妊婦の経済的負担の軽減と妊婦及び胎児の健康管理の向上を図ることを目的に実施するものです。	●	→	→	◎
妊婦歯科検診の助成	子育て世代包括支援センター	妊娠中に、虫歯菌や歯周病菌が口から体内に入り込んでしまうと妊娠37週末満で出産してしまう早産や、新生児の体重が2500g未満に満たない低体重児出産を引き起こす可能性があります。また、母親に虫歯菌があると、唾液を介して感染してしまう恐れもあります。そのため、赤ちゃんが生まれてくる前に、一緒に生活する大人たちの虫歯も治療しておくことが大切になることから、妊娠安定期に入った時期に歯科検診を実施する際の助成を行います。本検診の助成については市単独事業となり、事業費も市町村によりまちまちになっています。そのため、実施に向けての市と歯科医師会との調整および、伊都郡内の他町との調整も必要となります。今の人員体制では手が回らない状況のため、段階的に進めていきたいと考えています。				●

② 保育施設及び多様な保育サービスの充実

施策内容	<ul style="list-style-type: none"> ●子育て支援センターと地域の子育てサークルが連携し、子育てや親育ちの学びの場を拡大するとともに、こうした場につながりにくい親子の参加を促していきます。 ●認定こども園等の保育環境の整備を図ります。 ●0歳児・1歳児の保育受入れ枠の充実を図ります。 ●発達支援保育の充実を図ります。 					
施策評価 今後の方針	子育て家庭が地域で孤立しないよう、家庭や地域、企業、学校、子育て支援センター等がそれぞれの機能を発揮し、連携を強化するとともに、身近な地域における子育て支援センターの拡充に努める。また、ホームページ「子育て情報サイト はびもと」やLINE配信など様々な媒体を通じた情報発信を推進し、交流の場等へつながりにくい親子の参加を促していく。 (仮称)紀見こども園の整備計画は着実に進めていく。					
事業内容	令和7年4月の開園に向け、市内9か所目の子育て支援センターを併設した(仮称)紀見こども園の整備を進めていくとともに、子どもを安心して育てることができる環境整備を行うために、保育充実促進事業等を実施していく。					
主な事業	担当課	事業概要(目的、内容)	方向性			
			R6	R7	R8	重点化
(仮称)紀見こども園整備事業	こども課	幼保連携型認定こども園：(仮称)紀見こども園の施設整備を行う。 令和7年4月開園予定とし、令和4年度で解体実施設計、令和5年度で新築実施設計、旧柱本幼稚園解体工事、駐車場整備造成工事、令和6年度に新築工事監理、新築工事及び駐車場整備工事を実施する。 施設概要：延床面積 1044㎡ S造 2階建 定員63(保54・幼9)	↑	↓		
第3期子ども子育て支援事業計画策定事業	こども課	橋本市の子どもを取り巻く現状や第2期計画の進捗状況を確認・検証し、すべての子どもが健やかに育ち、安心して子どもを産み育てることができるよう、子ども・子育て支援法第61条に基づき、第3期橋本市子ども・子育て支援事業計画の策定を行う。 令和5年度で子育て支援サービスの利用状況やニーズ調査を行い、令和6年度で第3期計画の策定を行う。	●	↓		
保育対策総合支援事業	こども課	本市の多様な保育需要に対応し、保育の受皿拡大に必要な措置を総合的に講ずることで、子どもを安心して育てることができる環境整備を行う。 ①保育環境の向上等を図るため、老朽化した備品の購入や設備の更新及び改修等に対し補助する。【継続】	→	→	→	
保育充実促進事業	こども課	本市における、保育士の確保及び保育士の就業継続を総合的に支援する。 ①1歳児保育の質の向上を図るため、保育士の加配に対し補助を行う。(既存事業) ②発達支援を必要とする乳幼児を保育するため、市で定める配置基準で保育士を配置した場合の保育士人件費を補助する。(既存事業) ③食物アレルギーを有する子どもを受け入れた場合、アレルギー対応保育士等の加配雇用の支援を行う。(既存事業) ④新規採用の保育士に対し、市内の保育所等に就職した場合に月2万円(市：1万円、事業者1万円)の補助を行う。(継続事業)	→	→	→	

③ 安心して子育てできる支援体制の充実

施策内容	<ul style="list-style-type: none"> ●地域で親子を孤立させないよう、民生委員児童委員や母子保健推進員等と連携し、子育て教室の開催や訪問・見守り活動の充実を図ります。 ●民生委員児童委員や身近な市民を含めた様々な機関との連携を強化し、虐待等について気づいたらすぐに知らせてもらえるような支援体制の構築に努めます。 ●子育て支援センターと地区公民館や児童館等が連携し、地域の同世代の親や、世代を超えた人々が交流する機会を設け、地域のつながりを育て、地域コミュニティづくりを推進します。 ●転入の家庭については情報やかかわりが少なく支援が途絶えてしまう恐れがあることから、関係機関と連携し、把握に努め、情報提供等に取り組みます。 ●児童の養育が一時的に困難な場合に利用できる制度を推進します。 ●妊娠期から子育て期（18歳まで）を対象に、子育て世代包括支援センター（ハートブリッジ）を核として幅広い相談に的確に対応し、早期から切れ目のない支援を行う体制の構築に努めます。 ●老朽化の進む学童保育施設については建て直しも検討するなど、安心して利用できる学童保育の支援・整備に努めます。 ●希望のある世帯に紙おむつごみの戸別収集を実施するとともに、各種健診・相談時に本制度の周知を行います。 					
施策評価 今後の方針	今後も関係課・関係機関との連携を密にして、支援の必要な家庭の掘り起こしを行う。産後ケア事業の周知等、必要なサービスについて市ホームページおよび、健診や相談等で対象者に周知し、早期の支援に繋げるようにする。 【学童保育】令和4年度は、柱本地区学童保育所を校舎内に移設する予定である。今後については、各地域ごとの利用者数の推移を確認し、学童の実施場所について、関係各所と協議をし、老朽化の進む施設については、建て直しも検討していく。					
事業内容	市の財政状況を鑑み、学童保育運営団体に対する運営補助金を、国の基準額より低い基準で交付していたが、財政状況が回復したことにより、令和6年度より、国の基準と同額を交付する。 老朽化の進む学童保育施設については建て直しを検討するなど、安心して利用できる学童保育の支援・整備に努める。具体的には令和6～7年度にかけて、応其学童保育所の建て替えを進める。（教育総務課） 市は保育園・こども園の管理運営、支給認定と入園受付、審査選考、入園決定、保育料算定及び広域保育の連携などを行う。（こども課） <ul style="list-style-type: none"> ●安心して子育てできる支援体制の充実や地域づくりを図るため、今ある支援体制をさらに充実させる。 ●情報発信は、効果的に市民が必要な情報を入手できるようアプリの導入や委託等の検討を行う。（子育て世代包括支援センター） 					
主な事業	担当課	事業概要（目的、内容）	方向性			
			R6	R7	R8	重点化
紙おむつ用ごみ袋給付事業	生活環境課	出産時に、使用済み紙おむつ排出用のごみ袋として、バイオプラを含んだ臭気対策の指定袋を給付。乳幼児のいる世帯を支援できている。	→	→	→	
放課後児童健全育成事業	教育総務課	・子育て世帯への支援体制を充実させるために、学童保育団体へ、国の補助制度に基づく、運営補助金を交付します。 ・老朽化した施設の修繕や建て替えを行います。具体的には、老朽化した応其地区学童保育所を新しく新設するため、令和7年度に設計を行い、令和8年度に新設予定。	→	↗	↗	
ファミリーサポートセンター事業	こども課	子育て家庭を対象に、育児の援助を受けたい方と援助を行いたい方が会員となり、地域で子育てを支え助け合う制度で、橋本市がNPO法人に委託して実施している。委託されたNPO法人は、両者を実際に合わせてコーディネートをする役割を担っている。	→	→	→	
保育所総務事業	こども課	公立保育園の管理運営、支給認定と入園受付、審査選考、入園決定、保育料算定及び広域保育の連携などを行う。	→	→	→	
私立保育園運営補助事業	こども課	私立保育園3園の保育環境の改善や安全を確保するとともに、児童を保育し、健全な育成を図り、保護者が安心して就労できる環境を提供する。	→	→	→	
子育て支援センター事業	こども課	子育て中の親が孤立せずに子育てができるよう、地域全体で子育てを支援する基盤の形成を図るため、市内8か所で子育て支援センターが運営されている。 令和7年度の（仮称）紀見こども園の開園に合わせて、市内9か所目の子育て支援センターを開設する予定となっている。	→	●	→	
妊娠期から18歳までの相談支援（DV・虐待対応を含む）	子育て世代包括支援センター	子育てに関するあらゆる相談の窓口となり、必要に応じて関係各課・関係機関へ繋ぎ、支援が途切れないよう取り組んできましたが、相談件数が年々増加してきています。 今後も支援が滞りなく行えるよう人員を含めた体制を強化します。	→	→	→	◎
地域における見守り強化事業	子育て世代包括支援センター	子どもに関わる全ての関係課・関係機関と連携を強化し、安心して子育てできるよう市民協働のまちづくりを推進していきます。そのために、支援機関とのネットワークを毎年少しずつ広げ、最終的には、R8年度で協議会の開催に繋げていきたいと考えます。	→	→	●	
情報発信の充実	子育て世代包括支援センター	現在、子育てに関する情報発信としては、広報、ホームページ、はぴもと、ライン、SNS等があるが、情報発信方法に課題があり、わかりやすい情報発信には至っていない。 必要な情報が、速やかに市民に届くよう情報発信方法を毎年改善していきます。	↗	→	→	

【方向性】 新規：● 拡充：↗ 維持：→ 縮小：↘ 重点化事業：◎

令和 6 年度 実施計画書

1. <施策の概要>

基本目標	【Ⅲ】子どもから高齢者までともに育み学び合うまち	政策	8妊娠・出産、子育てから教育まで切れ目のない支援とそれを支える社会づくり
施策項目	29 子ども・家庭		
実現したいまちの姿	子どもや女性、障がいのある方等社会的弱者の人権が守られ、すべての子どもたちが心身ともに健やかに成長していただける支援体制が整っています。児童虐待やヤングケアラーを発見した場合、速やかに適切な対応を行い、また、児童虐待に至る前においても、教育福祉の連携のもとで早期に対応ができ、子どもたちが健やかに成長することができるようになっています。		
主管部局	健康福祉部	関連部局	子育て世代包括支援センター こども課

2-1. <施策評価結果：目標値の達成状況>

	目標名	単位	年度	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	評価
1	ひとり親就労支援相談件数（年間）	件	目標	15	17	18	19	20	40	45	50	55	59	E
			実績	42	13	6	23	6						
2	のびのび教室利用児数（延人数）	人	目標	4860	4870	4880	4890	4900	4910	4920	4920	4920	4920	B
			実績	4179	3838	3224	2623	2874						
3			目標											
			実績											
4			目標											
			実績											
5			目標											
			実績											
6			目標											
			実績											

A：進捗率100%以上 B：進捗率50%以上 C：数値が上昇しているが進捗率50%未満 D：数値が下降しており達成に遅れがある E：数値が大幅に下降(20%以上)

2-2. <施策評価結果：市民・団体・事業者などの取組み内容（協働の取組み）>

No.	役割分担	今後の方針
1	事業者・関係団体は、子どもの健全な発達・成長のために支援・協力を進めます。	現状の事業を維持しつつ、子育て短期支援事業をレスパイトの目的で利用できるように、里親事業の推進を行う。
2		
3		
4		
5		

2-3. <施策評価結果：施策全体の方針>

総合評価	施策全体の方針
A	社会保障制度の拡充を国や県へ強く要請していくとともに、支援者個々の相談・支援能力の向上に努めながら地域資源を発掘し、総合的かつ継続的な支援の充実に努める。

A：想定上の効果があり進捗は良好 B：想定どおりの効果があり進捗は順調 C：一定の効果があるが、一部で進捗に遅れがある D：効果は限られ進捗に遅れがある E：効果が表れていない、取り組みができていない

2-4. <施策評価結果：構成する施策>

構成する施策	施策評価
発達に心配のある子どもへの総合的かつ継続的な支援の推進	A
児童虐待防止の推進	A
子育て家庭の経済的負担の軽減	A

A：想定上の効果があり進捗は良好 B：想定どおりの効果があり進捗は順調 C：一定の効果があるが、一部で進捗に遅れがある D：効果は限られ進捗に遅れがある E：効果が表れていない、取り組みができていない

3. <施策内容と主な事業>

① 発達に心配のある子どもへの総合的かつ継続的な支援の推進

施策内容	<ul style="list-style-type: none"> ●学童期の発達相談事業が、必要な時期に必要なタイミングで実施できる体制を構築します。 ●母子保健・児童福祉・学校教育・障がい児分野にまたがる子どもの障がいの早期発見、早期対応（保育・教育）、障がい受容と制度利用について、保健・医療・福祉・教育等の関係課・機関が連携し支援体制のネットワークづくりの充実に努めます。 ●子育て世代包括支援センター（ハートブリッジ）では、子どもの成長や学校生活における悩みの相談を受け、必要な支援につなげます。 						
施策評価 今後の方針	乳幼児期から就学後まで一貫して支援することができるよう、子育て世代包括支援センターに配置されている発達相談員が中心となり、総合的かつ継続的な支援体制構築に努める。						
事業内容	市は保護者、関係者が児童の発達や障がいの状況を共有し、健やかに発達していけるよう環境を整え支援するため、児童発達支援事業所「たんぼぼ園」を運営するとともに、1歳8か月健康診査で、発達支援のためのフォローが必要とされた親子の通室教室として、「のびのび教室」を開催する。（こども課） 発達に心配のある子どもへの総合的かつ継続的な支援を推進するため、乳幼児期からの健診後のフォロー体制を強化するとともに、就学後も継続的に相談に応じられるよう情報発信の充実に努める。さらに、小学校におけるスクリーニング検査事業を見直し、体制を充実させる。（子育て世代包括支援センター）						
主な事業	担当課	事業概要（目的、内容）	方向性				
			R6	R7	R8	重点化	
児童発達支援事業所及びセンターにおける「おむつ」補助事業	こども課	橋本市立たんぼぼ園及び社会福祉法人桃郷会つくしんぼ園は、発達に心配のある子どもに対し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活の適応訓練を「療育」として、保育を実施しているところですが、中には、発達の状況によりトイレトレーニングの時期が遅くなり、おむつの消費がかさむ家庭も少なくないことから、橋本市在住の該当家庭に対し経済的負担軽減のため、おむつの配布を行う。	●	→	→	◎	
たんぼぼ園における延長保育事業	こども課	橋本市立たんぼぼ園の保育時間は、午前9時から午後3時半までと短く、共働き家庭には「療育」をあきらめざるを得ない現状があります。療育園での保育時間は、発達に課題を抱える児童のストレスや家庭保育の重要性などを考えて、より良い設定をしているところですが、共働き世帯が増えている昨今の情勢を踏まえて、「橋本市立たんぼぼ園」において延長保育事業を実施する。	●	→	→	◎	
たんぼぼ園管理運営事業	こども課	児童の発達を助長し、発達を保障するとともに、施設の適正管理と安全性の確保を行う保護者、関係者が児童の発達や障がいの状況を共有し、健やかに発達していけるよう環境を整え支援する。	→	→	→		
のびのび保育事業	こども課	1歳8か月健診事後指導で勧奨され、申請のあった親子の通室事業であり、子どもの育ちや保護者の学びを支援する。	→	→	→		
発達相談事業	子育て世代包括支援センター	発達相談事業とは、乳幼児健診や保育・療育の現場において、聴き取りや観察、発達検査の結果をもとに発達相談を行い、その子どもの発達を保障していくために必要な生活及び保育・療育・教育上の留意点などを助言・指導することです。子どもだけでなく、保護者を含めた子どもに関わる全ての人が、豊かな自己実現を行えることができるよう工夫する・スクリーニング導入校への派遣を徐々に増やす等、事業の充実に取り組みます。	↗	→	→	◎	
スクリーニング検査の導入	子育て世代包括支援センター	年に2・3回担任や養護教諭、管理職等が児童の状況を学習面や学校生活、発達面、家庭の養育状況等、様々な側面からスクリーニングシートにチェックすることで点数化し、多角的に児童の状況を把握することで、より早期に支援の必要な児童を把握するすることができます。支援の必要性のある児童については、保健・福祉関係機関と連携し、議論の機会を設けることで、支援の幅が広がり、学校だけで抱えることなく、先生方の負担も軽減することが可能となります。現在、本事業の実施校が小学校14校のうち5校となっていますので、年々実施校を増やし、最終的には全小学校に広げ、支援の充実強化に努めます。	↗	↗	↗	◎	

② 児童虐待防止の推進						
施策内容	<ul style="list-style-type: none"> ●複合的な課題のある家庭が増加しているため、児童虐待防止の観点からも、高齢者・障がい分野とともに連携し、重層的支援体制の構築に努めます。 ●ヤングケアラーについての啓発と実態把握に努めるとともに、教職員の研修等を通じて、課題解決に取り組みます。 ●子ども家庭総合支援拠点と子育て世代包括支援センターが一体となったこども家庭センターを立ち上げ、それぞれの専門性をいかし連携・協力のもと一体的な支援ができるよう相談体制を強化します。 ●教育福祉の連携体制を整備します。 					
施策評価 今後の方針	課題の多い家庭が増加しているため、児童虐待防止の観点からも、高齢者・障がい分野と共に連携し、重層的支援体制の構築に努める。また、『ヤングケアラー支援』のための啓発や実態調査等を実施し、LINEによる相談体制を確立した。しかし、自ら相談に来ることは殆どないことから、まずは、身近な相談相手となる教職員に対して研修を行うこととする。					
事業内容	相談業務の質の向上を図るため、スーパーバイズしてくれる専門職の支援を依頼する。重層的支援体制の構築を図るため、関係者への啓発事業および人員体制についての充実を行う。					
主な事業	担当課	事業概要（目的、内容）	方向性			
			R6	R7	R8	重点化
こども家庭センターとしての相談、支援事業	子育て世代包括支援センター	妊娠期から18歳までのあらゆる相談業務に対応しています。そのため、相談件数は、年々増加し、相談内容も複雑になってきています。必要なサービスに繋ぎ、支援が途切れないようにするためには、相談者にしっかり寄り添いサービスに繋ぐシステムの構築が必要となります。今後も、ますます相談件数の増加が見込まれることから、職員の資質向上のための研修の充実や、人員を含めた体制の強化が必要となります。	→	↗	→	◎
ヤングケアラー支援体制の構築	子育て世代包括支援センター	ヤングケアラーとは、『本来大人が担うと想定されているような家事や家族の世話などを日常的に行っていることで、負担を抱える、もしくは、子どもの権利が侵害されている可能性がある18歳未満の子ども』のことを言います。その子ども達が、権利を侵害されることなく安心して生活できるような体制を構築するため、学校教職員へのアンケート調査の実施、LINEの開設、コーディネーターの設置、市内全小中学校教職員向け研修の実施、家事・育児サービスの導入を行ってきました。今後も、早期発見の取り組みはもちろん、関係機関（地域の見守り強化を含む）への啓発や、家事・育児サービスの導入がしやすくなるよう検討を行い、多角的に支援を行えるよう体制を整備していきます。	↗	→	→	◎

③ 子育て家庭の経済的負担の軽減						
施策内容	<ul style="list-style-type: none"> ●子育て家庭の経済的負担の軽減にむけて、安定した就労につなげるために受給できる手当や給付金、貸付け等の制度の紹介や、未就労の親に対し、求職活動の支援や資格取得、講座情報の提供など、就労支援の取組みを推進します。 ●出産・子育てへと続く最初のステップである、結婚による新生活開始に伴う経済的負担を軽減するための支援を行います。 					
施策評価 今後の方針	子育て家庭における経済的な負担の軽減のため、関連する社会保障制度の拡充を国や県へ強く要請するとともに、各種支援の充実に努める。今後も子育て世帯の就業と子育ての両立を支援する環境を整えていく。					
事業内容	市は乳幼児・子ども医療助成など児童の健康の保持・増進に向けた経済的支援、児童手当・児童扶養手当の給付、ひとり親家庭医療助成事業など生活基盤を確保するための支援及び母子・父子自立支援員による就労支援など子育て家庭への各種支援を行う。					
主な事業	担当課	事業概要（目的、内容）	方向性			
			R6	R7	R8	重点化
児童手当支給事業	こども課	子ども・子育て支援法(平成二十四年法律第六十五号)第七条第一項に規定する子ども・子育て支援の適切な実施を図るため、父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、児童を養育している者に児童手当を支給することにより、家庭等における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健やかな成長に資することを目的とします。	→	→	→	
子ども医療費助成事業	こども課	小学校就学から18歳（18歳に達する日以後の最初の3月31日）までの間にある子に係る医療費の一部をその保護者等に支給することにより、子どもの健康の保持及び増進に寄与し、もって福祉の向上を図ることを目的とします。	→	→	→	
ひとり親家庭支援事業	こども課	ひとり親家庭医療制度をはじめとする各種給付や就労のための支援を行い、ひとり親家庭の経済的安定と自立を促進します。	→	→	→	
乳幼児医療費助成事業	こども課	乳幼児に係る医療費の一部をその保護者に支給することにより、乳幼児の健康の保持及び増進に寄与し、もって児童の福祉の向上を図ります。	→	→	→	

【方向性】 新規：● 拡充：↗ 維持：→ 縮小：↘ 重点化事業：◎

令和 6 年度 実施計画書

1. <施策の概要>

基本目標	【Ⅲ】子どもから高齢者までともに育み学び合うまち	政策	8妊娠・出産、子育てから教育まで切れ目のない支援とそれを支える社会づくり
施策項目	30 地域・家庭・学校・行政の連携		
実現したいまちの姿	子どもの豊かな成長のために、地域の様々な知識や多彩な経験を持つ人々の力を活用し、学校を核とする子育ての取組みが構築されているとともに、この取組みを通じて地域の将来を担う人材が育成され、持続発展可能な地域社会となっています。また、地域家庭、学校そして行政が連携、協働することで、子どもと大人のつながりやふれあいが深まった地域となっています。		
主管部局	教育委員会事務局	関連部局	学校教育課 生涯学習課、子育て世代包括支援センター、家庭教育支援室

2-1. <施策評価結果：目標値の達成状況>

	目標名	単位	年度	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	評価
1	共育コミュニティ本部の設置	地区	目標	5	6	7	7	7	7	7	7	7	7	A
			実績	7	7	7	7	7						
2	学校プラットフォーム化の実施率	%	目標	20	30	40	60	80	80	90	100	100	100	C
			実績	10	26	26	32	32						
3			目標											
			実績											
4			目標											
			実績											
5			目標											
			実績											
6			目標											
			実績											

A：進捗率100%以上 B：進捗率50%以上 C：数値が上昇しているが進捗率50%未満 D：数値が下降しており達成に遅れがある E：数値が大幅に下降(20%以上)

2-2. <施策評価結果：市民・団体・事業者などの取組み内容（協働の取組み）>

No.	役割分担	今後の方針
1	関係団体は、学校を核とした地域づくりを推進することで地域の連帯意識を育み、また学校支援を基本とした双方向の地域学校協働活動を通じ地域住民の自己実現や生きがいにつなげていきます。	共育コミュニティ事業を推進し、学校という場所を核として子どもを仲立ちにした地域連携意識を育みます。その際、支援の必要な子どもを早期に発見し、支援に繋げる仕組みづくりが必要となります。
2	市民・関係団体は、一体となって子どもを育てることで、学校の総合的な教育力を高めます。	
3	関係団体は、一体となった教育の成果について、パンフレットの作成やホームページの充実、パネル展示など周知に注力することで、住民の理解と協力促進につなげます。	
4		
5		

2-3. <施策評価結果：施策全体の方針>

総合評価	施策全体の方針
C	学校運営協議会を設置したコミュニティ・スクールの仕組みと共育コミュニティ事業が連携を一層深め、学校という場所を核として子どもを仲立ちにした地域連携意識の醸成、よりよい教育の実現を目指します。また、様々な問題が複雑化・困難化する中、相談件数は年々増加しており、関係課・関係機関の支援体制の更なる充実、連携強化を進めます。

A：想定上の効果があり進捗は良好 B：想定どおりの効果があり進捗は順調 C：一定の効果があるが、一部で進捗に遅れがある D：効果は限られ進捗に遅れがある E：効果が表れていない、取組みができていない

2-4. <施策評価結果：構成する施策>

構成する施策	施策評価
地域・家庭・学校の連携を育む	C
共育コミュニティの推進	B
教育福祉の連携	C

A：想定上の効果があり進捗は良好 B：想定どおりの効果があり進捗は順調 C：一定の効果があるが、一部で進捗に遅れがある D：効果は限られ進捗に遅れがある E：効果が表れていない、取組みができていない

3. <施策内容と主な事業>

① 地域・家庭・学校の連携を育む						
施策内容	<ul style="list-style-type: none"> ●子どもを仲立ちにした保護者・学校・地域との対話を促進します。 ●学校運営協議会制度をととして地域の声を学校教育に反映するとともに、共育コミュニティとの連携をさらに強め、地域との協働により社会総がかりでより良い教育の実現をめざします。 ●地域の教育力をいかすために、学校開放に努めます。 					
施策評価 今後の方針	学校運営協議会制度をととして地域の声を学校教育に反映するとともに、共育コミュニティとの連携を更に強め、地域との協働により社会総掛かりでよりよい教育の実現を目指します。					
事業内容	・学校運営協議会と共育コミュニティの合同会議を開催することで今後の双方の一体的推進を目指した取組を進めています。一層の充実を図るため、今後は、市学校運営協議会連絡協議会と市共育コミュニティ推進協議会との合同会議や各種研修会を通して、各学校の横のつながりづくり（共有）を支援します。					
主な事業	担当課	事業概要（目的、内容）	方向性			
			R6	R7	R8	重点化
コミュニティ・スクール事業	学校教育課	目的：学校運営協議会で学校運営の基本方針の承認を得ることで、学校運営協議会委員と共に学校運営を行います。 内容：各校の教育計画やスクールプランに基づいた特色ある取組を充実させていきます。令和5年度から取り組んでいる市学校運営協議会連絡協議会と市共育コミュニティ推進協議会との合同会議に加え、令和6年度からは学校運営協議会委員対象に学校課題、地域課題を共有する研修会を実施します。	↑	→	→	◎

② 共育コミュニティの推進						
施策内容	<ul style="list-style-type: none"> ●共育コミュニティ本部で、学校と地域が目標やこども像・地域像を共有し、持続可能な活動が確立できるよう支援体制をつくりまします。 ●共育コーディネーターの資質向上のための研修を充実させます。 ●共育コミュニティについての情報発信を行い、学校・地域が連携・協働し社会全体で子どもたちの成長を支えていく共育コミュニティの活動への参画を呼びかけます。 					
施策評価 今後の方針	課題解決のための情報発信を行います。また共育コミュニティの活動を従前どおり行うのではなく、活動の目的を整理し、地域や子どもに応じた活動によりよくしていきます。また各地区公民館報に記事を掲載することや、令和5年度の9月、12月、3月の市広報に折込で記事を掲載する予定です。					
事業内容	各共育コミュニティ本部の事業を目的や成果を見える化することで、学校運営協議会と共育コミュニティが一体的推進を図ります。 学習支援や体験活動を実施するにあたり、地域の方の支援によって成り立っています。しかしより子どもに近い存在である高校生や大学生のボランティアが増えることで、充実した事業としていきます。特に中学生の学習は教える側にも難しさが生じるため、指導するボランティアを募ることが困難となっています。高校生や大学生の持続可能な事業となるよう、各学校へボランティア募集の依頼を行うとともに、事業成果を情報発信することで、ボランティアのやりがいにつなげます。また中学生は支援を受けるだけでなく、小学生の学習支援等に関わることができる存在であるため、中学生の活躍の場を作ります。					
主な事業	担当課	事業概要（目的、内容）	方向性			
			R6	R7	R8	重点化
地域学校協働本部事業	生涯学習課	授業支援等でボランティアの方と児童生徒がつながることで、児童生徒も地域に関心を持つ取り組みをしています。学校を核とした地域づくりをすすめることで、希薄化した地域コミュニティを変えていきます。全ての地域で共育コミュニティ本部があり、継続した取り組みができています。さらに充実するために情報発信に努めます。	→	→	→	
放課後子ども教室推進事業	生涯学習課	放課後の空き教室を中心に、公民館や児童館でも実施しています。工作等の体験を地域の方と交流しながら実施することで、安心安全な居場所を提供しています。	→	→	→	
子どもの居場所づくり事業	生涯学習課	小中学生を対象に、学習支援を実施しています。教えてくれる方は、地域の方が中心となっています。教える側の学習の難しさを解消するため、中学生、高校生や大学生のボランティアの参加を増やすよう取り組みます。学校と連携し、ボランティア参加しやすい長期休業中実施の充実、早めに学生に向けた情報発信を行います。また中学生ボランティアは既存のボランティア保険に加入するには有料となるため、市でボランティア保険の加入の負担をすることで、安心して参加できる環境づくりに努めます。これまで実施できていない地域でも、持続可能な形で新たに実施できるよう取り組みます。新たに応其小学校、高野口小学校で放課後学習教室を実施したり、既存のかむかむ塾（学文路小学校）等でも実施回数を増やします。	↑	→	→	◎

③ 教育福祉の連携						
施策内容	<ul style="list-style-type: none"> ●放課後ふれあいルームや共育コミュニティ、家庭教育支援チームなどの地域の資源が学校運営に有効的に働くための仕組みとして、学校プラットフォーム化を推進します。 ●「こども食堂」を実施する団体を支援し、子どもが安心して過ごせる家庭以外の居場所づくりを促進します。 					
施策評価 今後の方針	学校プラットフォーム化推進のため、引続き啓発するとともに、取り組みやすい方法について検討していきます。こども食堂を市内全域に拡充するため、引き続き啓発に努めます。					
事業内容	スクリーニング検査を全小学校に普及するため、スクリーニング検査、およびその後の多機関連携の実施方法を見直す。(学校教育課) 家庭教育支援チームの活動を拡充し、子育てをさらに支援していく。 こども食堂実施団体の支援を拡充・継続し、子ども達の孤立をふせぐため、子どもの居場所づくりを促進していく。(家庭教育支援室)					
主な事業	担当課	事業概要(目的、内容)	方向性			
			R6	R7	R8	重点化
スクリーニング検査の導入	子育て世代包括支援センター 学校教育課	年に2・3回担任や養護教諭、管理職等が児童の状況を学習面や学校生活、発達面、家庭の養育状況等、様々な側面からスクリーニングシートにチェックすることで点数化し、多角的に児童の状況を把握することで、より早期に支援の必要な児童を把握することが出来ます。支援の必要性のある児童については、保健・福祉関係機関と連携し、議論の機会を設けることで、支援の幅が広がり、学校だけで抱えることなく、先生方の負担も軽減することが可能となります。現在、本事業の実施校が小学校14校のうち5校となっていますので、年々実施校を増やし、最終的には全小学校に広げ、支援の充実強化に努めます。	↑	↑	↑	◎
家庭教育支援推進事業	家庭教育支援室	子育てに関わる人に学びの場を提供したり、地域全体で子どもや親を支援していくための地域の支援者を養成する研修を実施することにより、子育てを支援します。 今後、子育て講座、地域支援者養成講座の内容を吟味し、より魅力のある講座を実施していきます。	↑	↑	↑	
家庭教育支援チーム事業	家庭教育支援室	様々な講座を開催することにより、子育てに関わる人々に有用な情報を提供するだけでなく、講座に参加する人々同士の情報交換を促進することにより子育てを支援します。また、乳幼児の健診に来られた方や、転入してきた方の中で、希望する人の家に訪問し、子育て情報を提供することにより子育てを支援します。 今後、変わっていく社会情勢により、共働き家庭が増える中で、父親が参加できる講座やイベント型の講座を行うなど、講座の種類を増やしていく。また、家庭訪問をさらに行い、様々な子育て家庭の相談窓口として、広報していく。	↑	↑	↑	
こども食堂事業	家庭教育支援室	社会福祉協議会と連携しボランティアによるこども食堂の運営を支援します。また、設置されていない地域のこども食堂立ち上げの支援を行います。	↑	↑	↑	◎
つながりの場づくり委託事業	家庭教育支援室	こども食堂運営団体等に委託し、子どもたちに学習機会の場などを提供して、支援の必要な子どもや家庭を行政等の必要な支援につなげます。今後、こども食堂運営団体等の増加、事業内容の拡大に合わせて、支援できる地域を増やしていきます。	↑	↑	↑	◎

【方向性】 新規：● 拡充：↑ 維持：→ 縮小：↓ 重点化事業：◎

令和 6 年度 実施計画書

1. <施策の概要>

基本目標	【Ⅲ】子どもから高齢者までともに育み学び合うまち	政策	8妊娠・出産、子育てから教育まで切れ目のない支援とそれを支える社会づくり		
施策項目	31 学校教育				
実現したいまちの姿	安全・安心な環境で主体的な学びを提供できる学校がつくられているとともに、幼稚園等、学校、地域、行政等の関係機関が連携して、保護者の子育て不安や相談に対応できる仕組みが構築され、地域ぐるみで子どもの育ちを見守るコミュニティが実現されています。				
主管部局	教育委員会事務局	関連部局	学校教育課	教育総務課、教育相談センター	こども課

2-1. <施策評価結果：目標値の達成状況>

	目標名	単位	年度	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	評価
1	安全・安心で豊かに学べる学校の実現	%	目標	87	88	88	89	90	91	92	93	94	95	B
			実績	-	85	-	87	88.8						
2	学校の授業が分かる児童・生徒の割合	%	目標						84	86	88	90	90	B
			実績	76.3	84.7	-	80.8	80.3						
3			目標											
			実績											
4			目標											
			実績											
5			目標											
			実績											
6			目標											
			実績											

A：進捗率100%以上 B：進捗率50%以上 C：数値が上昇しているが進捗率50%未満 D：数値が下降しており達成に遅れがある E：数値が大幅に下降(20%以上)

2-2. <施策評価結果：市民・団体・事業者などの取組み内容（協働の取組み）>

No.	役割分担	今後の方針
1	市民・関係団体は、子どもを仲立ちにした地域づくりを推進することで地域の連帯意識を育み、また学校支援を通じて地域住民の自己実現や生きがいにつなげていきます。	共育コミュニティ事業を推進し、「学校を核とした地域づくり」を通して、子どもたちに地域貢献の意識を育む。
2		
3		
4		
5		

2-3. <施策評価結果：施策全体の方針>

総合評価	施策全体の方針
C	学校、地域、行政等の関係機関が連携し、安全で安心な学校づくりという基盤構築に引き続き取り組みます。また、幼児期から義務教育終了段階までの将来を担う子どもたちに対して多様な学びが提供できるよう、教員の指導力向上、環境整備等に引き続き取り組みます。

A：想定上の効果があり進捗は良好 B：想定どおりの効果があり進捗は順調 C：一定の効果があるが、一部で進捗に遅れがある D：効果は限られ進捗に遅れがある E：効果が表れていない、取り組みができていない

2-4. <施策評価結果：構成する施策>

構成する施策	施策評価
豊かな心と健やかな体を育てる	B
多様な学びの推進	B
より良い学びの場のための教育環境の充実	B
幼児保育・教育の充実	B
特別支援教育の充実	C
ふるさと教育の充実	C

A：想定上の効果があり進捗は良好 B：想定どおりの効果があり進捗は順調 C：一定の効果があるが、一部で進捗に遅れがある D：効果は限られ進捗に遅れがある E：効果が表れていない、取り組みができていない

3. <施策内容と主な事業>

① 豊かな心と健やかな体を育てる

施策内容	<ul style="list-style-type: none"> ●不登校やいじめなど諸問題が複雑化していることから、家庭や関係機関、外部人材との連携を図りながら、早期発見、早期対応に努めます。 ●家庭や地域社会との連携を進め、人権教育、道徳教育等を通じて豊かな心育てる取組みを進めます。 ●ふるさと学習を推進し、ふるさとへの愛着と誇りを育みます。 ●食育の推進を図ります。 ●安全・安心な給食を実施します。 						
施策評価 今後の方針	<p>豊かな人権感覚を持った児童・生徒の育成するため、教員自身が豊かな人権意識を持てるよう指導の充実を図るとともに、家庭との連携を深めます。また、いじめをなくすことはもとより、「いじめはこの学校でも起こりうる」との認識を持ち、引き続き未然防止、早期発見、早期解消に取り組めます。</p>						
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ・より複雑化し件数も増加している不登校に対応するため、教育相談センターにおいて本人・保護者・学校を支援する事業を引き続き実施します。 ・豊かな人権感覚・道徳性を持った児童・生徒の育成のため、教員研修の機会を設けるとともに、各校における人権教育・道徳教育の充実を図ります。 ・食育の推進を図るため、児童生徒だけではなく保護者の方にも参加できるようにします。 						
主な事業	担当課	事業概要（目的、内容）	方向性				
			R6	R7	R8	重点化	
教育相談業務・適応指導対策事業	教育相談センター	市内の不登校の児童生徒の数は、全国や県の傾向と同様に増えている状況にあります。様々なケースに対応すべく、常日頃から学校や関係機関との連携を図りながら情報共有を行い、適切な助言・支援を行っています。子ども・保護者・教職員への幅の広い教育相談と適応教室での子どもの自己肯定感を引き上げる種々の取組を実施します。	→	→	→	◎	
小中学校教育振興事業	学校教育課	豊かな人権感覚・道徳性をもった児童生徒の育成のため、従来から取り扱ってきた人権課題に加え、社会の変化により新たに生じてきた人権諸課題（インターネット・LGBT等）にも目を向け、それら複合的な人権問題にも対応できるよう、正しい知識の習得や更なる人権意識の向上をめざします。そのため、教員向けの人権研修会の実施や人権教育副読本の発行等にお併せて、指導者である教職員の人権意識向上に取り組めます。	→	→	→		
生徒指導上の諸問題対策専門委員会事業	学校教育課	市内の学校における生徒指導上の諸問題について指導及び助言を受けるため、専門家から構成される委員会を開催します。 ①学校及び家庭における児童生徒への対応の在り方に関すること。②学校と家庭、関係機関等の連携の在り方に関すること。③橋本市教育相談センターの運営と活動の在り方に関すること 等。	→	→	→		
公立学校非常勤講師・特別支援教育支援員配置事業	学校教育課	公立小中学校の諸課題を解消するため非常勤講師、特別支援教育支援員等を配置し、児童生徒の学習権の保証を実現します。また、国が不登校支援として進める校内教育支援センターへの対応や増加する日本語の理解が十分でない外国籍児童生徒への支援を行います。	→	→	→	◎	
食育推進事業	学校教育課	食育を推進するため、給食センター、学校、保護者、生産者と連携し、食に関する情報の提供、栄養教諭による小中学校での食育指導、アレルギー対応の推進を行って行きます。	→	→	→		
未来プロジェクト	学校教育課 生涯学習課	目的：課題を自分事として捉え、大人と対話する中で、自己肯定感を高め、子どもたちの学びを深めます。 内容：総合的な学習の時間の進め方に悩んでいる教職員に、市役所各課等との協働で、地域資源を提供するなど、伴走支援に努めます。市長等への発表を通し、「行動の変容」につながります。	→	→	→		
ICTを活用した不登校児童生徒に対する学習支援事業	学校教育課	COCOLOプランでは多様な学びの場を確保することが重要であるとされています。これを具現化するため、民間機関が提供するオンライン学習教材等を導入し、希望する児童生徒に対して学習機会を提供します。我が国の義務教育制度を前提としつつ、何らかの要因で登校できず、学習を進めることができない児童生徒に対して支援を行います。	↗	→	→	◎	

② 多様な学びの推進						
施策内容	<ul style="list-style-type: none"> ●児童・生徒の学力向上を図るとともに、能動的な学びを推進します。 ●新しい教育課題に対応するため、教職員の資質向上や負担軽減を図ります。 ●読書活動の推進にむけて環境を整えます。 ●ESD（持続可能な開発のための教育）を推進します。 ●児童生徒の心身の健康保持および健康な生活を送るための教育を推進します。 					
施策評価 今後の方針	<p>学習指導要領が目指す方向性についての理解を一層深め、授業改善を更に進めます。 担当職員や地域人材を活用して児童生徒の読書環境の充実に向けた取組を進めます。 G I G A スクール構想への対応等、新しい教育課題に対する教員の資質向上に努めます。</p>					
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ・児童生徒ひとり一人が各自のタブレット等を用いて、快適にインターネット等を活用できる環境を整え、授業等でICTの活用を促進し、情報化社会に対応できる能力の育成を図る。 ・学校現場のICT環境を整え、教職員の業務の軽減を図り、教師が児童と触れ合う時間を増やす。（教育総務課） ・ESDを核に、学校教育、社会教育を有機的につなげ合わせた学びを展開します。そのために地域資源（リソース）を有効活用し、子どもも大人も共に育ち育て合う環境を作ります。 ・これまで実施してきた事業（英語教育促進事業、子供読書活動推進事業、ICT活用推進事業、小中学校教育振興事業、小中学校保健管理事業 等）を継続して実施していきます。 ・子供読書活動推進事業については、市議会で要望があげられていることもあり学校司書の増員を検討します。また、ICT活用推進事業については教員のレベル、使用頻度は一定上昇してきていますが、ICT支援員の継続配置、指導者用デジタル教科書の整備、端末の持ち帰りを進め、効果的なICT活用をより一層推進します。（学校教育課） 					
主な事業	担当課	事業概要（目的、内容）	方向性			
			R6	R7	R8	重点化
英語教育促進事業	学校教育課	小中学校における外国語活動・英語教育のより一層の充実を図るため、各校にALTを配置します。コミュニケーションの手段としての英語教育を進めるだけでなく、将来グローバルな視野をもって物事を考えたり、活躍したりできる市民を育成したりするために、より早い段階から外国語に慣れ親しむ機会を設ける必要があります。そのため、幼稚園・保育園にもALTを配置します。さらにALTとの共同での授業研究を進め、教員の指導力向上にもつなげます。	↗	→	→	
子供読書活動推進事業	学校教育課	データベース化された学校図書館の業務を円滑に行い、児童生徒の学校図書館利用促進のために、市内19校に5名の学校司書を配置。教員だけでは担いきれない市立図書館の団体貸出業務や読書環境の整備等に携わることで、読書量の増加、読書機会の充実につなげられています。併せて地域人材の協力も得て、学校図書館の整備を引き続き進めます。更に読書環境を充実させるため、国の第6次学校図書館図書整備等5か年計画に基づき、蔵書の整備、学校司書の増員、新聞の配備について検討を進めます。	↗	→	→	◎
ICT活用推進事業	学校教育課	授業支援システム、ドリル学習システム、ICT支援員を各校に配置し、ICTの効果的な活用を一層進めるとともに、教員の負担軽減に取り組みます。最近では教員の利活用が進み、どんな活用がより効果的かといった一歩踏み込んだ相談・提案にICT支援員が関わることが増えてきています。市内研究会組織の立上げに併せ、より効果的な活用を広げ、さらに向上させるために専門的で多くの知見をもつサポーターを引き続き配置します。また、電子黒板の整備に併せ、端末の持ち帰りをを行うための環境や指導者用デジタル教科書など、誰一人取り残すことなく教科の学習を進めることができるよう教育環境を整備します。今後もICTを効果的に授業に活用できるよう、教員の資質向上に努めます。	↗	→	→	◎
小中学校教育振興事業	学校教育課	各校の学校運営を円滑に行い、教育活動を充実させるため、以下のような様々な事業を実施しています。 橋本市独自の学力調査の実施、模範生徒表彰、教育研究委託事業、外部指導員・講師派遣事業、教科書・指導書・準教科書の購入、スポーツテスト事業、教職員研修事業、教職員人事管理業務、学校指導管理業務、その他教育委員会事務局に関する業務 等。	→	→	→	
小中学校保健管理事業	学校教育課	児童及び教職員の心身の健康保持増進を図り、安心安全な学校教育活動を実施することを目的としています。そのために、以下のような事業を実施しています。児童生徒及び教職員の健康診断に係る業務、感染症対策、フッ化物洗口事業、契約関係業務（耳鼻科検診器具滅菌業務委託、自動体外式除細動器(AED)レンタル、保健消耗品単価契約、プール薬剤購入、保健調査票印刷、保健室備品購入等）、調査関係業務、検査関係業務（はかり・水質・ダニ・オージオメーター等）、学校医等関係業務、伊都地方学校保健協会、よい歯を育てるコンクール 等。	↗	→	→	
ESDプログラム	学校教育課 生涯学習課	目的：「ESDとは何か」「なぜESDが求められるのか」、参加者が共に学び合い、子どもの育ちにつなげるとともに、地域資源の活用の仕方を学ぶだけでなく、新たに共有コミュニティやコミュニティ・スクールとの関係性を整理します。 内容：参加者を教職員に限ることなく、学校運営協議会委員を中心に子どもに関係するすべてのステークホルダーを巻き込み、ESDの周知を図る。また、SDGsとESDの違いについて学ぶ機会とします。	→	→	→	◎

③ より良い学びの場のための教育環境の充実

施策内容	<ul style="list-style-type: none"> ●子どもたちの可能性を引き出す、個別最適な学びと、協働的な学びを実現し、持続的で魅力ある学校教育が実施できるよう、学校の配置やその施設の維持管理、学校間の連携の在り方を検討します。 ●学校施設等について、老朽化の状況や質的改善を考慮しながら、計画的に長寿命化を図ります。 ●通学路の安全確保を図るため、点検等の取組みを推進します。 ●情報化社会に対応できる能力の育成を図るため、ICT環境の整備を推進します。 					
施策評価 今後の方針	就学援助に関しては、社会情勢の変動に基づき適宜見直しを行います。 また、教育環境の整備に関しては、計画に基づき継続的に進めます。					
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ・より良い教育環境の整備のため、計画的に老朽化した施設の整備を行うとともに適宜施設の維持修繕を行う。 ・学校施設における老朽化の状況に応じて、良好な学習・教育環境を維持するため、不良個所に対して柔軟な修繕を施す。 ・通学路の安全確保を図るため、点検等の取組みを推進する。 ・子どもたちの可能性を引き出す個別最適な学びと協働的な学びを実現し、持続的で魅力ある学校教育が実施できるよう学校の配置や学校間の連携の在り方等を検討する。（教育総務課） 					
主な事業	担当課	事業概要（目的、内容）	方向性			
			R6	R7	R8	重点化
学校施設大規模改修等事業	教育総務課	児童生徒が安全安心かつ快適に学習できる環境を整備するために、市内小中学校の大規模改修事業（施設の長寿命化改修、外壁改修、LED化、トイレ改修、空調整備等）を計画的に行うとともに、社会情勢等を考慮し、施設整備計画の見直しを適宜行います。	→	→	→	
学校施設維持管理事業	教育総務課	各小中学校の施設は、経年に起因する劣化が進んでいます。児童・生徒・教職員の安心、安全な学校生活を維持するため、施設内において発見した不良個所について、早急に修繕を施し、学習・教育環境の整備を図ります。	→	→	→	
通学路安全点検事業	教育総務課	通学路交通安全プログラムに基づき2年に1回、通学路交通安全推進会議を行い、市内小中学校の危険個所を点検し、通学路の安全確保に努めます。また、平時から学校と連絡を取りあい、通学路危険個所の収集に努めます。	→	→	→	
小中学校適正規模・適正配置関係業務	教育総務課	令和5年度に開催している小中学校適正規模・適正配置検討委員会から答申をいただき、小中学校適正規模・適正配置基本方針の見直しを行います。令和6年度以降地域や保護者への説明会を開催し、意見をいただきながら（仮称）新しい学校づくり推進計画の策定を行います。	↗	→	→	◎
GIGAスクール事業	教育総務課	小中学生児童生徒一人一台の端末を整備し、現代にあった学習環境を確保します。	→	↗	→	
スクールバス等運行事業	教育総務課	遠距離通学等の支援のためスクールバスを運行をします。	→	→	→	
小・中学校校務ICT環境整備事業	教育総務課	学校現場における校務業務の情報化を図り、校務業務の負担軽減や児童生徒と向き合う時間を確保するため、端末やシステムの更新を適時行い、学校現場における校務業務の情報化を推進します。	→	↗	→	
公立学校非常勤講師・特別支援教育支援員配置事業	学校教育課	公立小中学校の諸課題を解消するため以下のような目的で非常勤講師、特別支援教育支援員等を配置し、児童生徒の学習権の保証を実現します。①特別支援学級及び普通学級において指導困難な状況がある場合、②小学校低学年において、多人数学級編制となる場合、③出席停止措置をとった場合、④重度障害者に対する医療的ケアを実施する場合。等。また、増加する不登校児童生徒の支援にも本事業を活用し、教育環境の充実を図ります。	→	→	→	
児童・生徒通学補助事業	学校教育課	児童生徒の通学の安全確保と保護者の経済的負担軽減を図るため、橋本市遠距離通学児童生徒援助事業実施要綱に基づく対象者にタクシー運行料金の全額を援助しています。	→	→	→	
小中学校就学援助事業	学校教育課	橋本市立小・中学校及び県立古佐田丘中学校に在籍し、経済的理由によって就学困難と認められる児童生徒の保護者に対して就学援助を行うことにより、経済的負担の軽減を図ります。	→	→	→	

④ 幼児保育・教育の充実						
施策内容	<ul style="list-style-type: none"> ●教育・保育サービスの質（と量）の確保を図ります。 ●関係機関と連携して家庭の子育て支援を行います。 ●児童発達支援の充実を図ります。 					
施策評価 今後の方針	保育所や認定こども園、幼稚園への需要に対して、定員の拡充や保育者の確保等、必要な供給量を確保します。引き続き児童発達支援の充実を図るとともに、質の高い保育・教育の提供や地域の子育て支援機能の維持・確保を図り、保育所、認定こども園、幼稚園の連携や就学前教育と小学校教育の円滑な接続を推進します。					
事業内容	市は公立幼稚園施設の維持管理を適切に行い、安全で快適な教育環境の向上を図る。なお、（仮称）紀見こども園の整備により、公立幼稚園は閉園となる。					
主な事業	担当課	事業概要（目的、内容）	方向性			
			R6	R7	R8	重点化
幼稚園管理 運営事業	こども課	施設の適正管理を行い、安全で快適な教育環境の向上を図るとともに、他市町村の幼稚園への入所を希望する者に対し、広域入所の措置をとり給付費の支出を行う。	→	→	→	
幼稚園保健 管理業務	こども課	園児及び教職員の心身の健康の保持増進を図り、安心安全な教育活動を実施する。	→	↘		

⑤ 特別支援教育の充実						
施策内容	<ul style="list-style-type: none"> ●障がい（発達障害を含む）への理解が進むよう啓発を進めます。 ●特別支援教育支援員の配置を進め、個々の障がい児の実態に即した支援を行います。 					
施策評価 今後の方針	より専門的な知識をもった教員が特別支援学級を担当できるよう、研修の充実を図るとともに、免許取得の推進を行います。特別支援教育支援員の配置を進め、一人一人の実態に即した指導ができる体制整備を進めます。					
事業内容	個別の支援を必要とする児童生徒が年々増加している中、子育て世代包括支援センターや医療期間等とも連携を図りながら、個に応じた教育環境を提供します。また、指導する側の教員の資質の向上に努めます。					
主な事業	担当課	事業概要（目的、内容）	方向性			
			R6	R7	R8	重点化
公立学校非常勤講師・特別支援教育支援員配置事業	学校教育課	公立小中学校の諸課題を解消するため以下のような目的で非常勤講師、特別支援教育支援員等を配置し、児童生徒の学習権の保証を実現します。 ①特別支援学級及び普通学級において指導困難な状況がある場合、②小学校低学年において、多人数学級編制となる場合、③出席停止措置をとった場合、④重度障害者に対する医療的ケアを実施する場合。等。	→	→	→	
小中学校教育振興事業	学校教育課	特別支援学級を担当する教員の資質向上に努めます。多様な教育的ニーズのある子どもへの支援、特別な教育課程の編成方法や個別的教育支援計画の作成方法、自立活動を実践する力等の専門的な知識の習得を目指して研修会を開催します。また、教員免許（特別支援学校教諭）取得を促します。	→	→	→	
小中学校教育振興事業	学校教育課	市内の就学相談依頼数は年々増加しています。子育て世代包括支援センターの発達相談業務とも連携し、多様な教育的ニーズのある子どもに対してその実態に即した指導ができるよう、引継ぎや巡回相談等の相談を引き続き丁寧に実施します。また、必要に応じて、通級指導教室の利用や医療機関へつなげます。	→	→	→	
適正就学指導事業	学校教育課	市内に在籍する心身に障害のある幼児、児童及び生徒の適正な就学に関する教育支援を行うため、附属機関として橋本市教育支援委員会を設置し、平素の学校や園での生活の様子や各種検査結果等を元に当該児の就学先について協議し、適正な就学校を指定するための事業。	→	→	→	

【方向性】 新規：● 拡充：↗ 維持：→ 縮小：↘ 重点化事業：◎

令和 6 年度 実施計画書

1. <施策の概要>

基本目標	【Ⅲ】子どもから高齢者までともに育み学び合うまち	政策	9生涯にわたる生きがいづくりと心の豊かさを高めるまちづくり
施策項目	32 生涯学習		
実現したいまちの姿	様々な年代の人が集い、学び合える場づくりを推進するとともに、子どもたちの育ちを地域で見守り、家庭・学校・地域が連携しながら共に育ちあえるまちづくりの構築が進んでいます。		
主管部局	教育委員会事務局	関連部局	生涯学習課 中央公民館、地区公民館 図書館

2-1. <施策評価結果：目標値の達成状況>

	目標名	単位	年度	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	評価
1	「生涯学習」分野の満足度	%	目標						36	40	44	48	50	C
			実績	14.2	16.4	16.9	25.3	31.6						
2	地区公民館で活動する構成員の割合（対総人口）	%	目標	6.6	6.7	6.8	6.9	7	6.2	6.4	6.6	6.8	7	D
			実績	6.5	5.5	6.7	6.3	6						
3	貸出冊数	千冊	目標	237	240	243	246	250	253	256	256	256	256	B
			実績	238	244	197	218	231						
4			目標											
			実績											
5			目標											
			実績											
6			目標											
			実績											

A：進捗率100%以上 B：進捗率50%以上 C：数値が上昇しているが進捗率50%未満 D：数値が下降しており達成に遅れがある E：数値が大幅に下降(20%以上)

2-2. <施策評価結果：市民・団体・事業者などの取組み内容（協働の取組み）>

No.	役割分担	今後の方針
1	市民・関係団体は、地区公民館、図書館などの学習活動に積極的に参加することで、地域教育力の向上につなげていきます。	共育コミュニティを一層推進し、地域連携意識を育みます。公民館では、地域の主体性を引き出し、職員のスキル向上を図りながら、引き続き事業に取り組んでいきます。
2	市民・関係団体は、一体となった子育てに参加することで地域づくりの向上につなげます。	
3		
4		
5		

2-3. <施策評価結果：施策全体の方針>

総合評価	施策全体の方針
B	共育コミュニティ等、地域との協働を推進することで、生涯学習を推進していきたい。図書館や公民館といった社会福祉施設を活用し、生涯学習を支援していき、コロナの中でも工夫した形で、学びの機会や発表する機会を作っていきたい。

A：想定上の効果があり進捗は良好 B：想定どおりの効果があり進捗は順調 C：一定の効果があるが、一部で進捗に遅れがある D：効果は限られ進捗に遅れがある E：効果が表れていない、取り組みができていない

2-4. <施策評価結果：構成する施策>

構成する施策	施策評価
生涯学習推進体制の充実	B
生涯学習活動の推進	B
図書館サービスの充実	B
公民館活動の充実	B

A：想定上の効果があり進捗は良好 B：想定どおりの効果があり進捗は順調 C：一定の効果があるが、一部で進捗に遅れがある D：効果は限られ進捗に遅れがある E：効果が表れていない、取り組みができていない

3. <施策内容と主な事業>

① 生涯学習推進体制の充実

施策内容	<ul style="list-style-type: none"> ●市内すべての中学校区（橋本中央中学校統合前）に共育コミュニティ本部を立ち上げ、共育コーディネーターの人材確保を行い、学校・家庭・地域が一体となって地域の活性化を推進します。 ●地域の課題について、子どもも大人も自ら考え課題について議論し合える場を設けます。 ●学校教育および社会教育の両面においてE S Dを推進し、持続可能な社会の創り手を育てます。 					
施策評価 今後の方針	共育コーディネーターの人材確保や共育コミュニティに関わりを持ってくれる地域住民の参画の拡充が課題となっています。地域の人材の発掘や育成に努め、住民の参画を拡充させていきます。					
事業内容	学校を含めた地域の課題を自分事として考えてもらえるように、ミニ集会等の場づくりを行います。ミニ集会では、課題を共有し、解決するために協働していくことを考える機会とします。					
主な事業	担当課	事業概要（目的、内容）	方向性			
			R6	R7	R8	重点
地域学校協働本部事業	生涯学習課	各共育コミュニティでミニ集会等を通じて、持続可能な社会の担い手となれる人材の発掘を行います。ミニ集会等では教員、保護者、地域が集まり、地域の子どもの将来像を考える機会を通じて、課題を共有し、関わる全ての方が自分事となるように取り組みます。	→	→	→	
生涯学習推進計画	生涯学習課	社会教育を中心とした生涯学習推進の指針となる計画を策定し、進捗管理を行い、各事業を推進します。令和6年度、7年度で改訂を行います。	↗	→	→	

② 生涯学習活動の推進

施策内容	<ul style="list-style-type: none"> ●市民活動をしている人材や団体をいかせる場づくりを推進します。 ●感染症対策を徹底しながら、社会教育施設等で様々な年代が集える場や事業を展開します。 ●生涯学習活動の情報を収集し、広報やSNS を使って周知します。 ●市民の学習ニーズに沿った教室・講座の開催に努めます。 ●サークル間の交流促進を通じ活動の活性化を図り、学習成果の発表機会の提供に努めます。 ●オンラインで受講可能な体制など、新たな学習の在り方について検討します。 					
施策評価 今後の方針	コロナ対策をしながら生涯学習活動を発表する機会を設け、持続可能な生涯学習活動を推進します。					
事業内容	個人や団体が行っている生涯学習活動を、共育コミュニティの分野につなげることで、子どもとの関わりから生涯学習活動の充実をします。学びの機会や発表する場を協働で作ることで、生涯学習を推進していきます。					
主な事業	担当課	事業概要（目的、内容）	方向性			
			R6	R7	R8	重点
すこやか橋本まなびの日	生涯学習課	市民に健康の大切さを啓蒙し、生涯にわたって心豊かに過ごすための世代を超えた学びの一つの契機としています。また学びを発表する場を作っています。	→	→	→	

③ 図書館サービスの充実						
施策内容	<ul style="list-style-type: none"> ●利用者のニーズを考慮した資料収集と情報収集、発信に努めます。 ●高齢者や障がいのある方等すべての利用者へのサービスの充実と利用者の満足度の向上を図ります。 ●子どもたちが読書に関心を持てる読書環境の整備と、本にふれるきっかけとなる主催行事の充実を図ります。 ●公民館や学校、および図書館ボランティアと連携協力し、生涯学習活動の支援に努めます。 					
施策評価 今後の方針	今後も安心してたくさんの方に利用して頂けるよう、より充実したサービスに努めます。					
事業内容	常に新しい図書情報等の収集を行い図書資料の充実をさせ、図書館サービスの向上を図る。					
主な事業	担当課	事業概要（目的、内容）	方向性			
			R6	R7	R8	重点
図書館事業	生涯学習課	図書館内においては、いろいろな場面・状況・季節に応じた図書の特設コーナー等を設け利用者に対し読書に関心を持てるよう工夫しているが、さらにそれらを充実させ図書館サービスの向上と、貸出冊数の増加を目指します。	→	→	→	
図書館事業	生涯学習課	よみきかせ会、近代文学・源氏文学・英語読書会、図書館講座等の主催事業については今後も継続して実施していきます。	→	→	→	

④ 公民館・児童館活動の充実						
施策内容	<ul style="list-style-type: none"> ●各地区公民館等を活動の核として、地域リーダーの育成や地域コミュニティに係る情報発信を支援することでコミュニティ力の向上を図ります。 ●イベントの開催など、地域の主体的な交流活動に対する支援体制並びに館主催事業の充実を努めます。 ●遊びを通じた子どもたちの健全な育成と地域の子育ての支援のため児童館事業を実施します。 					
施策評価 今後の方針	事業参加やサークル活動を通じて地域に積極的に関わることができるよう支援をしていきます。					
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ・全市的なイベントや多くの方に参加していただける事業への周知は、LINEに掲載します。 ・公民館報をLINEにも掲載して、情報発信をします。 ・橋本市独自の公民館職員研修の実施します。（中央公民館） 子どもの交流の場、子育て支援としての憩いの場、中高生世代の居場所としての児童館を広く周知するために、児童館以外の施設で行う移動児童館、すこやか橋本まなびの日など各種事業に積極的に参画していきます。（生涯学習課）					
主な事業	担当課	事業概要（目的、内容）	方向性			
			R6	R7	R8	重点
情報発信	地区公民館	LINEを利用する若年者層等にも幅広く参画していただけるように、公民館報をLINEで令和5年9月から情報発信している。今後は公民館報の定期的な情報発信、子育て情報やイベント情報などの情報を発信する。	→	→	→	
研修	中央公民館	公民館職員研修の実施。和歌山大学教授の監修や近隣市町村との交流を通じて、公民館職員の業務とやりがいにつなげたい。社会教育主事講習の内容などについて精査して、来年度から近畿圏内の先進地視察等を検討したい。	↗	→	→	
各児童館事業	生涯学習課	自主性と想像力を養い、達成感を得て成長につなげる為の小学生を中心とした事業の他に、子育て支援の一環として、幼児親子や保護者を対象とした事業の実施します。毎月、季節に応じた手作り教室、スポーツ、遊び、ゲーム、よみきかせを行っています。夏休みには各館で夏まつりを実施し、地域に近いイベントを行います。	→	→	→	

【方向性】 新規：● 拡充：↗ 維持：→ 縮小：↘ 重点化事業：◎

令和 6 年度 実施計画書

1. <施策の概要>

基本目標	【Ⅲ】子どもから高齢者までともに育み学び合うまち	政策	9生涯にわたる生きがいくくりと心の豊かさを高めるまちづくり
施策項目	33 生涯スポーツ		
実現したいまちの姿	生涯にわたって健康的な生活を営むことができるよう、年齢や性別、障がいの有無にかかわらず、市民の誰もが運動やスポーツに親しむことができるスポーツコミュニティが実現されています。また、スポーツをする人、見る人、支える人など、スポーツに係わる全ての人達が交流を深めることができる環境が作られています。		
主管部局	教育委員会事務局	関連部局	生涯学習課

2-1. <施策評価結果：目標値の達成状況>

	目標名	単位	年度	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	評価
1	成人の週1日以上スポーツ実施率（橋本市スポーツ推進計画）	%	目標	38	41	44	47	50	52	54	60	60	60	B
			実績	38	-	-	-	38.1						
2	社会体育施設利用者数	千人	目標	285	287	289	290	292	293	295	297	298	300	B
			実績	277	292	132	149	180						
3			目標											
			実績											
4			目標											
			実績											
5			目標											
			実績											
6			目標											
			実績											

A：進捗率100%以上 B：進捗率50%以上 C：数値が上昇しているが進捗率50%未満 D：数値が下降しており達成に遅れがある E：数値が大幅に下降(20%以上)

2-2. <施策評価結果：市民・団体・事業者などの取組み内容（協働の取組み）>

No.	役割分担	今後の方針
1	関係団体は、行政とともに年齢や障がいに関係なく、市民の誰もがスポーツを生活の中に位置づけ、生涯にわたりスポーツを親しむことができる生涯スポーツ社会の実現に努めます。	スポーツを実際に「する人」だけではなく、スポーツの観戦など、スポーツを「観る人」、指導者やボランティアなどスポーツを「支える人」に対しても、人々が生涯にわたってスポーツに親しむことができる環境を整備する必要があります。
2	市民・関係団体は、スポーツを通じて、市内外の多くの方に橋本市の魅力に分かってもらえるよう努めます。	
3	関係団体は、スポーツに携わるすべての人たちが交流を深めることができる組織づくりの構築に努めます。	
4	関係団体は、学校と合同で社会貢献活動を行うなど、地域における多世代交流、青少年の健全育成の取組みを展開します。	
5		

2-3. <施策評価結果：施策全体の方針>

総合評価	施策全体の方針
B	橋本市民総合体育大会や橋本マラソンなどの大規模なスポーツイベントでは、ウィズコロナ時代を見据えた運営を行い、幅広い世代の人と人とのつながりを深め、世代を超えた交流を図ります。 スポーツ施設については、老朽化が目立ってきており、利用者が安全で安心して利用できるような適切な維持管理に努める必要があります。

A：想定上の効果があり進捗は良好 B：想定どおりの効果があり進捗は順調 C：一定の効果があるが、一部で進捗に遅れがある D：効果は限られ進捗に遅れがある E：効果が表れていない、取組みができていない

2-4. <施策評価結果：構成する施策>

構成する施策	施策評価
生涯スポーツ活動の振興	B
スポーツ施設の充実	B
スポーツを活かした交流・イベントの推進	B

A：想定上の効果があり進捗は良好 B：想定どおりの効果があり進捗は順調 C：一定の効果があるが、一部で進捗に遅れがある D：効果は限られ進捗に遅れがある E：効果が表れていない、取組みができていない

3. <施策内容と主な事業>

① 生涯スポーツ活動の振興						
施策内容	<ul style="list-style-type: none"> ●スポーツ環境の提供など、各種団体や地域のスポーツサークルに対する支援を行います。 ●スポーツ推進アドバイザー事業の中で子どもむけ体験会を開催し、子ども自身が体を動かすことの楽しさを発見するよう促します。 ●橋本市体育協会などのスポーツ関係団体と連携を深めるとともに、高齢者、障がい者のスポーツ振興や健康づくりに関して、市の関係各課と連携をとるなど、スポーツをするための組織体制の構築を図ります。 					
施策評価 今後の方針	幼児や小学生にスポーツをする楽しさを体験してもらい将来のスポーツ人口の増加につなげていきます。具体的には、スポーツ推進アドバイザー事業の中で幼児・児童向け体験会を開催し、子ども自身が体を動かすことの楽しさを発見することを目指します。					
事業内容	子どもから高齢者まで幅広い年齢層を対象とした各種体育団体の育成振興のために、助成金を交付しています。さらに、高校生以下の子ども達が全国大会に出場する際には激励金を交付しています。また、市内の子ども達にスポーツを行なう楽しさを体験してもらうために、子どもむけのエクササイズ体験会を開催し、将来のスポーツ人口の増加につなげていきます。					
主な事業	担当課	事業概要（目的、内容）	方向性			
			R6	R7	R8	重点
市民体育振興事業	生涯学習課	子どもから高齢者まで幅広い年齢層を対象とした各種体育団体の育成振興のために、補助金を交付します。また、「堀畑光久ひかり基金」を活用し、高校生以下の全国大会出場者に激励金を交付します。	→	→	→	
スポーツ推進事業	生涯学習課	市内の子ども達の運動意欲を高めるため、スポーツ推進アドバイザー事業を活用し、体の動かし方を学べるエクササイズ体験会を開催します。	→	→	→	

② スポーツ施設の充実						
施策内容	●スポーツ活動の推進にあたり、安全で利用しやすいスポーツ施設の充実が必要不可欠となりますが、利用者の安全性および快適性の維持をメインに点検業務を強化し、事後保全とならないよう、予防保全を心がけ、スポーツを実施する環境整備を図ります。					
施策評価 今後の方針	スポーツを実施する環境を整備するため、各施設の点検を行い事後保全とならないよう、予防保全を心がける必要があります。また、スポーツ施設の中規模改修や体育館の長寿命化改修の実施にあたり、各施設の今後の方針を決める必要があります。					
事業内容	体育施設について十分な経験と知識を有している（公財）橋本市文化スポーツ振興公社に、社会体育施設や運動公園を管理委託しています。スポーツを実施する環境を維持するため、各施設の運営や点検、整備を行います。					
主な事業	担当課	事業概要（目的、内容）	方向性			
			R6	R7	R8	重点
社会体育施設管理運営事業	生涯学習課	安全で利用しやすいスポーツ施設の提供のため、施設について十分な経験と知識を有している（公財）橋本市文化スポーツ振興公社に社会体育施設の管理を委託しています。また、令和4年度からシステムを導入し、体育施設の予約をインターネット環境で行えるようにし、利用者への利便性の向上を図っています。	→	→	→	
橋本市運動公園管理運営事業	生涯学習課	テニスコートやグラウンド、前畑・古川記念プールなどを有している運動公園を、施設運営に関して十分な知識を有している（公財）文化スポーツ振興公社が指定管理者として運営しています。	→	→	→	

③ スポーツをいかした交流・イベントの推進

施策内容	<p>●毎年開催している橋本市民総合体育大会や橋本マラソンについては、市民交流に大きな役割を担っており、多くの市民に参加してもらえるよう、ウィズコロナ時代のイベントの開催方法を検討するとともに、参加者の拡大を図ります。</p> <p>●子どもから高齢者までが一緒になって楽しめるスポーツイベントを開催し、世代を超えた市民交流を図ります。</p>					
施策評価 今後の方針	<p>ウィズコロナ時代のイベントの開催方法を検討するとともに、子どもから高齢者までが世代を超えて一緒になって楽しめるスポーツイベントの開催を目指し、市民交流を図っていきます。</p>					
事業内容	<p>各種体育団体が種別ごとで運営主体となる橋本市民総合体育大会を開催します。各種体育団体が主となって運営することで、参加者を増やすことと同時に各団体の部員増加につなげます。</p> <p>子どもから高齢者まで世代を超えて参加できる橋本市民総合体育大会や橋本マラソンを開催していきます。また、(公財)文化スポーツ振興公社と連携し、運動公園などで幅広い年齢層を対象としたテニスサークルや走り方教室などを開催していきます。</p>					
主な事業	担当課	事業概要(目的、内容)	方向性			
			R6	R7	R8	重点
体育振興団体支援事業	生涯学習課	市外からの参加者も多い市内最大のスポーツイベントである橋本マラソンを開催していきます。	→	→	→	
市民体育振興事業	生涯学習課	子どもから高齢者まで幅広く参加できる橋本市民総合体育大会を今後も継続して開催します。	→	→	→	

【方向性】 新規：● 拡充：↗ 維持：→ 縮小：↘ 重点化事業：◎

令和 6 年度 実施計画書

1. <施策の概要>

基本目標	【Ⅲ】子どもから高齢者までともに育み学び合うまち	政策	9生涯にわたる生きがいづくりと心の豊かさを高めるまちづくり
施策項目	34 歴史遺産		
実現したいまちの姿	歴史的及び文化的資源を保護するに止まらず、地域の歴史、文化財や偉人についての理解を深めることで、市民の故郷への誇りと愛着に寄与しています。		
主管部局	教育委員会事務局	関連部局	生涯学習課

2-1. <施策評価結果：目標値の達成状況>

	目標名	単位	年度	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	評価
1	指定・登録文化財件数	件	目標	126	127	128	129	130	131	132	133	134	135	B
			実績	124	124	124	125	129						
2	「歴史遺産」施策に対する満足度	%	目標						33	35	40	45	50	B
			実績	11.2	9.4	21.7	22.1	28.1						
3			目標											
			実績											
4			目標											
			実績											
5			目標											
			実績											
6			目標											
			実績											

A：進捗率100%以上 B：進捗率50%以上 C：数値が上昇しているが進捗率50%未満 D：数値が下降しており達成に遅れがある E：数値が大幅に下降(20%以上)

2-2. <施策評価結果：市民・団体・事業者などの取組み内容（協働の取組み）>

No.	役割分担	今後の方針
1	関係団体は、行政と協働で名誉市民の顕彰・継承に努めます。	今後も左記の取組みを継続実施するとともに、文化財については保存活用計画の策定に向け検討を進めます。
2	市民・関係団体は、文化財への関心を深め、地域の歴史を理解することにより、地域創造につなげます。	
3	市民・関係団体は、行政と協働で文化財の保存・伝承に努め、活用を図ります。	
4		
5		

2-3. <施策評価結果：施策全体の方針>

総合評価	施策全体の方針
B	名誉市民を顕彰する目的で設立された団体などと協働し、偉人顕彰に努め、広くその功績を伝えます。関係者・団体とともに文化財の保存・活用に努め、その価値や本市の歴史を広く伝えることで、市民の郷土愛を育みます。

A：想定上の効果があり進捗は良好 B：想定どおりの効果があり進捗は順調 C：一定の効果があるが、一部で進捗に遅れがある D：効果は限られ進捗に遅れがある E：効果が表れていない、取組みができていない

2-4. <施策評価結果：構成する施策>

構成する施策	施策評価
世界遺産 高野参詣道 黒河道の保全と活用の推進	B
文化財の保全と活用の推進	B
歴史的な環境や景観の保全	B
偉人の顕彰	B

A：想定上の効果があり進捗は良好 B：想定どおりの効果があり進捗は順調 C：一定の効果があるが、一部で進捗に遅れがある D：効果は限られ進捗に遅れがある E：効果が表れていない、取組みができていない

3. <施策内容と主な事業>

① 世界遺産 高野参詣道 黒河道の保全と活用の推進

施策内容	<ul style="list-style-type: none"> ●黒河道の保全と整備を推進します。 ●黒河道を知り、利用するための情報の発信の充実を図ります。 					
施策評価 今後の方針	業務委託を継続し黒河道の保全整備を図るとともに、観光担当課との連携を深め活用を図っていきます。					
事業内容	黒河道トレッキング実行委員会等に文化財の係からも積極的に関わっていきます。また適切な管理を行うために、和歌山県の補助金を活用し、支援を行います。					
主な事業	担当課	事業概要（目的、内容）	方向性			
			R6	R7	R8	重点化
黒河道管理 事業	生涯学習課	県の補助金を活用し、黒河道を適切に管理します。 黒河道の状況を把握し、地理的にも詳しく、周辺土地所有者とも繋がりのある地元団体を選出し、毎月の見回り活動や小改修を行っています。	→	→	→	

② 文化財の保全と活用の推進

施策内容	<ul style="list-style-type: none"> ●文化財の保全活用に関する基本的なアクションプランである「文化財保存活用地域計画」の策定にむけ検討を進めます。 ●文化財の調査とそれを理解するための資料の充実を図ります。 ●文化財理解のための展示・講座・体験教室等の開催に努めます。 ●文化財理解のための体制と施設の充実を図ります。 					
施策評価 今後の方針	文化財の保存活用に関する基本的なアクションプランである『文化財保存活用地域計画』策定の検討を進め、効果的な文化財の保全と活用を推進します。					
事業内容	文化財調査の充実を図るため、文化財の所在把握など情報収集に努めます。また、令和7年度には郷土資料館が開館する予定となっておりますので、文化財理解のための展示・講座・体験教室等教育普及を推進します。 なお、文化財保護のため指定・登録文化財の件数の増加と、文化財修理事業などを計画します。					
主な事業	担当課	事業概要（目的、内容）	方向性			
			R6	R7	R8	重点化
文化財保存 活用地域計 画策定事業	生涯学習課	文化財の保存活用に関する指針のため、「文化財保存活用地域計画」の策定に向けた検討を進めます。	→	→	→	
郷土資料館	生涯学習課	令和7年度に開館予定の新郷土資料館で、展示・講座・体験教室などの教育普及活動のために専門職員の配備・施設の充実を図ります。また、これらの活動のために市が保管する資料の整理・保護に努め、資料館運営の方向性を関係部署と調整します。	→	↗	↗	
文化財保護 事業	生涯学習課	指定・登録文化財の件数を年間1件ずつ増加するため、文化財所在把握調査を実施します。	→	→	→	

③ 歴史的な環境や景観の保全						
施策内容	●貴重な文化遺産を取り巻く独自の文化的景観の保全を図るため、橋本市歴史文化的景観保全条例に基づき規制を行います。 ●災害などにより歴史的な環境や景観が損なわれた場合、県文化財担当課等の関係機関と連携し、早急に対応します。					
施策評価 今後の方針	黒河道など歴史的な環境景観保全を継続して図っていきます。また、災害などにより環境や景観が損なわれた場合、観光担当課、県文化財担当課及び世界遺産文化センター等関係各所と連携し、早急に対応をしていきます。					
事業内容	近年の気候変動に伴い、大型台風や大雨による被害等により文化財が被害を受ける事案が増えています。被害を受けた場合は、今後も県や国と連携をしながら、早急に対応するようにします。					
主な事業	担当課	事業概要（目的、内容）	方向性			
			R6	R7	R8	重点化
黒河道管理 事業	生涯学習課	国の史跡でもあり、世界遺産でもある黒河道を適切に管理します。	→	→	→	

④ 偉人の顕彰						
施策内容	●名誉市民を顕彰・継承していくためのイベント・広報などの実施に努めます。					
施策評価 今後の方針	顕彰活動を行っている団体には引き続き支援をしていき、協働しながら顕彰を行っていきます。新設を予定している資料館には偉人の展示ゾーンを設け、継続してその功績を顕彰します。					
事業内容	学校での学習会や、前畑氏、古川氏の漫画本の配布等を行い、次世代の若者に興味を持ってもらい、顕彰活動を進めていきます。 （仮称）岡潔数学体験館にて、岡博士の資料展示や、算数・数学に関する講座などを展開します。					
主な事業	担当課	事業概要（目的、内容）	方向性			
			R6	R7	R8	重点化
偉人顕彰事業	生涯学習課	前畑氏、古川氏の功績を後世に引き継ぐために顕彰事業を行っていきま す。今後も継続して、事業を行っていきます。	→	→	→	
（仮称）岡 潔数学体験 館事業	生涯学習課	岡潔博士の資料展示や講演会、学習会などによる顕彰事業、算数・数 学への関心を向上させるための講座などを展開します。	↗	→	→	◎

【方向性】 新規：● 拡充：↗ 維持：→ 縮小：↘ 重点化事業：◎

令和 6 年度 実施計画書

1. <施策の概要>

基本目標	【Ⅲ】 子どもから高齢者までともに育み学び合うまち	政策	9生涯にわたる生きがいくりと心の豊かさを高めるまちづくり
施策項目	35 文化芸術・国際交流		
実現したいまちの姿	地域の個性的な文化をいかした市民の文化・芸術活動が、多様な担い手によって成されているとともに、友好都市や姉妹都市との交流が活発に行われることにより、心の豊かな視野の広い国際感覚、異文化への理解をもった、地域の個性がいきる文化の創造が進んでいます。		
主管部局	教育委員会事務局	関連部局	生涯学習課 中央公民館・地区公民館 政策企画課

2-1. <施策評価結果：目標値の達成状況>

	目標名	単位	年度	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	評価
1	「文化芸術・国際交流」施策の満足度	%	目標						25	30	38	45	50	B
			実績	5.9	6.2	9.2	14.3	21.7						
2	文化協会加盟団体の構成員の割合（対総人口）	%	目標	1.8	1.82	1.84	1.86	1.88	1.9	1.92	1.95	1.97	2	B
			実績	1.4	1.4	1.4	1.4	1.4						
3	英語スピーチコンテスト参加学校数	校	目標	17	17	17	17	18	18	18	18	18	18	C
			実績	17	15	0	0	5						
4			目標											
			実績											
5			目標											
			実績											
6			目標											
			実績											

A：進捗率100%以上 B：進捗率50%以上 C：数値が上昇しているが進捗率50%未満 D：数値が下降しており達成に遅れがある E：数値が大幅に下降(20%以上)

2-2. <施策評価結果：市民・団体・事業者などの取組み内容（協働の取組み）>

No.	役割分担	今後の方針
1	関係団体は、行政と協働で国際交流を深める活動に取り組みます。	コロナウィルス感染症が2類から5類になったことを踏まえ、国際交流についても徐々に以前の状況に戻していきたいと考えています。文化、芸術にふれあう機会を提供し、関心を持つ層の裾野を広げるよう努めます。
2	関係団体は、団体間で協力し市民総合文化祭や県展橋本展をさらに充実させ、市民の文化、芸術にふれあう機会の増進に取り組みま	
3		
4		
5		

2-3. <施策評価結果：施策全体の方針>

総合評価	施策全体の方針
B	アフターコロナの中で可能な国際交流を模索し、求められる国際交流を継続していきたい。橋本市民総合文化祭、和歌山県美術展覧会橋本展の持続可能な運営と充実を図り、引き続き多くの方に文化芸術活動に触れる機会を提供します。

A：想定上の効果があり進捗は良好 B：想定どおりの効果があり進捗は順調 C：一定の効果があるが、一部で進捗に遅れがある D：効果は限られ進捗に遅れがある E：効果が表れていない、取り組みができていない

2-4. <施策評価結果：構成する施策>

構成する施策	施策評価
文化芸術活動に接する機会の充実	B
市民の文化芸術活動の支援の充実	B
国際交流の推進	B

A：想定上の効果があり進捗は良好 B：想定どおりの効果があり進捗は順調 C：一定の効果があるが、一部で進捗に遅れがある D：効果は限られ進捗に遅れがある E：効果が表れていない、取り組みができていない

3. <施策内容と主な事業>

① 文化芸術活動に接する機会の充実

施策内容	●感染症対策に配慮し、質の高い文化芸術を享受する機会の拡大や、地域資源や人材をいかした活動の促進などにより、人と人との交流を広げ、まちの活性化を図ります。					
施策評価 今後の方針	文化協会と連携し準備の負担軽減を図るなど、市文化祭や県展橋本展の持続可能な開催の形を検討しながら、継続して文化芸術活動の機会を提供します。					
事業内容	先行き不透明な時代の中、文化は人々に楽しさや感動、精神的な安らぎや生きる喜びをもたらします。また、人生を豊かにするものであり、豊かな人間性を育てる上で重要です。現状では市民総合文化祭を開催しても若年層の作品が少ないため、今後は各学校に呼びかけ、市民総合文化祭への出品及び観覧を呼びかけて行きます。					
主な事業	担当課	事業概要（目的、内容）	方向性			
			R6	R7	R8	重点
市民総合文化祭事業	生涯学習課	橋本市民総合文化祭実行委員会の委員と協力し、展覧会及び文化的イベントを開催します。市民の芸術文化の振興に寄与することやを目的とし、当日の会場では文化活動を通じて市民同士がお互いに交流をし、生活の潤滑油となるような役割を目指します。	→	→	→	
県展橋本展	生涯学習課	県立橋本体育館にて展覧会を行い、広く美術作品の公募を行い、審査、選考した優れた作品を県民及び市民に紹介することで、県民及び市民のさらなる創作意欲の喚起を図り、芸術文化の振興に寄与することを目的とします。また小中学生の絵画、書、立体作品も展示し、若年層の創作意欲を高め、次世代を担う芸術家の育成と美術文化の信仰を図ることを目的とします。	→	→	→	

② 市民の文化芸術活動の支援の充実

施策内容	●文化芸術の振興を図るため、市民の文化・芸術活動への支援を行います。					
施策評価 今後の方針	文化協会へ継続して支援を行うとともに、広く文化芸術活動を行っている個人や団体についても支援や顕彰を行います。					
事業内容	市内全域にある文化団体の活動を支援します。					
主な事業	担当課	事業概要（目的、内容）	方向性			
			R6	R7	R8	重点
文化協会関係	生涯学習課	市内の文化団体が所属している文化協会に補助金を支出することにより、文化活動を援助します。	→	→	→	

③ 国際交流の推進

施策内容	<ul style="list-style-type: none"> ●国際交流については、新型コロナウイルスの感染状況を勘案しつつ、世界とのつながりの重要性に鑑み、維持発展に努めます。 ●橋本市国際親善協会の協力により、世界各地の民族音楽や他国の食文化にふれることで、市民の国際感覚の高揚を図ります。 ●国際理解や国際意識の醸成を図るため、友好都市や姉妹都市との交流を推進します。 					
施策評価 今後の方針	インターネットを使った国際交流や市内在住の外国人の方との交流等、実現可能なものから国際交流を継続していきます。					
事業内容	学生親善大使派遣など、コロナ禍で止まっていた事業を、継続して実施できるように、橋本市国際親善協会と連携します。また国際交流DAYでの様々な国籍の方、世界の料理教室、市民総合文化祭「国際交流展」などで国際交流をはかっています。					
主な事業	担当課	事業概要（目的、内容）	方向性			
			R6	R7	R8	重点
国際交流の推進	生涯学習課	市内在住の外国人の方と交流をはかるだけでなく、外国からの転入児童生徒で日本語が困難な場合に、橋本市国際親善協会とも連携することで対応することも検討していきます。	→	→	→	

【方向性】 新規：● 拡充：↗ 維持：→ 縮小：↘ 重点化事業：◎

令和 6 年度 実施計画書

1. <施策の概要>

基本目標	【Ⅲ】子どもから高齢者までともに育み学び合うまち	政策	9生涯にわたる生きがいづくりと心の豊かさを高めるまちづくり
施策項目	36 青少年健全育成		
実現したいまちの姿	青少年の問題行動に対し、学校・関係機関と連携した対応がなされ、また市少年非行の未然防止活動を実施することにより、青少年非行が少しでも少なくなる社会が構築されています。		
主管部局	教育委員会事務局	関連部局	生涯学習課

2-1. <施策評価結果：目標値の達成状況>

	目標名	単位	年度	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	評価
1	ジュニアリーダー研修事業等の参加者に占める青年リーダーの割合	%	目標	65	66	67	68	69	70	71	73	74	75	B
			実績	65	67	74	70	59						
2	非行防止活動（見回り活動）の実施（年間）	回	目標	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	B
			実績	28	19	22	20	26						
3			目標											
			実績											
4			目標											
			実績											
5			目標											
			実績											
6			目標											
			実績											

A：進捗率100%以上 B：進捗率50%以上 C：数値が上昇しているが進捗率50%未満 D：数値が下降しており達成に遅れがある E：数値が大幅に下降(20%以上)

2-2. <施策評価結果：市民・団体・事業者などの取組み内容（協働の取組み）>

No.	役割分担	今後の方針
1	市民・関係団体は、行政と協働で街頭補導を実施し、非行や犯罪の防止に努めます。	長期休業中の補導活動の充実に努めます。また、青少年補導員のブロック別事業の充実や関係各団体との連携強化を図ります。
2	関係団体は、行政と連携のもと、子ども会、公民館、児童館と青年リーダーとの協働による地域の子どもの健全育成活動に取り組みます。	
3		
4		
5		

2-3. <施策評価結果：施策全体の方針>

総合評価	施策全体の方針
B	学校や関係機関と連携した対応ができています。近年ではSNS等によるネット上のトラブルが増加・悪質化の傾向しており、啓発パンフレットの配布や研修等を充実させる必要がある。青少年の健全育成を継続的にすすめることができています。しかし、新型コロナウイルス感染症の影響により活動が停滞した。今後は新型コロナウイルス感染症が2類から5類に見直されたことに伴い、取組を見直していく必要がある。

A：想定上の効果があり進捗は良好 B：想定どおりの効果があり進捗は順調 C：一定の効果があるが、一部で進捗に遅れがある D：効果は限られ進捗に遅れがある E：効果が表れていない、取組みができていない

2-4. <施策評価結果：構成する施策>

構成する施策	施策評価
青少年の健全育成活動の充実・交流の促進	C
立ち直り支援の充実	B
環境浄化活動の実施	A
青少年の健全育成に関わる人材の育成	B

A：想定上の効果があり進捗は良好 B：想定どおりの効果があり進捗は順調 C：一定の効果があるが、一部で進捗に遅れがある D：効果は限られ進捗に遅れがある E：効果が表れていない、取組みができていない

3. <施策内容と主な事業>

① 青少年の健全育成活動の充実・交流の促進

施策内容	<ul style="list-style-type: none"> ●講習会や研修会等を通じて青少年の健全育成活動の充実と交流の促進を図ります。 ●非行防止を図るため、学校警察青少年センター連絡協議会等との情報共有を推進します。 ●補導件数が増加する長期休業中の補導活動を強化します。 ●万引き防止、電車マナーアップキャンペーン、ネットマナー等の啓発を充実します。 ●子どもの健やかな成長にむけて、スマホ利用に関するリーフレットを配布し啓発するとともに「橋本市子どもスマホ宣言」を推進します。 ●魅力ある子ども会活動を促進します。 						
施策評価 今後の方針	青少年非行を未然防止するため、学校警察青少年センター連絡協議会等との情報共有をより一層推進します。子どもの健やかな成長に向けて「橋本市スマホ宣言」を推進します。						
事業内容	警察等の協力を得ながら消費者被害についての情報を収集・整理し、子どもが被害を被らないように情報発信を行います。また、SNSで大麻等の薬物を入手する若者が増加していることへの注意喚起を行います。						
主な事業	担当課	事業概要（目的、内容）	方向性				
			R6	R7	R8	重点化	
青少年センター事業	生涯学習課	子どもにとって身近なアイテムとなったスマホ等の利用に関するリーフレットを作成・配布します。 警察等の協力を得ながら青少年の薬物乱用の実情を知り、子どもたちへの啓発活動を行います。	→	→	→		
はしもと子どもまつり事業	生涯学習課	子どもたちがさまざまな経験をできる場を提供し、子どもたちが企画・運営に参加するイベントを実施する。	●	→	→		

② 立ち直り支援の充実

施策内容	<ul style="list-style-type: none"> ●子育て世代包括支援センター、警察、教育相談センターと連携して、青少年の心情を吐露することのできる場を提供し、精神的な安定を図ります。 ●青少年の不安等を緩和するため、電話・メールでの相談について広報等で周知を図ります。 						
施策評価 今後の方針	子育て世代包括支援センター、警察、教育相談センター等と連携して、青少年の心情を吐露することのできる場を提供し、精神的な安定を図る居場所作りに努めます。						
事業内容	子育て世代包括支援センター、警察、学校、教育相談センター等と情報共有できる関係をより構築し、対象者の改善点を見出すことに努めます。						
主な事業	担当課	事業概要（目的、内容）	方向性				
			R6	R7	R8	重点化	
青少年センター事業	生涯学習課	学校生活や家庭での生活態度や行動について関係機関と連携しながら改善点を見出し、支援や指導の中で本人に気づかせる。	→	→	→		

③ 環境浄化活動の実施						
施策内容	<ul style="list-style-type: none"> ●有害図書等は減少傾向にあります。「ヤギの箱」の設置場所を検討していきます。 ●コンビニエンスストア、ゲームセンター、カラオケ店へ立ち入り調査し、啓発を行います。 					
施策評価 今後の方針	コンビニエンスストア、ゲームセンター、カラオケ店への立ち入り調査を実施し、健全育成に関するチラシ等の配布を継続していきます。					
事業内容	有害図書等の回収状況についての分析を行い、有害図書の回収状況や回収するために適切な設置場所の検討を行います。 成人年齢が18歳に引き下げられましたが、たばこや酒類は20歳に達していないと販売できないことを市内の取扱店に出向き周知します。(継続)					
主な事業	担当課	事業概要(目的、内容)	方向性			
			R6	R7	R8	重点化
青少年センター事業	生涯学習課	12月3月を除く月末に「やぎの箱」の点検・回収を行っています。 たばこや酒類の販売店に、購入者が20歳に達していることが明らかである場合を除いて年齢確認をするよう協力依頼を行います。	→	→	→	

④ 青少年の健全育成に関わる人材の育成						
施策内容	<ul style="list-style-type: none"> ●橋本市青少年育成市民会議と協働で青少年の健全育成にかかわる人材を育成します。 ●ジュニアリーダー研修会参加者や市内の高等学校に働きかけて、青年リーダーの育成と活用を図ります。 					
施策評価 今後の方針	市内の高等学校での青年リーダーの説明会の機会を増やし、青年リーダーの増員を図ります。青年リーダーが中心となり事業を運営することで、将来の青年リーダーの育成を図ります。					
事業内容	青年リーダーを増員するため、高等学校での説明会を実施します。また子ども冒険村が近年の異常な暑さの中でも実施可能なものとなるよう行います。その中で青年リーダーが成長できるよう支援を行います。					
主な事業	担当課	事業概要(目的、内容)	方向性			
			R6	R7	R8	重点化
子ども冒険村事業	生涯学習課	小学5年生を対象に仲間づくりの大切さを学ぶなど、交流を深める機会を作ります。またこの事業の企画運営を担う高校生大学生から構成される青年リーダーの育成にも努めます。	→	→	→	

【方向性】 新規：● 拡充：∧ 維持：→ 縮小：∨ 重点化事業：◎

令和 6 年度 実施計画書

1. <施策の概要>

基本目標	【Ⅲ】子どもから高齢者までともに育み学び合うまち	政策	9生涯にわたる生きがいづくりと心の豊かさを高めるまちづくり
施策項目	37 地域コミュニティ		
実現したいまちの姿	地域コミュニティが活性化され、多くの市民が地域のまちづくり活動に主体的に参画することで、多様な主体による「協働によるまちづくり」が進んでいます。		
主管部局	総合政策部	関連部局	地域振興室

2-1. <施策評価結果：目標値の達成状況>

	目標名	単位	年度	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	評価
1	自治会加入率	%	目標	86.4	86.8	87.2	87.6	88	88	88	88	88	88	D
			実績	86	87	87	86	85						
2	「地域コミュニティ」施策の満足度	%	目標	43.6	45.2	46.8	48.4	50	51	52	53	54	55	B
			実績	15	9	14	19	27						
3			目標											
			実績											
4			目標											
			実績											
5			目標											
			実績											
6			目標											
			実績											

A：進捗率100%以上 B：進捗率50%以上 C：数値が上昇しているが進捗率50%未満 D：数値が下降しており達成に遅れがある E：数値が大幅に下降(20%以上)

2-2. <施策評価結果：市民・団体・事業者などの取組み内容（協働の取組み）>

No.	役割分担	今後の方針
1	市民・事業者・関係団体は、行政と情報を共有することで連携を強化します。	住み慣れた地域で、子どもから高齢者まで地域全体で支えあいながら、市民、議会、NPO、行政が力を合わせ、安全安心な生活が送れるまちの実現を目指します。
2	事業者は、事業者の持つ資源や技術をいかして、市民だけではできない取組みを支援します。	
3	関係団体は、団体の持つ情報の輪を地域づくりにいかすとともに、他の団体やNPO等の活動に関心を持ち、連携して取り組みます。	
4	市民・事業者・関係団体は、「橋本市の自治と協働をはぐくむ条例」について理解を深めます。	
5	市民は自分たちのまちに関心を持ち、自分たちのまちをよく知るために、情報を出し合い共有しま	

2-3. <施策評価結果：施策全体の方針>

総合評価	施策全体の方針
B	「協働によるまちづくり」実現のためには、「橋本市の自治と協働をはぐくむ条例」の理念醸成が必要不可欠です。今後も区、自治会をはじめ市民の皆さんへの条例周知に取り組みます。また、区長会と第2層協議体の地区割りをベースに橋本市全地域10地区で、R10の第3次長期総合計画スタートに合わせて福祉を中心とした地域運営組織設立を目指します。

A：想定上の効果があり進捗は良好 B：想定どりの効果があり進捗は順調 C：一定の効果があるが、一部で進捗に遅れがある D：効果は限られ進捗に遅れがある E：効果が表れていない、取り組みができていない

2-4. <施策評価結果：構成する施策>

構成する施策	施策評価
市民活動の支援	B
協働のまちづくりの推進	B
地域コミュニティの活性化	B

A：想定上の効果があり進捗は良好 B：想定どりの効果があり進捗は順調 C：一定の効果があるが、一部で進捗に遅れがある D：効果は限られ進捗に遅れがある E：効果が表れていない、取り組みができていない

3. <施策内容と主な事業>

① 市民活動の支援						
施策内容	<ul style="list-style-type: none"> ●幅広い世代の市民の知識や経験、技能を市民活動にいかしていくため、活動する個人・団体の情報の収集・発信と事業の周知を図ることにより市民力の活用を進めます。 ●市民活動団体等が主体的に地域課題の解決にむけて行う活動に対して、「地域づくり活動交付金」を交付します。 ●市民やボランティア団体、NPO等の活動をより一層活発化させるため、市民活動サポートセンターを中心とした支援体制を推進します。またボランティア等の市民活動を希望する人とボランティアの手助けを必要とする人のマッチングに努めます。 					
施策評価 今後の方針	社会教育関係団体など庁内部署と関係のある団体については申請書類を省略できるなど、利用者にとって使い勝手の良い内容を検討します。 サポートセンターの新規利用者の増加を図るための取り組みを検討する必要があります。					
事業内容	申請の簡素化を図るため、ボランティア活動保険掛金要綱の見直しを実施する。 令和8年度に市民活動サポートセンターの職員数を増やし、新規講座を実施することで、新規利用者の増加を図る。					
主な事業	担当課	事業概要（目的、内容）	方向性			
			R6	R7	R8	重点化
ボランティア活動保険掛金補助事業	地域振興室	ボランティア活動保険の掛金を補助することにより、人にやさしい市民協働のまちづくりを推進する。 市民が安心かつ自立して地域社会づくりに参加できるよう、市民公益活動に参加する市民に対し、掛け金補助を行う。	→	→	→	
市民活動サポートセンター委託事業	地域振興室	市民の自主的で営利を目的としない社会貢献活動を支援するため、市民活動サポートセンターを設置している。会議室の貸し出しや、ボランティア人材のマッチングや研修等を行っているが、現在の施設運営は職員1名体制で、講座等を企画する余裕がない。指定管理の協定更新の令和8年度から配置人員を増やすことで、講座等のソフト面の充実を図り利用者の増加を目指す。	→	→	↑	

② 協働のまちづくりの推進						
施策内容	<ul style="list-style-type: none"> ●地域懇談会を実施し「橋本市の自治と協働をはぐくむ条例」を周知することで、地域の方々に協働によるまちづくりの重要性を理解してもらい、区長会と第2層協議体の地区割りをベースに福祉を中心とした地域運営組織の設立をめざします。 ●意見交換、情報交換の場に多くの市民参加はありますが、若年層・女性の参加が少なく、今後は市内在住外国人を含めた、幅広い年齢層が参加できる体制づくりを検討します。 					
施策評価 今後の方針	広まりつつある協働のまちづくりをさらに広げるため、協働の実行団体の設立や担い手の育成などを検討していく必要があります。また、教育委員会や健康福祉部など部を横断した連携を検討していきます。					
事業内容	地域づくり活動交付金を幅広い団体に活用いただくため周知を図る。 市民が協働のまちづくりに触れることができる場を設けるなど、協働のまちづくりが市民にとって身近なものとなるよう場づくり、環境づくりに努める。 現在は第2層協議体を核とした地域運営組織の設立を目指しており、今後、共育コミュニティ等地域を中心とした活動を行う団体と共に活動を行う機会を積極的に設け、各種団体との連携を強化していく。					
主な事業	担当課	事業概要（目的、内容）	方向性			
			R6	R7	R8	重点化
自治と協働をはぐくむ条例	地域振興室	平成31年に制定した橋本市の自治と協働をはぐくむ条例の内容が橋本市にふさわしく、社会情勢に適合しているかどうか、効果を検証し、必要に応じて見直しを行う橋本市の自治と協働をはぐくむ委員会を設置し、条例の実効性を担保している。また委員会では、検証活動に加え、協働の推進活動や周知活動を行っている。	→	→	→	
地域づくり活動交付金	地域振興室	地域課題の解決のために主体的に取り組む団体の活動に対して、その経費の一部を支援することで、団体活動の活発化と市内への波及を図る。	→	→	→	
地域運営組織	地域振興室	令和5年度まで地域運営組織検討懇話会において、協議を重ねてきた設立要件を定めた地域運営組織規則を令和6年度より施行する。今後は各地区でタウンミーティング（地域の将来を考えよう）を開催、地域住民の協働意識の向上を図り、地域運営組織設立準備会の設立を目指す。また、各準備会で地域まちづくり計画を作成、第3次長期総合計画に地域別計画を掲載する。	→	→	↑	◎
自治と協働の実践事業	地域振興室	「自治と協働を進めるため、人と人が交流できる居場所づくり」をテーマに、令和6年度に自治と協働の実践を見える化する事業実施のための団体を橋本市の自治と協働をはぐくむ委員会とは別に設立する。当初は年間を通じた協働の理論と実践を学ぶボランティア養成講座を開催するほか、子どもを対象にした教材を作成するなど人材育成の仕組みを構築する。将来的には公共施設の跡地等を利用した地域住民や協働のまちづくりに取り組む方たちの居場所・情報交換の場となる多機能施設の設置を目指す。	↑	→	→	◎

③ 地域コミュニティの活性化						
施策内容	<p>●区・自治会は平時だけでなく、災害などの緊急時においても共助として果たす役割が大きいと、市民に対して地域コミュニティの重要性の認識を高めるとともに、転入時、市窓口で案内チラシの配布を行うことで、区・自治会の魅力を伝え、加入の促進を図ります。</p> <p>●地域の区・自治会活動を市全体のコミュニティ活動の向上につなげるため、区・自治会間の連携を促進します。</p>					
施策評価 今後の方針	橋本市地域運営組織のベースとなる第2層協議体を支援し地域力を向上させ、そこに自主防災会、共育コミュニティ、地域食堂等を加える形で、地域運営組織の設立を目指します。また、各課の補助金を棚卸し、持続可能な地域コミュニティ発展交付金に追加拡充することで、自らの判断と創意工夫により持続可能でよりよい地域社会の実現に資するための活動を支援します。					
事業内容	橋本市地域運営組織のベースとなる第2層協議体を支援し地域力を向上させ、そこに自主防災会、共育コミュニティ、地域食堂等を加える形で、地域運営組織の設立を目指します。また、各課の補助金を棚卸し、持続可能な地域コミュニティ発展交付金に追加拡充することで、自らの判断と創意工夫により持続可能でよりよい地域社会の実現に資するための活動を支援します。					
主な事業	担当課	事業概要（目的、内容）	方向性			
			R6	R7	R8	重点化
集会所新築 改修補助事業	地域振興室	区・自治会が地区集会所の新築・改修及び集会所の管理運営等を行う際に要する経費に対し補助金を交付することで、地域における生活文化の向上や相互扶助機能の強化等安全で快適な地域づくりの発展に努めることができる。	→	→	→	
掲示板改修 費補助事業	地域振興室	区・自治会が掲示板を回収する際に要する経費に対し補助金を交付することで、地域の情報の伝達及び公共の用に供し、地域の活動を豊かで活力あるものにすることができる。	→	→	→	
広報配布委 託事業	地域振興室	区・自治会と協働で市広報等を配布することにより市民に市政情報の提供を行っている。 また、市民サービス情報等、市政情報を市民に伝えることで、市民や地域活動の活性化に寄与している。	→	→	→	
持続可能な 地域コミュニ ティ発展 交付金事業	地域振興室	令和4年度から区・自治会関連補助金を集約し、持続可能な地域コミュニティ発展交付金を創設した。申請書、事業報告書等が一本化され、区・自治会の負担減に貢献した。また、令和6年度より「地域の特色を活かした事業に対する補助」として区・自治会で独自に取り組んでいる地域活動（自主防犯活動、交流イベント、デジタル化推進、事務改善）に対して上乗せ交付をします。	↗	→	→	

【方向性】 新規：● 拡充：↗ 維持：→ 縮小：↘ 重点化事業：◎